

府に納付することとなつた。

三は日銀の職制を改正して日銀總裁の諮問機關として、總裁を會長とし、五人以内の參與を以て組織する日本銀行參與會の設置を規定するものであつた。その第一回參與は個人の資格に於て左の五氏が任命された。

- 前日本銀行副總裁 木村清 四郎
- 日本商工會議所會頭 郷 誠之助
- 東京手形交換所理事長 池田成彬
- 東京銀行集會所會長 串田萬藏
- 大阪銀行集會所委員長 八代則彦

なほ當時政府の日銀制度改善策と併行して、日本經濟聯盟並に日本商工會議所も夫々改善案に付き建議するところあつたが、これは大體政府原案と大同小異で、唯異なる點はこれに附隨して金融の疏通圓滑化を高調せることであつた。

又政府は右改正に附隨して大藏省官制の銀行検査官數を變更し、勅任を二名とし、一名を日銀專任監理官と爲したが、當時は銀行局長又は理財局長が日銀監理官を兼任してゐたものである。

日本銀行金買入法

前述の如く金解禁時代に日銀の正貨準備は著しく減少した。然し七年に入つてから國際金塊相場は次第に騰貴して來たので、政府に於ては其の對外支拂の必要と、これが爲替の上に及ぼす影響を考慮し、併せて産金の獎勵を爲し、金の國外逃避を防止する目的から同年三月より時價に依る産金の買上げを開始するに至り、先づ最初其の買入値段を一匁七圓二十五錢としたのである。而してこれが今日の我が國の金政策の第一歩であつて、其の後國際金塊相場の漸騰に依り其の買入値段を漸次引上げ、同年八月に八圓臺となし、更に同年十一月には九圓臺に、翌八年十一月には十圓近く迄引上げたのである。斯くの如き金價格の騰貴は産金業者を刺戟することとなり、左の如く我が國の産金額を著しく増加せしめたのであるが、此の間七、八兩年間に政府の買入れた産金額は約一萬五千貫餘、金額にして一億二千六百萬圓に及んだ。

我が國産金額 (單位庭)

昭 和 四 年	昭 和 五 年	内 地	朝 鮮	臺 灣	合 計
10,411	13,077	5,551	462	16,437	
		6,186	477	18,451	

六 年	三、二七五	九、〇三三	五、五三	三、八〇〇	一八四
七 年	三、四七七	九、七〇〇	八、七	三、〇一四	
八 年	三、五八六	二、五八	六、五二	二、八八八	
九 年	二、一四六	二、四一七	一、〇〇一	二、五七七	

而して政府の對外支拂、其の他のために昭和七年中に海外に現送した金は約一億一千二百萬圓に上つたが、其の後は貿易の好調に加へて外國爲替管理法の制定實施に依り外國爲替相場は漸次安定し來つたので、金の現送額は著しく減少し、八年九月迄には約二百萬圓に激減し、其の後は直接當時の爲替政策上金の現送の必要は殆ど之を認めざるに至つた。

然し乍ら、正貨準備の激減せる事情の下に於て、將來の爲替政策上金の重要性を看過し得ざることは云ふ迄もなく、又將來に於ける金本位復歸に對する準備としても金の集中、國內保有政策を強化することは益々必要であつた。茲に於て政府は九年四月法律第四十四號で日本銀行金買入法を、同月大藏省令第十四號で日本銀行金買入規則を公布施行した。右の要點を摘記すれば左の如くである。

日銀は内地、朝鮮及び臺灣の産金業者（朝鮮銀行及び臺灣銀行は産金業者に準ず）を指定し、大體時價を標準として右より産金の買入れを行ひ、日銀は其の買入れたる金を一匁五圓の割合を以て評價し、之を正貨準備に繰入れ、買入價格と右評價格との差額は政府の同行に對する債務となし、其の債

務限度を一億圓とする。政府は海外拂其の他の特別の必要ありと認むる時には、日銀に對し本法により買入れたる金を政府に引渡すことを命ずることを得、又若し日銀が本法により買入れ保有する金に付き利益の生じたる時には之を政府に納付せしむる。

斯くて同法實施と共に其の買入値段を一瓦二圓九十五錢、即ち一匁約十一圓六錢に引上げた。

この日銀に於ける金買入れは買入額に相當する額の日銀券増發の原因となるべきものであつて、日銀引受發行公債手取金の撒布と共に、インフレ的作用を及ぼすものであつた。

第十二節 外國爲替の變動

資本逃避防止法の制定

金輸出再禁止、金本位停止下に於ける膨脹財政の實施が金融界に及ぼした影響に外國爲替の急激なる低落がある。

六年十二月金輸出再禁止以來我が對外爲替相場は著しく低下し、再禁止以前の對米四十九弗八分三より七年一月には早くも最低三十四弗となり、其の後も漸落して六月には二十弗臺を現出するに至つた。而して内外の非常時局に依り我が膨脹財政の實施は漸次其の輪廓を明確にしつゝあつたので、圓

貨は兎角實力以下に評價され軟弱を示したので、圓貨の軟弱を見越す資本の逃避が行はれつゝあつた。斯る情勢に於て政府は人爲策を以て爲替安定を圖るは時期尙早として反對であつたが、通貨膨脹政策の遂行に伴ひ、今後益々其の流出が懸念せらるゝ一方、貿易は見越輸入のため漸く悪化し、爲替の動搖も著しい情勢にあつたので、遂に爲替管理斷行を決意し、第六十二議會に資本逃避防止法を提出するに至つた。

これに先立ち東京手形交換所では七年五月の經濟調査會に於て深井日銀副總裁より該法案の内容を聴取し、政府支援のため、同法案の實施迄は資本の海外逃避と看做すべき爲替の取組には應ぜざる旨の申合せを爲した。

該法案は、七年六月法律第十七號を以て公布され、これに附隨する大藏省令も、夫々第十二、十三號を以て公布、七月より施行されたが、その内容は、専ら資本の逃避を防止することに取締りの範圍を局限してゐた。然し右法案に就いては相當疑義があり、その疑義一掃と將來法規の改正を要する場合等を考慮して、同年七月大藏省内に資本逃避防止委員會が設置された。

一方政府は既述の如く同年三月より産金の買上げを開始して、日銀の正貨準備激減下に於て金の國外逃避をも防止し、爲替政策上に備へるに至つたのである。

然し乍ら斯くの如き措置は講ぜられたが、爲替相場は依然軟弱を續け、同年十一月以降は二十一弗

八分三より二十弗に往來し、更に二十弗を割らんとする情勢で、爲替市場は混沌たる有様を呈し、此の間にあつて爲替の思惑取引、無爲替輸出、即ち商品の形に依る資本の逃避が絶えなかつた。之等の情勢から大藏省は從來一ヶ月毎に報告せしめてゐた爲替取引の内容を翌日報告せしめることとし、十一月爲替銀行に通達し思惑取引を抑制するところあつた。又八年三月の米國の金融恐慌に際しては、圓價暴騰抑制策として賣行爲に關する翌日報告主義を更に徹底せしめ、買爲替に就いても翌日報告主義を採用するに至つた。

外國爲替管理法の制定

金輸出再禁止以來政府は右の如く資本逃避の取締は行つたが、直接爲替相場に對しては低落するが儘に委せてゐた。之は一つには當時世界各國が何れも不況に悩み、通貨の價值が安定せず、従つて各國相互間の爲替相場は全く混沌として治る處がなく、其のため我が對外爲替の下落、動搖に對しても何等爲すべき手段がなかつたことに原因があり、又二つには爲替の低落は必然的に輸出の獎勵、輸入の抑制となり、國際貸借の自働的調節作用を爲す効果があつたからであつて、之は我が國のみならず、不況に喘ぐ各國が經濟ブロックを形成し、關稅障壁を高めると共に自國の通貨の價值を引下げ、低爲替政策を採ることに依つて自國の國際貸借を有利に導かんとする新傾向でもあつた。

然し乍ら、爲替の低落は他方に於て外債利拂の負擔増、政府の財政の上に爲替差損金の増加等好ま
しからざるものがあり、殊に爲替相場が混頓として安定せざることは低爲替に依る貿易上の利益をも
舉げ得ざる悪影響があつた。又爲替相場が我が國の經濟實力に對し餘り掛け離れて低落することは好
ましからざることもあつた。當時本邦五大電力會社は相當外債を有してゐたから、これが利拂ひに
關し悲鳴を擧げつゝあつたことは、この間の事情を物語るものであらう。

斯る現状から政府も爲替相場が對米二十弗以下に低下することを防止し、且つ其の維持安定を圖る
こととなつた。當時八年三月に米國は全國的金融恐慌を來し、金の輸出を禁止した。其の結果弗貨は
下落し従つて我が對米爲替は三月以降恢復して同年末に三十弗臺を示すに至つたが、弗貨の切下問題
を契機として、弗貨は未曾有の混亂に陥つたので、爲替相場の基準を米貨に置くことは不適當となつ
た。茲に於て從來の我が爲替の對米基準を對英基準に改めると共に、當時の對英相場は一志二片二分
一であつたから大體に於て此の邊に爲替を安定せしめんとする方針が自然に採られた。

然して斯くの如く爲替の安定を圖るためには、單に資本の國外逃避のみを取締つた從來の資本逃避
防止法では不十分な點があつたので、これに代へて外國爲替管理法を制定公布、勅令に依り八年五月
より施行した。

外國爲替管理法

八年三月法律第二十八號

外國爲替管理法に基く命令の件

八年四月大藏省令第七號

外國爲替管理法に關する施行手續 八年四月大藏省令第八號

外國爲替管理法は、國家が命令を以て取締り得べき行爲の範圍、及び取締りに附隨する各種の權限
を規定するのみで、實質的の規定は、總べて之を命令に委任してゐるのであるが、此の法律によれば
政府は必要あらば殆ど一切の外國爲替に關する取締りを爲し得るのであつて、外貨資産の徵收、貿易
の統制に迄及び得るのである。然し乍ら、夫れは將來の變化に對處して政府の採り得る取締りの範圍
を示すに止り、此の法律に基く命令、即ち實體規定たる省令に於ては、未だ斯くの如き強度の爲替管
理を規定せず、資本逃避防止法の補強をば眼目としたのであつて、改正の主たる點は、爲替の思惑取
引を絶対に禁止すること及び商品の形による資本逃避、即ち無爲替輸出を取締ることにあつた。斯く
の如き資本輸出の嚴重なる取締りは、金輸出再禁止に伴ふ當然の處置ではあると云へ、特にインフレ
操作及び低金利政策と不可分の關係にあり、又爲替相場統制の根據となれるものであつて、爲替相
場をば對英一志二片に維持安定せしめてゐる一支柱がこゝに存するのである。

斯くて右法令公布と共に法に規定せられてゐる外國爲替管理委員會並に外貨評價委員會を夫々八年
五月勅令第三百三十五號及び百三十六號で設置した。

爾來爲替相場は能く對英一志二片に維持せられ、爲替取締上には何等の改正強化を加へなかつたの

であつて、此の對英一志二片の相場は金再禁止後に於ける我が通貨の對外價值を示す基準となるに至つたのである。九年一月米國が平價の切下を行つて以來弗貨の價值も安定し、我が對米爲替は専ら英米クロッスの小浮動に連れて動くに止り、大體に於て二十九弗前後を示した。従つて七年三月より開始した政府の産金買上は之を爲替政策上に使用する必要が殆どなくなつたので、九年四月より其の買上げを日銀に移し、専ら正貨準備の充實に備へたものである。

なほこの取締りは内地のみでは不完全であるから同年四月勅令第六十六號及び第二百四十一號を以て朝鮮、臺灣、樺太、關東州及び滿鐵附屬地迄實施した。

第十三節 時局匡救策と不動産銀行の活動

滞貨生絲の買上げ

金の輸出再禁止に依り爲替相場の低落から一般物價の騰貴となり、一時的乍ら財界は活況を呈したが、直ちにこれも雲散霧消して、不景氣は一層深刻化するに至り、當時地方農村に於ける疲弊は深刻なるものがあつた。即ち昭和六年の如きは米、繭の收穫が減少し、而も米價は慘落して稀に見る安値を示し、繭價も絲價安定融資法に依る滞貨に依つて低迷状態を持續して、三四年頃の半ばにも達しない有様で、七年に入りても、繭價は勿論、米價も依然安値を示したため、農家の窮乏は愈々甚しきを加へ、農村救済問題は世論の中心を爲す重大問題となり、第六十二議會に於ては農村救済決議案が通過する程であつた。

斯くの如き情勢から政府は預金部資金の動員を決定と共に五年三月絲價安定融資補償法の發動に依つて十萬七千俵の生絲が滞貨となり、これが繭價を慘落せしめてゐること、銀行に對する融資期限も切迫しつゝある點に鑑み、これが一括處分することに決定した。

斯くて滞貨生絲は旭シルク會社にて買取り政府は銀行に對し損失分の補償額を交付することに一先づ内定したが、種々なる障害を生じたので、政府がこれを買受けることとし、第六十二議會に絲價安定融資擔保生絲買収法並に絲價安定融資損失前後處理法を提出し、夫々通過と共に七年七月法律第十八號並に第十九號を以て公布、その施行細則も七月夫々公布した。其の概要は左の如くである。

一、銀行が生絲の製造又は加工を爲すものに對して爲したる資金融通の擔保たる生絲と帝國蠶絲會社が絲價安定のために行ひたる生絲共同保管事業の資金として爲したる資金融通の擔保生絲を政府が一括して買受くる。

二、生絲の買入代價は一荷口四千五百二十二圓二十五錢とし、買上代金は四千四百七十四萬圓以内にて於て公債を以て五ヶ年を下らざる期間に毎年分割して交付する。

三、買上生絲は從來の生絲消費の領域を侵さざる範圍で新規の用途を開拓し、市價に影響を及ぼさざる方法により之を處分す、其の處分は五ヶ年以内に爲すものとする。
この對策は心理的にも市場に好影響を與へたと銀行に對しても不況に悩みつゝあつた際であつたから、それだけの餘裕を生じ、業績上に漸次現はれることとなつた。

不動産資金化問題

前述の如く農村不況の結果として、地方銀行中には資金の固定を來したものが多く、既に七年の初め頃より預金の支拂を停止するものを生じ、日を経るに従つて其の勢を増大し、延いて地方金融界に重大なる影響を及ぼすやも圖り難き情勢となり、不動産金融の如きも著しく不圓滑となるに至つた。當時關東商工會議所聯合會で政府竝に關係當局に陳情した文書は痛切に之を述べてゐた。

我が關東地方は蠶絲織物の生産旺盛にして、之に要する資金の需要と流通とは、常に繁激を極め居り候、然るに數年來繼續せる經濟界の不況は、最近愈々深刻の度を加へ、一般農商工者の疲弊と困憊とは、實に名狀すべからざるものあり。延いて金融業者の資金は、概ね固定して流通性を失ひ、更に中小商工業者の資金融通の途絶し、業務は萎微不振に陥り、遂に傾産、破産相次ぐの慘狀を呈し居り候。今にして之が救済の方法を講ずるに非ざれば、或は社會問題を惹起し不詳事件

勃發の虞れなきを保し難しと憂慮致し居り候。政府當局に於ても種々之が對策を御考慮のことと拜承仕り候へ共、吾人は急速に其の實現を願ふと同時に、左記事項に就いては、特に深甚の御考慮相仰ぎたく、茲に關東商工會議所聯合會の意見を具し、謹而陳情致し候

- 一、不動産資金化の實現を速ならしむること
- 一、中小商工業者の資金救済的融通の途を講ずること

斯くて不動産資金化は世上の重大問題と化し、不動産銀行の立場から馬場勸銀總裁の不動産金融の改善案竝に金融團體の五日會等より夫々具體案を建議するところあつたが、政府に於ても前述の日銀保證準備の擴張、制限外發行税の低減等を行ひ、通貨の供給圓滑化から不況打開對策の一端となし、一方郵貯利下げから貸付利率の低下を圖り、一般金利の低下に資するに至つたのであるが、これ等施策の効果は將來のことに屬し、現實なる問題たる農村救済には役に立たざる點を考慮して、早急に地方金融界の安定を圖ることとし、先づ地方銀行の不動産抵當債權を資金化して其の固定せる資金を解放することに決し、七年四月差當り二億圓を限度として預金部より勸銀、農工竝に北拓に資金を融通して地方銀行の不動産抵當債權を資金化することとした。

其の結果地方金融界は漸次安定するに至つたが、政府は一層の効果を收めるため、第六十三議會の協賛を經、七年九月法律第二十四號を以て不動産融資及び損失補償法を公布し、次いで同月大藏省令

第三十三號で同法第一條に依る資金融通に関する規程を制定公布、勅令に依つて同年十月より何れも施行を見た。

之に依れば勸銀、農工又は北拓は、銀行から不動産資金融通の請求があつた場合に於て、これが金融の疏通を圖るために必要であると認めたらば、各特殊銀行法規によらず、大藏大臣の定むる所に従ひ、當該銀行又は其の責務に對し資金の融通を爲すことを得るのであつて資金融通の方法は

一、當該銀行の不動産又は不動産抵當附債權（抵當證券を含む）を擔保とする貸付

二、當該銀行に對する不動産を抵當とする債務の辨濟のために當該不動産を抵當とする貸付

であつて、この融資に依つて融資銀行が損失を受けた場合には、政府はそれに對して一億圓を限り、その損失を補償する外、融資銀行は不動産融資の資金に充つるため、預金部に對し勸業債券、農工債券又は拓殖債券の引受を請求することが出来る。なほこの融資は三ヶ年間に限られ、融資期限は五ヶ年を超ゆるを得ないこととされた。

一應として六年三月公布施行された不動産抵當證券が、何故活用されないかとの疑問が起るであらうが、それは左の事情から不備の點があつたことが指摘される。

即ち不動産抵當證券制度は六年八月から單に市街地に限つて實施され、且つ抵當證券の下附手續その他が煩瑣であつたから、現在地方銀行に於ては殆ど活用されてゐない状態であつて、又不動産抵當

附債權證券化の制度竝に不動産抵當債權を質とする貸付の制度は、何れも當該債權が確實なるものであることを前提とするものであるが故に、不況の深刻化に伴ふ不動産價格の激落により、不動産抵當貸付の内容が著しく悪化する時に於ては、單に斯かる方法のみによつて地方銀行の不動産抵當貸付を資金化することは到底困難であつた。のみならず地方銀行資金の固定、地方金融の梗塞が日増に悪化し一日も忽せに出来ない情況下に置かれた結果、一時的救済方法として不動産融資及び損失補償法の發動となつたものである。

政府はこの外これと同趣旨の産業組合特別融通及び損失補償法、農業動産信用法、農村負債整理組合法を相次いで公布し、農村救済の解決に當つたものであつた。

なほ昭和六年末の全國銀行の不動産貸付額は左の如く合計三十三億七千餘萬圓を示し、全國銀行貸付金九十六億七千餘萬圓中の三割四分八厘を占め、而も其の五割は農業地方への貸付であつた。

銀行別	土地建物	各種財團	計
特殊銀行	一、四二、八七〇 千圓	三一、五三三 千圓	一、七五、四〇三 千圓
普通銀行	一、四二、二六二	一六、九三三	一、五九、一九五
貯蓄銀行	二七、二五三	一	二七、二五三
計	二、八〇、四〇五	四八、四六六	三、三〇、八七一

右の内普通銀行の不動産貸付を地方別に示せば左の如くである。(單位千圓)

地方別	土地建物	各種財團	合計
北海	三、八一	七六	三、五七
東北	一五、五五	五、三〇	二〇、八五
關東	三六、八六	九、三六	四六、二二
北陸	九、二五	四、五九	一三、八四
東山	九、五五	三、四六	一三、〇一
東海	一四、七四	八、二六	二三、〇〇
近畿	二六、三一	五、八六	三二、一七
中國	九、〇六	三、〇〇	一二、〇六
四國	六、四三	六、〇三	一二、四六
九州	三三、七四	三、〇六	三六、八〇
計	一、四二、二六	一、六、九三	一、五九、三三

右の如き状態であつたから逸早く不動産融資の便法が講ぜられたのである。

不動産融資と大藏當局の方針

而して從來大藏當局は井上藏相時代、抵當證券法の創設と共に不動産擔保債權質の貸付を認めたと同時に、一般銀行、殊に地方銀行に對し財界非常時の應急策として、何時にても不動産を資金化し得るため、勸銀に不動産を根抵當とし、當座貸越勘定を開始すべきやう勸奨しつゝあつたが、各銀行共信用を慮りて之を利用するもの殆どなかつた有様であつた。然るに地方金融界の梗塞化から、遂に地方銀行も大藏省の斡旋に依つて、所有不動産を根抵當として勸銀と當座貸越勘定を開始するもの數行を算したものであつて、これは不動産金融上劃期的の現象として注目された。而し根抵當設定は個々の銀行の信用から一般的に普遍化せられざると前述の如き缺陷から政府補償の發動となつたのである。

斯くて不動産融資は七年十月より實施せられ、地方銀行の債權質のみならず不動産貸付の肩替をも行ふこととなり、これが有效なる運用方法に關し大藏當局は大體左の方針で望んだのである。

即ち地方銀行中には關係深き姉妹會社等の資金調達上より不動産融資を受けんとするが如き情實關係の融資は嚴重に取締り、其の使途に關しては經由銀行をして嚴重に調査せしむることとし、休業銀行への融資に關しては、整理開業の見込無きものはこれが適用は不可なるも該銀行の清算に際し不動産債權を他の銀行に譲渡し、それに依つて更生する場合は本法の適用を受くるが、此の場合には特に大藏省の認可を要することとした。

然し、該法に依る預金部の融資は七年度一億圓向ふ五ヶ年間に五億圓の融資を行ふ筈であつたが、豫想に反し意外にも少く、これが貸出不振の一原因は單獨の貸出申込は信用上悪影響を及ぼすとの懸念より融資申込を躊躇する向多き現狀に鑑み、大藏當局は成るべく地方銀行の協調に依り相互に援助すべきやう勸奨するところあり、又同法の趣旨不徹底の憾みもあつたので、各地方應に右趣旨を傳達せしむるところあつたが、七年末現在に於ける融資申込額は左の如く不成績であつた。(單位千圓)

	融資申込額	融資済額
全國農工銀行合計	二九、七五八	八、四七四
日本勸業銀行	一三、一七七	三、九二七
北海道拓殖銀行	五、四八〇	一一二
合計	五八、四一五	一一、六二三

不動産銀行の活動

不動産融資及び損失補償法は勸銀、農工、北拓の三者を經由機關としたものであつたから、こゝに不動産銀行の活躍が期待された。

大藏省は七年に入り農工銀行の不動産貸付を旺盛ならしめ、且つ不動産抵當證券の引受を促進せし

むる意味から、三月、不動産銀行の單行法に依る市街地指定の件中改正を行ひ、貸付制限を超過し得る地方を擴大せしめたが、愈々これが積極的の手段たる不動産融資及び損失補償法の公布に伴ひ、右三者に對し、夫々本法の内容を説明し、善處方を要望するところあつた。斯くて三者は政府の方針に順ひ右資金の取扱ひに就いて特別の考慮を拂ふこととなり、全國農工銀行は左の處置を採ることとなつた。

- 一、本資金は目下の急務なる地方金融界の安定を期せらるゝにあるを以て、十分其の主旨を體し目的の達成に一層努力すること。尙右は單に不動産抵當附債權資金化のみに終ることなく農村並に市街地中小産業者の生産的資金として活用されんことを要望すること
- 一、本資金は從來より更に一層簡易迅速に取扱ふべしと雖も猶相當煩雜なる手續を要するを以て豫め必要なる書類一切を完備して申込まれ度こと

- 一、右に付早速所要資金額を取調べ農工債券發行の手續を取ることに
- 一、農工銀行の評定せる從來の鑑定價格は公平妥當なるものと信ずるを以て原則として之を變更すべからざるも、本資金の融通に限り相當貸付金額を考慮すること

勸銀では最も關係深きと、馬場總裁は從來から之が主唱者であつたから、農村の實情に鑑み、債務者の負擔軽減策として、既往の農村貸付金中比較的高率なるもの凡そ七千七百萬圓に付き利率の引下げを行ふこととし、七年七月以後拂込期の到來する分より之を實施するに至つたが、從來貸付利率の

引下げは新規貸付の利率に付てのみ資金の原價に照し金融の情勢に察して適宜之を行つて來たのであつて、既往貸付に就いて其の利率を引下げたことは空前のことであつた。

引續き融資法の發動を見るや、臨時特融課を新設して、之に當らしむることとし、左の如き不動産融資の貸出便法を採用し、各支店に通牒を發した。

- 一、貸付を急ぐものあるときは席上に於て擔保物件の鑑定をなし、同時に債權證書其の他附屬の必要書類の提出を命ずること
 - 二、席上鑑定に基き貸付の假決定をなすこと
 - 三、この種の貸付は總て根抵當貸付とし、貸付最高額を一應七割以内とすること
 - 四、擔保の實地調査はそれ以後に於て行ふこと
 - 五、實地調査の結果鑑定價格が右の貸付額以上となるときは本人の希望に依り、前の貸付より剩餘の擔保物を除き別口貸付とすること、或は餘裕として残すこと
- 但し不足を生ずる場合には根抵當の最高度を縮小すること

右の如き積極的貸出方針を持つて望んだが、前述せる如く時局匡救並に軍備充實に關する各種事業の進捗に伴ひ巨額の資金が市場に撒布せられた爲、七年後半より金融緩慢、金利低下の傾向が顯著となり、資金の浸潤に依つて一般物價は上向きに轉じたと、一方不動産價格の上騰から不動産の處分が従前に比し容易となつた爲、擔保不動産を賣却して債務を償還し、更に手許に餘裕を生じた者は之を以て債務を償還する等の事情から不動産融資自體の效果は期待されなかつた。

日本興業銀行の活動

中小商工業者の資金難は財界不況の結果、これを一層深刻化せしめた。歴代政府に於ても屢々これが對策を講じつゝあつたことを見るが、七年には預金部より五千萬圓を支出し、三ヶ年に亘り府縣市の補償制度による時局匡救對策中小産業資金の融通を實施するに至つた。

右資金取扱機關の中心たる興銀が積極的方針に出たことは推察に難くない。即ち七年九月の支店長會議に於て大要左の如き方針を決定し、積極的に貸出の促進に努力することとなつた。

- 一、取扱手續を一層簡便にすること
- 二、貸出金額を増加すること
- 三、地上權又は借地權を擔保に見込むこと
- 四、現在は不況のため苦境にありとするも將來見込あるものに對しては其の更生發展のために資金的援助をなすこと

五、輸出組合、商業組合、工業組合、法人及び個人に無擔保貸出を爲すこと

(イ) 輸出、工業、商業の各組合に對しては事業の性質、業況、組合員の資産並に信用を調査し長期無擔保の貸付を増額すること

(ロ) 規定の擔保なきものにも時宜に應じて融資すること

(ハ) 注文書に依る貸付又は代金受取期間の融通を行ふこと、右は一口五千圓以内とし、先づ原則として現在の取引先に付融通すること

(ニ) 確實なる保證人二名以上を立つる時は一口五千圓以内の無擔保貸出を爲すことあるべきこと

斯くて同行に於ける中小商工業資金貸付は、一部の輸出工業並に軍需工業の盛況持續に伴ひ、右關係者の需用旺盛の結果、八年九月一日現在の貸付總額は三千五百萬圓に達したものであつた。而して政府の本格的なる低金利政策の實行に伴ひ、今後各種商品流通の般盛化すべき状況に應じ、從來比較的旺盛ならざりし中小商業資金の貸出を行ふこととし、差當り政府産業資金の貸付範圍に於て大體一口一萬圓以下のものに付き、店舗擔保にて貸出することに八年九月決定した。斯様に同行は漸次其の業務を擴大して尠なからざる實績を收めたものである。一方大藏省は同行業務の發展を圖るため、八年三月法律第八號を以て興業銀行法中の營業科目を改正し、工場に屬する敷地又は建物を抵當とする

貸付を追加し、同行の活動範圍を擴張するところあつた。

此の間大藏省は時局關係資金として預金部資金を放出せるが、八年十二月末に於ける其の成績は左の如くてあつた。

	七年度		八年度	
	決定額 千圓	同上の融 通濟額 千圓	決定額 千圓	同上の融 通濟額 千圓
時局匡救關係資金	二七、二六二	一〇三、四六一	一七、三三六	三九、六〇五
其他資金	三〇、六八〇	一六二、四九九	三六、四〇〇	八五、八八五
計	四七、九四二	二六五、九六一	五三、七三六	一二五、四九一

第十四節 金再禁止後の銀行界

無資格銀行の猶豫期限切迫

昭和三年より實施せられたる新銀行法に於ける無資格銀行の猶豫期限も愈々切迫せるに鑑み、大藏省では銀行の監督行政上に特別の注意を拂ふこととし、左の方針を採ることとなつた。

一、從來は休業銀行に對してのみ業務の停止又は營業の免許取消等の行政處分を行ひたるも、今

後は開業中の銀行と雖も業績悪く一般預金者其他に迷惑を及ぼす虞れある時は直ちに業務停止、營業免許取消等の處分を爲すこと

一、從來銀行に對し、資金運用上の拘束命令を發したる例は殆どなかつたが、將來は銀行の業績如何により新預金の運用に關して一定の拘束命令を發し、預金者の利益を保護する方法を講ずること

又銀行検査制度の一層の確立を期するため、今後は検査官に十分の權限を與へ、検査の結果、萬一不良の點あるに於ては容赦なく、之を摘發し、且つ銀行當事者の惡徳者に對しては斷然之を追究の上法に照して處分することとした。

斯く大藏當局は猶豫期限の切迫と共に無資格と有資格とを云はず、峻嚴なる態度を以て臨んだものであつて、これ以上の延期は許さず、當然七年末で打切りの熱意を固めたもので、當時即ち第六十三議會に於て、又もや銀行法に依る無資格銀行の延期運動が蒸し返へされるに對し、大久保銀行局長は法律適用當時の無資格銀行は六百七十七行であつたけれども七年八月二十二日現在の整理未済銀行は百七行となり、結局五百十行即ち八分二厘の減少となつた。然し残存百七行中にも既に整理認可申請中にあるもの二十三行、處置確立のもの六十行を算するから差引残り二十四行のみが、全然未決定のものであるが、其の大部分は和議中のもの、破産宣告中のもの、預金支拂停止中のもの

ので、多少見込あるものは僅に六行に過ぎず、此の資本金百七十萬圓預金二百五十五萬圓を計上するのみ

とて右恩典に浴するものは前記六行に過ぎず、整理の途上にある多數の銀行にとりて頗る不公平であるとして、期限内消滅を力説したものであつて、再度の延期改正案は遂に其の成立を見るに至らなかつた。

當時永年懸案たる大東京市の實現に伴ひ、新に市内編入地域に本支店を有する銀行に對して資本金増加の問題が惹起したが、それは左の如く解決した。

即ち七年十月一日より大東京市の出現により、新に市内編入地域に本支店を有する銀行は現行銀行法に據り當然資本金を二百萬圓に改訂する必要が生じたが、一舉に二百萬圓に増資せしむることは他の小都市所在の銀行との關係もあり、旁々百萬圓を最低限度とする特例を設くる必要もあつたので、七年九月勅令第二百六十八號を以て銀行法中に「前項の地域は當分の内昭和三年一月一日現在の地域とする」一項を加へ、東京市に編入區域にある諸銀行は當分の内二百萬圓に増資しなくても差支へないこととした。

無資格銀行の消滅

斯くて七年末に於て資本金額が法定限度以下の無資格銀行は消滅することとなつたが、回顧すれば新銀行法の施行された三年一月一日に於ける無資格銀行は前述の如く六百十七行に上り、當時の普通銀行數一千二百八十三行の約半數を占めてゐたものであつて、これを五ヶ年の短時日に整理することは實に一大問題であつた。されば當局に於ては右期間内に諸種の事情を精査し、合同單獨増資等應分の措置を講じ整理の遂行に努力した結果、五ヶ年の猶豫期間最終期である七年末には殆ど大部分を整理し得たのである。亦實際に於ても期間満了と共に當然法定解散の運命となつた銀行は僅か三行に過ぎず極めて良好なる成績を以て終了したのであつた。

其の整理状況に就いて大藏當局は七年十二月の官廳御用終ひの當日發表したが、それに依れば無資格銀行の數は三年當初に於て、六百十七行の外に銀行法施行後減資等により資格を失へる十四行を加へ總計六百三十一行中整理された銀行は六百二十八行となつた。

年		合併	買収	増資	解散	業務 廢止	免許 取消	破産 確定	存立期 間満了	支店 廢止	行主 死亡	合計
昭和三	行數	九二	一	一	一	六	一	一	三	一	一	一六
	公稱資本金	三,〇〇八,〇〇〇	七,〇〇〇,〇〇〇	一,〇七〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一六,〇〇〇,〇〇〇
四	行數	一〇	三	一	三	二	一	一	二	一	一	一七
	公稱資本金	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一七,〇〇〇,〇〇〇

五		六		七		計		同上	
行數	一三	七	二	一三	一	一〇	二四	三六	三六
公稱資本金	五,〇〇〇,〇〇〇	七,〇〇〇,〇〇〇	七,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇
行數	一	一	一	一	一	一	一	一	一
公稱資本金	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇
行數	一	一	一	一	一	一	一	一	一
公稱資本金	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇
行數	一	一	一	一	一	一	一	一	一
公稱資本金	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇

註 解散中の内三は猶豫期限到来と共に自然消滅となれる行數

無資格銀行消滅と共に従来より問題となつてゐた、銀行の減増資に就き至急解決案が要望さるゝに至つたので、大藏當局は司法省とも協議の上、左の如く決定した。

即ち銀行の整理途上、減資を斷行する時は其の瞬間に銀行法第三條の規定に依る資本金額を喪失し無資格銀行となる恐れあり、此の場合増資して、其の資格を保持することは適法なりや否やの疑義を生じたものであつたが、銀行の内容充實のため、減資と同時に増資することは、銀行更生の手段であるから、斯る場合は減資に關する株主總會と増資に關する株主總會とを、同時に開催することに依つ

て、適法と認むることとした。

銀行政策の轉換

無資格銀行整理後の銀行政策は、自ら轉換を豫想され得るところであり、大藏當局も八年に入り全國各地方別に金融對策を樹立することとした。然して今後の銀行検査は單に貸付の内容乃至は法規違反の有無に限定せず當該地方に於ける金融的地位、他銀行又は他の金融業者との關係等をも考査の上、具體的金融統制案の樹立を急ぐこととなり、大要左の如き方針を内定した。

- 一、個々の銀行に對して個別的に内容の堅實化を圖り、其の主たる目的を預金者保護に置いて從來の消極的銀行政策を一擲する
- 二、今後は一府縣又は經濟的に一單位と見らるゝ地域内の全金融系統を整備し、金融統制の確立を圖るを以て政策の主眼とする
- 三、其の實行方法として
 - (イ) 同一地方に多數の銀行が併存し、金融統制上面白からざるときは、其等の銀行が内容堅實なる場合と雖も合併、合同を勸奨する
 - (ロ) 東西有力銀行の支店、出張所が、當該地方金融界を著しく壓迫してゐる場合には、之を

引上げしむるか或は地方銀行に賣却せしむる

- (ハ) 縣外支店を整理し、又不當競争を避けしむるため、支店、出張所の廢合を行はしむる
- (ニ) 當該地方の中心をなすべき銀行の資力信用の薄弱なる場合には、都市有力銀行と資本關係を結ばしむるか、又は府縣町村等の公共團體をして援助せしむる
- (ホ) 銀行の相互援助組織の確立を促進する

右新政策の特色は、從來の預金保護政策から金融主義への移行及び地方的金融統制を確立せんとするものであつて、同時に又これは銀行政策の方向が銀行組織の改善から、運用の改善に進んだことを物語るものである。

斯くて今後の銀行合同政策は、從來の不良銀行整理を主要目的とせるものとは異り、地方毎に（大體府縣單位）中心的銀行の設立を圖るにあつて、統制上必要あらば、不良銀行のみならず、健全なる銀行をもこれに参加せしめんとするもので、表面上は舊來の地方的合同政策の延長に過ぎないけれども、實質上はより多くの積極性を有し、後述の如く八年以降に於ても銀行合同運動は猶盛んに行はれた。

中心的金融機關の出現と三和銀行の設立

右の如き政府の新合同政策に對し、府縣も積極的に參加し、中心的金融機關の設立を圖ることとなり、大藏當局も右出資のための起債計畫は之を許可する方針を決定した。即ち府縣の資金的參加に依り、縣下に於ける一種の地方的特殊銀行の設立を圖るにあつて、其の出資方法としては

- 一、新設銀行に對し、府縣は縣債を發行して株式を引受け、又は運轉資金を融通する
- 二、縣下有力銀行の債務者に資金を融通し、債務者をして銀行に借入金を返済せしめ、以て銀行の建て直しを圖る

右の結果として

- 一、公共團體の背景に依り銀行の信用は頗る鞏固となる
- 二、府縣は單なる政治的立場のみならず、更に出資者として銀行經營の内容に迄入り之を監督し得る

- 三、銀行は政府低資の借入、中央金融市場との聯絡等には特に簡易となる

右の如き方法に依つて設立されたものに岩手殖産銀行（七年五月設立）群馬大同銀行（七年九月設立）がある。

又政府の合同政策に呼應して銀行自體に於ても新たな運動を展開した。

即ち銀行整理の進捗及び財界の好轉に伴ひ、銀行の内容も一般に改善せられた結果、從來の如き切抜的合同は著しく減少したが、有力銀行の勢力は著しく増大し、二、三流銀行の相對的地位の低下せる事情は必ずしも變化せず、又都市大銀行の進出によつて地方銀行の受くる壓迫は益々大なるものがあり、隨つて此の方面から二、三流銀行間に於ける積極的合意の要求が生じた。然も此の時に當り都市は勿論地方に於ても預金増加の一途にあるため、合併談の進行中預金の引出しに遭ふと云ふ虞れも少く、又有價證券の値上り等により合併に際しての評價が有利となつたことも、合同を促進する有力な原因となつた。

斯くて八年以降に於ける銀行合同運動は政府に於ける地方的金融統制の確立を目標とせる合同獎勵と銀行に於ける積極的合意への要求とが特色であるが、巨大銀行の勢力伸張に對する對抗的合意として最も顯著なる事例は八年九月に於ける大阪系三大銀行即ち三十四、山口、鴻池の合同（三和銀行新立）に見出すことが出来る。

三行間の合併談は既に七年中より日本銀行大阪支店長中根貞彦氏の斡旋に依つて、進められてゐたが、諸條件の決定をみて、假調印を了したのは八年八月、三和銀行の開店を見たのは十二月十日であつて、資本金は安田銀行に及ばないが、預金の點では我が國第一の大銀行となつた。

銀行名	公稱資本金	拂込資本金	持寄積立金	預金	貸出
三十四銀行	五,100千圓	五,700千圓	二,920千圓	四八,九二	二九,四三
山口銀行	五,000	二七,五〇〇	八,二五〇	三九,四〇五	二〇,三六
鴻池銀行	五,000	五,000	一,五〇〇	一五,二七五	一〇,七六
計	104,100	71,100	二,260	九三,六三	五二,五五

この三和銀行成立を導火線として、他の二、三流銀行間にも同様に、擴大、強化を目的とする合同計畫が樹てられるであらうことは想像に難くないところであつて、漸次相當有力なる銀行間の合同が實現せらるゝこととなつた。

なほ又地方的金融獨占化の合同として、奈良縣下の六十八銀行（資本金六百萬圓）吉野銀行（同五百萬圓）八木銀行（同二百萬圓）御所銀行（同壹百萬圓）の四行合同に依り南都銀行（同一千三百五十萬圓）の新立が、九年五月實行された。

支店、出張所の整理

銀行新政策の實行に依り、全國的に支店、出張所の整理が促進されたことは、特に注目すべきである。支店、出張所の整理は、金融緩慢、低金利の時に當り、店舗にして採算のとれぬものが多くなり

店舗の多いことが却つて負擔となると云ふ事情のために、進んで支店、出張所の廢止、支店の格下げを爲すものを生じ、寧ろ大藏省の勸奨よりも自發的に行ふに至つた。而も斯くの如き時期に於ては、店舗の廢合を行ふも信用を失墜し、ために預金の引出しを受くる等の虞れがないと云ふ事情が一層これを促進せしめた。

普通銀行支店及出張所

昭和七年	支店		出張所	
	年末店舗數	年内減少	年末店舗數	年内減少
昭和七年	四,三一一	一	一,五二二	一
八年	四,〇二一	二九〇	一,四三六	八六
九年	三,八九三	一二八	一,二五三	一八三

當時大藏省も左の事項を考慮中であつた。

- 一、支店銀行の吸收せる預金は、ある程度又は該預金だけは、之を地方の貸出に振向けしむる如き法規又は内規の類を設けること
- 二、ある地方支店に對しては、該地方に本店を有する銀行に對し、右預金を包持のまゝ賣却せしむる方法に關し、何等かの法規的又は政策的手段を採ること

三、ある種の地方支店に對しては、該支店の設置認可期限の満了を以て、認可更新を許さざること

四、大銀行に對しては、將來新に地方支店の設置を許可せざること

右の方針は低金利情勢の進展並に金利平準化運動の展開に依つて強められ、三並に四の項目に於ては直に實施に移されたものである。

起債界の活況

政府の低金利政策の進展に伴ひ起債界は直接に影響を受け、其の起債高は未曾有の巨額に上つた。

各種債起債高(國債を除く)

(單位千圓)

昭和七年上期		昭和七年下期		昭和八年上期		昭和八年下期		昭和九年上期		昭和九年下期	
地方債	銀行債	地方債	銀行債	地方債	銀行債	地方債	銀行債	地方債	銀行債	地方債	銀行債
一四、一七	一六、三二	一〇、三三	二六、一五	三九、四九	二六、四九	五〇、九七	四八、六五	五五、九七	三九、二二	一九、八七	二六、四八
二四、一七	二六、三二	一〇、三三	二六、一五	三九、四九	二六、四九	五〇、九七	四八、六五	五五、九七	三九、二二	一九、八七	二六、四八
合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計
三六、三四	四二、六四	二〇、六六	五二、三〇	七九、九八	五二、九四	一〇一、九四	九六、三〇	一一一、九四	七八、四四	三九、七四	五二、九六

右の如く七年下期以降の起債市場は繁忙を呈し、九年上期迄の起債高は年々増加を続け、七年上期の國債を除いた各種起債高は合計三億六千萬圓より、同下期には一躍五億六千萬圓となり、更に著増を續けて九年上期には實に十九億圓に及んだ。斯くの如き起債界の活況は一つに低利借換發行の盛行によつて齎されたもので、起債高の反面に於て償還高も又巨額に上つた。

各種債償還高(國債を除く)

(單位千圓)

昭和七年上期		昭和七年下期		昭和八年上期		昭和八年下期		昭和九年上期		昭和九年下期	
地方債	銀行債	地方債	銀行債	地方債	銀行債	地方債	銀行債	地方債	銀行債	地方債	銀行債
四、七九	九、八三	五、六九	一六、四三	二〇、二一	三〇、三三	四九、一七	五〇、四八	四八、七九	二九、五三	一五、五二	一〇、九五
七、八四	一七、六九	二五、九七	三三、二七	三〇、二一	三〇、三三	四九、一七	五〇、四八	四八、七九	二九、五三	一五、五二	一〇、九五
合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計
一一、六三	二七、五二	二五、九七	四九、七〇	五〇、四二	六〇、六六	九八、九四	一〇〇、九六	九六、五八	四九、〇八	三〇、〇七	二〇、四四

(資料) 日本銀行調査

他方起債條件は一般利率の低下と期間の長期化を齎し、國債の發行利廻に對する鞘寄せが著しく進んでゐることが看取せられる。

即ち、七年下期の平均利廻最高會社債六分四厘二毛、最低地方債六分一毛より一年後の八年下期には各々五分一厘一毛並に四分七厘四毛に、其の後も漸落傾向を辿り、當時の國債發行利廻四分一厘一毛に對する鞘を著しく縮少せしめ、遂には起債條件行過ぎ問題を惹起せしめた程であつた。

又發行平均期間も七年以上期地方債十一年六ヶ月、銀行債七年十一ヶ月、會社債二年三ヶ月より九年以上期には地方債十四年七ヶ月、銀行債十三年、會社債七年十一ヶ月と夫々長期化されたものであつた。

この起債市場の活況も地方債、會社債等の借換一巡によつて九年下期以降不振となつた。

當時債券發行銀行もこの低利借換の情勢を利用し、相當なる好成绩を収めたものであるが、中でも勸銀では昭和三年に次ぐ第二回目の既發高利債券の低利借換に成功し、勸業大券の如きは七年には六分であつたが、八年の初めには五分五厘となり、續いて五分となり、更に四分五厘に低下し、借換のための債券發行高も七千七百萬圓に達し、既發高利債券の期限前償還高は勸業大券一億一千六百萬圓の多額を示したものである。

斯くの如き資金原價の低下から、勸銀では八年以降貸付利率を引下げた。これを年賦貸付の各種利率に見るに、田、畑を抵當とする貸付利率は七年下期の七分二厘より八年上期には六分六厘となり宅地、建物を抵當とする貸付利率は七年下期の七分八厘より、八年上期には七分六厘となり、其の他の

貸付利率も何れも二厘方引下げられたが、八年五月に至り更に一厘乃至四厘を引下げ、八年下期には農村關係の貸付利率に就き亦々一厘方の引下げを行つたのである。斯く新規貸付利率は一般金利低落に伴つて漸次引下げられた結果、新規貸出利率に比し既往貸付金の利率が割高となつたので、八年十月に於て七年七月に實行した既往貸付金の利率引下げの範圍を農村貸付に限定してゐたのを、都市農村を問はず全面的に引下げを斷行するに至つた。

このことは會社債に就いても云はれるのである。事業會社はもと／＼長期の資金を必要としたが、長期借入金は困難なる事情の爲、比較的期限の短い銀行の貸付によつて遣繰りして來た不合理な方法を、長期の社債を以て賄ふと云ふ合理的金融方法に改むるに至つた結果、其の發行額は急速の増加を來し、九年末には二十八億圓餘を示した。この現象は新規發行中に借入金の整理振替による分が多額に上つたことが視はれる。而して又低金利の進行に伴ひ前述の如く、發行利率の低下も著しく、社債發行の大部分は低利借替であつて、事業會社の利子負擔も餘程軽減されてをり、又社債の期限も段々に延長されたのである。

斯くの如き會社債の發達の一面に於て、從來其の改善が希望せられた擔保制度の確立及び減債基金制度の活用と云ふ、社債の安全確實性を増加せしむべき發行制度上の改善が進んだ。

其の要望は七年四月の信託協會の第七回總會に於て具體化され、左の決議となつた。

決議 社債金融の現状に鑑み、擔保附社債信託法の一部に改正を加ふるの必要を認め、且つ其の實行の速かならんことを希望す

理由 社債法規の改正に關しては、本協會は既に昭和三年十月之が改正の意見を具して上申せし所なるが、就中現行擔保附社債信託法は、所謂「オープン・エンド・モーゲージ」の如き形式に依る社債發行の便法を認めざるが故に、事業會社の社債發行に各般の支障を來すのみならず、既發社債の整理改善に多大の困難を生ずるを免れず、社債金融の現状に於て、一日も之を忽にする能はざるの情勢にあり。依て其の急に應ずるが爲に、速に擔保附社債信託法に適當の改正を加へられんことを希望するものにして、要點左の如し(後略)

これに刺戟されて政府も其の改正の必要を認め、第八十四議會の協賛を經、八年四月法律第四十四號を以て擔保附社債信託法の一部を改正し、同年五月より施行し、これと共に同施行細則も八年五月大藏省令第十一號に依つて改正された。

この改正は社債發行制度上劃期的なるもので、オープン・エンド・モーゲージ制の採用となつた。其の改正の要點は社債の擔保たり得るものの種類を擴張し、新に漁業財團抵當及び自動車交通事業抵當を加へた外、一定總額の社債を數回に分ちて發行し、逐次發行せらるゝ各回の社債は同一順位の擔保權によつて擔保せらるゝ制度、即ち社債に一種の根抵當を附加したことであつた。これ即ち、オープン・

ン・エンド・モーゲージ制と云はるゝものであるが、此の改正を機會に今後擔保附社債の發達を期すべきことが希望せられ、當業者も亦之を支援し、一流銀行、信託會社、證券業者間に於て此の點に關する申合せ等あり、擔保附社債の發達を見たが、同時にオープン・エンド・モーゲージ制によるものが多く、擔保附社債發行高の大部分はこれに依る分割發行で占めらるゝに至つた。

擔保有無別會社々債發行高

(單位千圓)

昭和七年	社債發行總額		擔保付		無擔保	
	口數	金額	口數	金額	口數	金額
昭和七年	四	二六七、四四五	一五	九七、五〇〇	元	一八八、八七五
八年	一四一	九七、〇八四	天	三七〇、〇〇〇	四	五七、〇八四
九年	一四九	一、四七四、一四三	九	一、〇〇一、七〇〇	天	四七二、三三三

(資料) 日本興業銀行調査

銀行の業績

我が國の金融基調は昭和二年の金融恐慌を轉機として一變し、此の時より銀行貸出の減少と預金の比較的增加の傾向を生じてゐたが、七年に入り、政府のインフレ操作は此の傾向に拍車を加へることとなつた。それがため銀行固定貸の整理が促進され、他方新規資金の需要も亦猶一般的に振起せられ

なかつた結果、爾來銀行貸出金は一段の減少を示し、預金は絶対額に於ても顯著の増加を示すに至つた。

三三〇

全國普通銀行預金貸出並に預金の貸出超過額

昭和六年十二月末	預 金		貸 出		差 額
	金額	内國債	金額	内國債	
七年六月末	八,二六九,〇三六	一,二四〇,七九〇	六,七四九,二四〇	一,五九九,九〇六	
同 十二月末	七,九二五,五六一	一,〇七五,二〇二	六,六〇〇,九〇二	一,三〇四,六五九	
八年六月末	八,三三九,二一八	一,一〇〇,九〇〇	六,六〇〇,九〇〇	一,七三七,二一八	
同 十二月末	八,七〇七,二二〇	一,一〇〇,九〇〇	六,四八四,九〇〇	二,三二二,二二〇	
九年六月末	八,八二五,八五一	一,一〇〇,九〇〇	六,五〇六,二三三	二,三一九,五六八	
同 六月末	九,二二三,六三三	一,一〇〇,九〇〇	六,二七四,六六八	二,九四八,九六五	

(單位千圓)

(資料) 銀行局年報

右の如き預金の貸出超過額の擴大は銀行過剰資金の堆積を物語るものであつて、これが低金利の基礎を爲すものであることは云ふ迄もないことであるが、不況期に於て安全有利の投資口に窮せる銀行は堆積し來る過剰資金の殆ど全部を有價證券特に公債に振向けたのであつて、赤字公債の消化が圓滑に行はれたことも亦預金の増加と貸出の減少に基く銀行遊資の堆積に依存したのである。

全國普通、貯蓄銀行有價證券投資額

(單位千圓)

昭和六年十二月末	全國普通銀行		全國貯蓄銀行	
	總 額	(内)國債	總 額	(内)國債
七年六月末	二,九〇八,五〇〇	一,二四〇,七九〇	一,〇一三,八三二	五二一,八七四
同 十二月末	二,七六六,三二一	一,〇七五,二七八	一,〇〇六,八四七	五九八,八七五
八年六月末	三,二八五,六三二	一,二八八,七三三	一,一五五,八八九	六九六,〇四五
同 十二月末	三,二九六,五八七	一,五八八,五二二	一,二八七,二三五	八〇八,九八九
九年六月末	三,三〇四,七三三	一,五七七,七三〇	一,三三九,九二四	八六二,二四二
同 六月末	三,九〇四,一〇六	一,〇四四,一四七	一,四七七,一〇九	八九二,四七六

(資料) 全國銀行主要勘定調

斯くの如き銀行内容の變化は當然銀行業績の上にも反映して來た。即ち低金利の進展に依つて貸付利率は益々低下せるに加へ、貸付不振の結果、貸付利息収入は逐年減少せるに對し、預金利率も亦低下したとは云へ、預金増加と共に預金中銀行にとつて負擔の大なる定期預金の占むる割合が増加せるため、預金利子の平均利率はそれ程顯著の低下を示さず、支拂預金利息も大して減少してゐないことが看取された。

全國普通銀行預金種類別

(單位千圓)

昭和七年末	昭和八年末	昭和九年末	昭和七年		昭和八年		昭和九年	
			上期	下期	上期	下期	上期	下期
當座預金	1,070,000	1,110,000	1,070,000	1,110,000	1,070,000	1,110,000	1,070,000	1,110,000
特別當座預金	1,070,000	1,110,000	1,070,000	1,110,000	1,070,000	1,110,000	1,070,000	1,110,000
通知預金	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
定期預金	5,710,000	5,710,000	5,710,000	5,710,000	5,710,000	5,710,000	5,710,000	5,710,000
其他	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
合計	8,850,000	8,850,000	8,850,000	8,850,000	8,850,000	8,850,000	8,850,000	8,850,000

この結果、銀行の正常的營業利益は著減し、此の點から見れば銀行の業績は逐期悪化してゐると云ひ得るが、一方起債界の活況より有價證券の處分益、償還益、評價益等の臨時的収益が著しく増加せるため、純益の點では却つて増加した外、擔保物件の値上りによつて不良資産の更生を見、且つ預金の増加によつて一般に手許が樂になつたので、資産の運用難並に低金利による利鞘の縮小に拘らず、一般に銀行の業績は尠からず改善されたことを見る。今これを銀行局年報に依る全國普通銀行の當期利益金に付て觀れば左の如くである。(單位千圓)

當期利益金	昭和七年		昭和八年		昭和九年	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
	6,921	8,643	8,972	8,755	9,877	10,076

右の如く銀行業績の向上に伴ひ、銀行界に増配氣配を生じつゝあつたので、大藏省は從來の方針たる銀行内容の強化を圖る目的を以て、八年頃より減配を勸奨する一方、正常の營業利益によらず、有價證券關係の臨時的収益を以て増配を爲すが如きことを抑制することとなり、銀行に於ても其の趣旨

に従ひ、有價證券の評価を低めて時價に對する含みを増加せしめ、記念配當其の他の特例を除いて殆ど増配をなすものはなく、却つて尠からざるものが減配を實行して自重の態度をとり、縣下銀行共同減配の舉に出づるものもあつた。

普通銀行及貯蓄銀行配當狀況

昭和八年	九年	減配		据置		配當復活		増配		其他(無配)		計
		上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	
35	24	33	33	35	34	10	1	1	1	1	1	68
53	33	34	(不詳)	3	5	15	15	15	15	15	15	59
33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	52

當時銀行界に於ける主なる出來事として手形法の改正並に國稅徵收問題があつた。抑々手形法の改正は二十年來の懸案であつて、最近國際關係の緊密化から、國民經濟の國際經濟に進展せるに伴ひ、手形法統一萬國會議が開催せらるゝに際して、我が國も爲替手形及び約束手形に關する統一法制定の條約に加盟せる結果、現行商法中の規定より手形を削除し、新に單行法を制定することとなつたものであるが、畢竟之は我が現行手形法を歐米に於ける手形法に或程度迄調和せしめんとするもので、議會の協賛を経て、左の如く公布せられ、夫々勅令に依つて九年一月より施行された。

手形法 七年七月法律第二十號

小切手法 八年七月法律第五十七號

國稅徵收法の改正は銀行界永年の問題で、現在の國稅徵收法に據れば、所得税、相續稅等を滯納の場合、公正證書となつてゐるもの以外は銀行の貸出擔保物件と雖も國家が優先的に處分せることとなつてをり、實際問題として銀行の貸出擔保として公正證書となつてゐるものは不動産のみに過ぎない實狀であつて、銀行としては不測の損害を被ることが少くなく、これが改正方に關して、從來より當局に要望し東京手形交換所も六年八月建議するところあつたが、金融情勢の好轉から滯納者の減少となり、何日とはなく解消の形となつた。

帝人事件

低金利政策の浸潤に依つて財界も明朗化し、事業界も漸次活氣を呈しつゝあつた折、突如政界並に財界の知名人士を網羅する所謂「帝人事件」が九年五月突發し、政局に對しても一抹の暗影を與へた。

右事件に連座するもの前大臣の顯職にあつたものを初め大藏省關係官、臺銀重役、帝人會社重役其他會社重役十六名に及ぶ廣汎なるものであつた。而し乍ら吾々は日頃接觸し、その人格と教養とを聞く信じ、巷間の噂を他に事實無根なることを主張してゐたものであるが、云はずもがな、爾來三ヶ

年を閲して十二年十二月公明の判決を得て關係者一同無罪となり、暗雲は茲に一掃せられたが、一部人士がこれがためその要職を失したことは、深く關係當局の一考を要すべきであらうと思ふ。

抑々「帝人事件」の發端は昭和二年の金融恐慌に依つて齎らされたものである。

即ち前述（臺灣銀行の休業參照）せる如く臺銀は自行貸付金の回收のため、銳意鈴木商店並に同商店經營の帝國人造絹絲株式會社（略稱帝人會社）外諸會社の整理に努力し、曩に鈴木商店に對して割引を行つた帝人會社振出鈴木商店裏書手形債權約千四百萬圓の擔保として受取つて居た帝人株十三萬七千百株の株式を、右手形債權の一部の代物辨濟としてこれを引取り、猶帝人會社の未拂込株金を徵收せしむる外、其の資本金を二百萬圓（總株數四十二萬株、一株の金額五十圓、全額拂込）に増資せしめたが、債權者中にその株式の引受けを好まざるものあつたから、臺銀は右手形殘債權を以て、其の未拂込金及び増資新株の拂込金に充當した結果、臺銀の帝人株所有高は二十二萬五千餘株となり、帝人會社株式總數の過半數を占め、その實權を握ると共に、右帝人株二十二萬五千餘株中其の大部分なる二十萬五千餘株の株券を日銀に對する固有借債務約一億四千萬圓並に日本銀行特別融通及び損失補償法に依る債務約三千八百萬圓の擔保の一部として同行に差入れ、後日適當の機會に之を有利に處置せんとした。

其の後帝人會社は確固たる市場性を有せると、製品も亦佳良の點から業績は年と共に向上し、昭和

二年以降七年迄の間は資本に對する利益率二割乃至四割の好率を示し、株主配當も亦年八分乃至一割二分を繼續し、八年上半期に至りては人絹界未曾有の黄金時代に際會するや、利益金約六百四十萬圓資本に對する利益率六割に達するの好成績を示し、その前途益々好望視さるゝに従ひ、こゝに於て臺銀所有の帝人株解放の運動が惹起されたのである。

當時同行は其の株價の騰貴を見越して、七年十二月に一萬株を時價百五十圓にて賣却せる外、他の申込には應じなかつたが、人絹界の活況に依つて帝人會社は生産設備擴張に迫られ増資問題が擡頭した。然しこの増資に關聯して臺銀は特殊銀行たる立場上これ以上の株式所有は許されず、又臺灣銀行調査會に依る整理期限の切迫から、臺銀首腦者は大藏、日銀兩當局の諒解を得て、帝人株賣却を決意し、帝人株全部を有力なる生命保險會社及び大阪市の綿糸商を網羅する買受團に賣却することとなり、その契約が八年五月成立した。その契約の内容は

- 一、引受團は帝人株十萬株を二株に付き金百二十五圓（内、金一圓は河合良成の指定する本件取引仲介者へ諸費用並に手数料として割戻すこと）にて銀行より買受け、其の受渡は八年六月十日迄に現金引換に行ふこと
- 二、昭和八年上半期の利益配當金は引受團の所得とす
- 三、本契約の當事者は左の各項を認諾するものとす

(イ) 帝人會社の經營は現任當事者に繼續一任のこと

(ロ) 昭和八年上半期帝人株利益配當は年一割五分と爲すこと

(ハ) 株式受取後直ちに帝人株を東京及大阪兩株式市場に建株として上場する手續を執ること

(ニ) 株式受渡後直ちに帝人會社をして増資の手續を執らしめ舊株式三株に對し新株式二株を割當ること

(ホ) 引受團の推薦する重役入社に付ては取締役及監査役夫々一名の範圍に於て銀行と協議決定のこと

四、河合良成は引受團をして本契約の條項を履行せしむる責に任じ、萬一引受團及河合良成が本契約を履行せざるときは銀行は本契約の一部又は全部を解除することを得

斯くてこの契約に對して當局は不當なる安値、仲介手数料の捻出、引受團に於ける好條件等から、此の間何等かの不純分子が介入するとの疑惑を抱き、背任瀆職、贈賄等の嫌疑から司直の手が動いたものであつて、財界知名人士の參考、證人等に出頭するもの多く、この結果、正當なる商行爲として認められ、監督官廳たる大藏省の立場も良く諒解せられ、無事落着を遂げたのである。

この事件を契機として關係官吏退任の結果、他官廳より遅れてゐた大藏省の人事は急速に進められるに至つた。

第四章 川越丈雄局長時代

(在任九年五月—九年十二月)

帝人事件の跡を襲ぎ、銀行局長に就任した川越丈雄氏は其の在任期間足掛け八ヶ月の短期間に過ぎなかつたけれども、庶民金融機關整備に關して前局長からの懸案を一應結末を付け、銀行の獨立性を強化する方針を決定したことが特異な點として注目せらるゝ。なほ近時大に強調された金利平準化運動は同氏に依つて初めて着手せられたのである。

第一節 川越局長の銀行政策

庶民金融機關の整備改善

金輸出再禁止後に於ける財界の疲弊を救済するため、政府は時局匡救費として、八年度三億四千七百萬元、九年度二億三千萬元を計上し、景氣振興策の一助としたが、これと併行して各種金融疏通を目的として、八年に庶民金庫、海軍銀行、東京市營に依る貯蓄銀行創設等が目論見されたが、これに

對し貯蓄銀行等よりの反對に遭ひ、停頓するに至つた。

然し乍ら中小商工業者の資金難は財界の不況と共に一層深刻化し、一興業銀行が中小商工業者金融に對して積極的方針を採り、其の業務を逐日擴大して、尠からざる実績を收めつゝあるとは云へ、全國的に見れば、甚だ微弱であつて、其の間に介在せる不良金融業者の跋扈は不況の深刻と共に實に容易ならざるものがあつたから、從來から大藏省並に商工省に於て夫々異なる立場から其の恒久對策が検討せられてゐた。斯くて大藏省は先づ現存庶民金融機關の整備改善を必要とし、八年に不良無盡會社彈壓に出たが、川越局長に於ては豫ての懸案であつた全國のモリス式金融會社に九年五月營業停止並に新規營業禁止を命じた。

モリス式金融會社は昭和五年以來庶民金融機關を標榜して全國に創設され、其の數五十餘に上り、業務の性質が銀行に類似してゐたので、大藏、司法兩當局では以前から疑惑を懷き、其の法律取締りに就いて研究してゐたのであるが、何れも其の業績内容に關して香しからぬ評判があつた。所が、其の最初のものにして且つ代表的と目されてゐた日本モリス商工助成會社が刑事問題を惹起したのを機會として、當局は之を銀行法第一條に違反する脱法行爲なりとし、斷乎其の一掃をなすに至つたのである。

斯く大藏當局は不良金融機關の掃滅と新銀行法に依る弱少銀行の淘汰に依つて中小商工業者の金融

機關を一時減少する様なこととなしたるため、これに代るに堅實なる庶民金融制度の樹立を必要と認め、これが調査資料として豫て集計中であつた「昭和八年六月末現在全國普通銀行、貯蓄銀行貸出金額別並金額別調」が九年九月に完成した。

だが、右の調査に依つて大藏省内部より左の如き見解をとるものが出て、遂に沙汰止めとなつた。即ち右に依れば普通銀行の貸付金五十五億圓の中、約二十五億圓は十萬圓以下の貸付であり、貸付口數の九割四分六厘は一萬圓以下、六割八分が千圓以下、五割一分六厘は五百圓以下の小口貸付であるから、現在に於ても普通銀行は十分小口金融に力を致してゐる譯であり、随つて更に特殊の機關を設けて屋上屋を架するの必要はないと云ふのである。

この結果は九年十二月開催された關西銀行大會に於て高橋藏相(津島次官代讀)は左の如く述べた。

次に庶民金融就中、中小商工業金融の問題に就いてありますが、從來普通銀行等に於ても小額の取引に就いては相當意を用ひられて居りました、試に昭和八年六月末現在に於ける普通銀行の數字に就いて見まするに、全國普通銀行の貸出中五百圓未満のものは七十三萬餘口、合計一億四千五百餘萬圓であつて、貸出總額に對する割合は金額に於ては僅に二分四厘であります、口數に於ては五割一分六厘を占むる状態であります。又本年の災害に際しては各種金融機關が政府並に地方公共團體と協力して、中小商工業者に對し復興資金の迅速なる融通を行ふに付、夫々適切

なる對策を樹てられ、且極めて熱心に之が實行に當られつゝありますことは、寔に喜ぶべきことであります。併し乍ら之を經濟界の實情に徴しますれば、普通銀行等が中小商工業金融、庶民金融に努力すべき餘地のなほ尠からざるは、否み難き所でありまして、金融機關は其の公共的使命に鑑み、此の方面に出來得る限りの努力を拂はれ度いのであります。

これは一面庶民金庫の設立を一應否定すると共に普通銀行の庶民金融に積極的進出を望んだものであつて、又後述の關西風水害に對する普通銀行の活動を期待せるものであつた。

地方銀行の増配抑制と金利平準化運動の萌芽

銀行預金の増大、貸出金の收縮は一面局部的好況面に於ける資金の潤澤と一般的景氣沈滞に依る資金需要難を現實に示したものであつて、この跛行景氣は一般事業會社がインフレ景氣を謳歌して、増配時代を現出してゐるのに對して、地方は冷害、旱害、水害等に依つて農村方面が疲弊せる結果齎らされたものである。

これがため大藏當局は地方銀行の配當問題に就いては依然警戒的態度を以て望んだ。即ちこの跛行的景氣は未だ地方への浸透は不十分であり、特殊的には地方金融界は中央と同様遊資の處分難と低金利に悩み乍らも、遂に預金利子の引下を爲し得ざる情勢にあり、而も地方銀行は中央に於ける一流

銀行の如く證券買入の差益、起債市場の繁忙に伴ふ手数料収入等に依る増収をも期待し難き實情であり、又一方事業會社方面の増配氣運から重役賞與、配當金等の増加を行ひ、以て銀行信用維持の目標たらしめんとするもの増加趨勢にあつたから、依然減配勸奨の舉に出た。

然し乍ら地方銀行は農村不況の結果、貸出金の減少に依つて業績低下し、これに對處するに預金利率の引下げ、減配とに依つて賄つて來たが、當局の勸奨に依る隨次に涉る減配懲憑は其の配當割合を全國的に五、六分と爲したる結果、これ以上の引下げは最早銀行の立場から引下げられないこととなり隨つて業績低下に對する地方銀行の方策としては結局預金利率の引下げを行ひ、經費の節減を圖る外策がない所迄來たが、九年六月東西乙種銀行が預金利率の實行利率をば定期二厘下げの四分、特別當座一厘下げの七厘となし、實施したのを機會とし、此の頃を中心として、各地に預金協定利率の引下げを行ふものが一時に現れ、四月から八月に至る五ヶ月間に協定利率の引下げを行つた預金利率協定組合數は百三十八の多きを數へた。斯くて右協定利率の引下げも九月頃には大體一段落を告げ、年末に於ける預金協定利率を觀ると、全國協定組合數二百二十三の中、定期預金利率を東西甲種協定利率たる三分七厘と同率に爲すもの二十九を算し、四分と爲すものは九十二で最も多く、四分八厘を最高とし、前年に於て存在してゐた五分の如きは全然見られなくなつた。

定期預金利率別協定組合數

計	甲種		各種合計	
	八年末	九年末	八年末	九年末
三分七厘	九	八	三	元
三分八厘	一	二	四	七
三分九厘	二	八	四	七
四分	四	三	五	三
四分一厘	四	一	四	三
四分二厘	三	一	四	三
四分三厘	八	一	四	三
四分四厘	一	一	三	三
四分五厘	五	一	六	八
四分六厘	一	一	二	四
四分七厘	二	一	四	二
四分八厘	一	一	二	一
四分九厘	一	一	二	一
五分以上	一	一	二	一

(資料) 東京手形交換所調
第一節 川越局長の銀行政策

銀行獨立性強化方針

九年七月齋藤内閣は帝人事件の餘波を受けて桂冠し、岡田内閣の出現を見、藏相は事務次官たりし藤井眞信氏が就任したが、高橋前藏相が其の椅子を譲つただけに其の財政金融政策は高橋財政々策の延長に過ぎず、これは又藤井藏相が同年十一月病氣辭任に依り高橋氏の藏相就任に見ても判然するところである。

即ち經濟政策に就いては低金利の趨勢を維持することを根本方針として堅持し、金利の中心乃至標準となれる公債發行利廻は依然四分一厘強と据置き、其の金融政策には何等の變更も見なかつた。然し健全財政の素地を作らんとして又一面跋行的景氣を是正せんがため、十年度豫算に臨時利得税が創設されたことは戰時財政に第一步を印したことが視はれる。

一方銀行合同に對しても恙も變更はなく、縣下有力銀行の出現即ち縣債發行に依る半官半民的銀行の設立乃至は一銀行に合同せしむるにあるが、さりとて當局の見解は必ずしも一縣一行主義ではなく、其の地方の情勢に隨つて二地方乃至三地方に分ち得れば之を標準として中心たるべき銀行を成る可く二行にし様と云ふにあつて、所謂銀行集中堅實主義とも稱すべきものであつた。

當時川越銀行局長は金融業者と事業家との密接なる關係が往々にして銀行破綻の因となるところから、銀行の獨立性を強化する方針を採るに至つたが、新たなる行政方針として注目された。

即ち大藏當局は最近普通銀行並に貯蓄銀行にして證券會社、商會社又は事業會社との間に貸付、社債引受其の他を通じて資金的關係特に濃厚なるもの及び銀行の取締役又は支配人が他業會社に關與し居るもの等に就き詳細なる調査を進めつゝあつた。之は銀行の他業（擔保附社債信託業を除く）の兼營は既に銀行法に據つて禁止され、銀行の常務取締役又は支配人の他會社常務兼任も認可事項となつてゐるが、前者に關しては兼營でない迄も資金的關係の深いものは相當残つてをり、後者に就いても常務以外は自由であり、常務兼任の場合も一種の既得權として認めて來たやうな關係があり、之等は銀行の經營を堅實化せしめ信用の動搖を防ぐため可及的清算せしむる方適當であるとして、今後機會ある毎に個別的に忠告し、銀行の獨立性を一層強化することとなり、凡ての銀行をして殆ど一般商業銀行としての色彩を有せしめんとするにあつた。

然し現在の銀行の大部分は其の背後に財閥を擁してゐるものが多く、従つて重役即ち人的關係の點では關係を斷つことは概して容易であるが、資金的關係上これを斷つことは表面的に爲し得るとしても其の間種々の事情で實現は容易でないが、弊害が認められる以上漸次右方針を堅持して望むこととなり、左の通牒を發するに至つた。

- 一、他業兼務の件 常務に従事する取締役又は支配人の範圍を列舉的に定め、頭取、副頭取、常務、専務、支配人等が他業を兼務する場合は必ず當局の認可を要すること
- 二、支店、出張所の廢止の件 支店、出張所は自由にこれを廢止することを許さず、當局の指示を受くること

この第二項は銀行統制方針に鑑み銀行法規に一項目を加へたるものと云へよう。即ち新銀行法に依れば銀行の支店並に出張所の設置は認可事項となつてゐるが、これの廢止は現在迄自由であつたのが、今回の通牒に依り當局の指示事項となつたのである。これは要するに當局の銀行統制方針に依つて漸次銀行數の減少に伴ひ、銀行獨自の見解に基く支店の移動を防止せんとするもので、地元金融機關の確立を圖るにあつたのである。

國債銘柄別移動調査

預金増加と貸出不振とのために遊資として銀行に推積し來る資金は、總べて有價證券に振向けられ、銀行に於ける有價證券投資額は急速の増加を示したことは既述の通りであるが、就中、銀行は日銀の公債賣却に對する買入申込に殺倒した結果、國債投資額が激増した。

全國普通銀行國債投資額

(單位百萬圓)

	預 金	國 債	割 合
七 年 上 期	七、九二五	一、〇七七	一三・〇
同 下 期	八、三三九	一、三三〇	一四・五
八 年 上 期	八、七〇七	一、五三八	一七・六
同 下 期	八、七五七	一、五六七	一八・〇
九 年 上 期	九、一四四	一、七〇四	一八・二
九 年 七 月 末	九、一〇五	二、一四六	二三・五

(資料) 東京銀行通信錄

昭和七年上半期末迄は現金の減少に伴ひ、國債投資額の割合も幾分低下したが、爾後通貨膨張に依る預金増加に伴ひ國債投資の比率は漸次上昇し、九年七月末には預金九十一億五百萬圓に對し、國債投資額は二十一億四千六百萬圓と實に二割三分五厘の高率に達し、空前の記録を示した。

斯くの如き國債消化旺盛の秋に於て國債の低利借換問題から國債暴落し、銀行は五分利債を賣却して四分利債に乗換へ、以て將來の五分利債借替の損失を免れんとするに至つた。

茲に於て大藏當局は銀行の國債所有額が預金額の二割以上を超えつゝある現狀に鑑み、國債價格の變動と低利借換問題等が銀行の營業成績に影響する處重大であつて、これが調査は今後の銀行政策上忽に爲し難しとの見地から、從來の毎期末營業報告の外に、更に普通銀行、貯蓄銀行に對して毎月末

一の所有國債銘柄別報告を徴し、以て其の移動状況を監視し、他面今後の國債處理に資することとなつた。

この國債投資の旺盛は一面遊資處分難を物語るものであつて、これがため日銀の特別融通返済は著しく促進せられ、八年末の五億五千二百四十三萬圓から九年末には五億二千九百八十一萬圓と二千二百六十一萬圓の減少となつた。これは擔保物件を處分して返済したものでないだけ、遊資處分難に如何に悩んでゐたかを物語るものであらう。

第二節 關西風水害

關西風水害の產業界に及ぼせる影響

今年程氣候不順に依つて農村に甚大なる影響を與へた歳はなかつたが、特に九年九月の關西風水害は其の被害程度は激甚を極め、關西財界に依外なる衝動を與へたものであつて、これに依つて臨時議會迄開かれるに至つた。

即ち二十一日早朝、近畿地方を襲へる颶風は、京阪神を中心として、關西一帯に慘虐の暴威を揮ひ其の被害は三府三十二縣に及んだ。當時大阪測候所發表に依れば、午前七時中心示度七一五ミリ、最

大風速六十米、風速に於て過去の陸上風速の世界記録たる五十一米を破つたものであり、いかに打撃力の大きかりしかが知れよう。殊に災害の中心點なる近畿地方が、我が國産業の中樞部だけに、往年の關東大震災に次ぐ衝動を内外に與へた。被害程度は内務省警保局の發表に依れば被害各地の死傷者數一萬七千餘人、倒壊、流失、浸水家屋四十三萬一千餘戸、田畑被害八萬九千餘町歩に及び、被害額は大阪府のみにて五億圓、各地の全被害額は總額十億圓を下らずと推測せられ、其の二府三縣下に於ける電力會社並に各種工場の大體の被害程度は左の如く甚大なるものであつた。

(單位千圓)

被害程度	被害工場數	被害額
大阪府	一一、四六〇	一一四、〇〇〇
織維工業	一、四〇〇	三五、〇〇〇
機械工業	三、〇八〇	四七、〇〇〇
化學工業	七五〇	二二、〇〇〇
食品工業	一、九四〇	八、〇〇〇
其他	四、二九〇	一一、〇〇〇
京都府	九六六	三、二四一
兵庫縣	一四〇	九、七五四

和歌山縣

一九四

一、三〇〇

二四〇

電力會社

被害額

大阪市電

三、〇〇〇

日本電力

一〇〇

大同電力

一〇〇

宇治川電氣

三〇〇

京都電燈

七〇—八〇

東邦電力

一四〇—一五〇

合計

三七一〇—四〇〇

大阪府の金融對策

關西風水害が及ぼせる影響は前述の如くて、其の被害者中大會社又は大工場が受けた損害額は大きな論を俟たぬが、これ等は資産も多く、信用程度も充實してゐたから、營業上の金融には左のみ打撃とならぬが、今回の災害地たる大阪府は、商工都市として物資の生産地である一面、物資の需要地とも見られる關係上、中小商工業者中の資金潤澤ならざるものにおいて、今後の營業上相當苦心を感ずる譯で、これがため大阪府では地元銀行と特約してこの救済策に乗出した。

一、昭和九年度復興のための追加支出豫算を百二十七萬二千七百九十九圓とす

二、中小商工業復興資金融資は住友、三和、野村の三行より受け、融資總額は六百萬圓とし、五割を補償す

三、同業組合資金融資は、大阪信用組合聯合會に三百萬圓を割當て、四割を補償す

四、前記融資に關し、年三分の利子を補給す

五、中小商工業者並に關係組合復興資金は興銀、十五兩銀行に各四百萬圓を割當て、四割を補償す

六、罹災家屋復興資金は勸銀、農工兩銀行より百萬圓の融通を受け、四割を補償す

右の例に倣ひ各府縣でも救済策を講ずるところあつた。

大阪組合銀行も被害者に對する應急策として九月預金協定實行委員會に於て、十月中に限り罹災者名義の一千圓以内の定期預金及び公共團體、共済組合又はこれに類似する團體の定期預金を申込に依り拂戻することとした。

政府に於ても各地に災害續出せる現狀に鑑み、救済方策決定のため臨時議會を召集することに九月下旬決定した。

各銀行の積極的活動

斯くて中小復興資金の融通地元銀行たる住友、三和、野村の三行では融資方法に就き協議の結果、十月末より其の申込を受付けることにしたが、三行協同融資の方法を採用した點を注目すべきである。

又従来から中小商業金融に積極的態度で臨んでゐた興銀でも直に同行自體の應急策として左の事項を決定した。

- 一、大阪府が損失を補償して居る中小商工資金残額三百十萬圓を即時動員すること
- 二、支店長の専行權限を、從來の三萬圓より五萬圓に引上げること
- 三、必要があれば全國支店の鑑定課員を總動員して、大阪支店を應援せしむること
- 四、既往中小商工貸付金二百五十萬圓は大體無難であるが、若し必要あれば貸増し、償還期限の延長を行ふこと

勸銀でも全国各地に瀕發せる旱害、水害、冷害等竝に今春來の絲價慘落を加へて、地方農村の景況悪化は全國的で、且つ相當深刻化する恐れがあり、同行の貸付總額約十億圓の二割程度は元利拂ひの續行困難視され、同行の立場は愈々重大さを加へつゝある現狀に鑑み、之が對策を左の如く決定、特

にモラトリアム氣配濃厚な地方には、支店長をして同行の立場を聲明せしめ、便法の要旨を徹底させることとなつた。

- 一、既往貸付は原則として借主の要求に應じ實情を調査した上、立直りの見込みあるものには中間据置、償還年限延長、期限前償還後の再貸付等を承諾するが、然らざるものは直ちに擔保の處分を行ひ整理にかゝること
- 二、右場合、中間据置中の利率は必ずしも從來の契約面の利率を固執せず、各個別な事情を參酌して現行實行利率以下の臨時的低利率を適用するが、其の最低は資金コストの關係上年五分八厘を以て限度とすること
- 三、復舊資金は右と同様最低年五分八厘の臨時低利率で新規に融通するが、期限二ヶ年の定期貸付とし其の期限到來の上各個の實情に應じ、其の時の規定利率に依り年賦償還貸付に更め得る

これに續き全國農工銀行同盟會でも災害地救済復興資金を融通することとなつたが、この融資は極めて低利に融通する必要上、自行資金を以てしては、利率の點に於て之等を満足せしむること能はずとして、大藏省に低利資金の融通を需めるところあつたが、右所要資金は宮城、福島兩農工にて五百萬圓、岡山、大阪、兵庫、滋賀、三重、濃飛、愛知、廣島の入農工で一千萬圓、愛媛、阿波、鹿兒島、大分の四農工で五百二十萬圓、總額二千二十萬圓であつた。

政府の災害対策

災害地救済方策決定のための臨時議會は九年十一月二十七日成立、十二月十日閉院式が舉行されたが、協賛を経たる之等災害關係經費の總額は一般會計に於て二億一千百餘萬圓に達し、九年度以降數年度に亘り支出することとなり、其の財源は大部分公債に依ることとなつた。この外預金部より低利資金を融通して復舊事業を援助することとし、總額二億圓の融通を決定し、其の内九年度分として九千六百萬圓を融通することとなつた。なほ又罹災地中小商工業者に對する金融機關の貸付に對し、府縣の損失補償に付、國に於ても再補償することに決定したものであつた。

當時藤井藏相が辭任直前の十一月に十年度總豫算額が、閣議に於て決定したが、其の豫算は軍事費が從來に見ざる巨額を占め、注目を惹いた。

即ち總豫算額二十一億九千餘萬圓中、陸軍豫算四億九千百餘萬圓、海軍豫算五億三千餘萬圓と云ふ未曾有の巨額に達し、災害關係豫算を控除する豫算總額二十一億二千二百萬圓に對し、國防豫算は十億二千百餘萬圓に上り、全額に對し四割八分を占めたものであり、災害豫算は六千八百餘萬圓が計上されたのである。この豫算に對し藤井藏相は國庫收入の増加を圖る企圖から跋行的景氣面の増税に依つて負擔の公平を期せんがため臨時利得税を創設するに至つたが、これが近時に於ける軍需産業方面に

對するインフレ是正の第一歩となつた。

この増税説と關西風水害から株式界は漸落歩調を辿り、短期新東は昭和六年末の安値に激落する慘狀を呈し、興銀ではこの救済策に乗出すに至つたが、十一月藏相が高橋是清氏に決定するに及んでこの歩調は一路好轉に向つた。

圓爲替の暴落

關西風水害を契機として、我が對外爲替は軟調を呈し、九月末より十月月初にかけ、俄然急落を示し十月二日の對米爲替は二十九弗を割り、十月物二十八弗八分五となり、對英も一志二片の關門を割り、一志一片十六分十五に激落した。右の相場は八年十一月以來の新安値であつた。

斯くの如き圓價軟調は國內的には關西風水害に依る輸出萎縮、一九三五、六年の危機を控へ財政膨脹と共にインフレーション懸念等の弱材料により圓價が軟化せると、對外的には米國政府の財政政策がインフレ政策を捨てて、健全通貨主義となり弗自體強化したことに基因したのである。

政府、日銀、正金等の爲替當局は斯くの如き原因に依つて招來せる圓價軟弱は徒らに人爲策を講ずるより、輸出轉換期に面して圓價は自然的に恢復するとの見地から見送りの態度を續けてゐたが、三當局は隨時會合して爲替對策を協議しつゝ、其の推移を見守つてゐた。

第五章 荒井誠一郎局長時代

(在任九年十二月—十一年三月)

七年頃よりの銀行に對する減配徳惠は荒井局長の手に依つて此處に完成され、銀行内容健實化となつて示現し、銀行經營状態に一大紀元を畫するに至つた。

又銀行検査方針に新政策を加味すると共に銀行の公共性に鑑み、其の貸出に對しても監督の手を延ばすに至つたことは銀行行政に對する一大革新でもあつた。

第一節 第六十七帝國議會

日本銀行金買入法の改正

九年四月に政府は日本銀行金買入法並に日本銀行金買入規則を制定して、將來に於ける金本位の復歸と今後に於て生ずる爲替政策上の見地から金の集中策を強化するに至つたことは既述したところであるが、この結果日銀の金買入高は、同年末迄に早くも八千四百七十八萬九千圓(準備繰入評價格四千二百二十六萬八千圓)に達し、政府の借入金金は四千三百五十二萬圓と法律所定の政府借入限度の約半

額に上つた。斯くて今後のため借入限度の擴張が考慮せらるゝに至り、十年三月法律第四號を以て金買入法を改正し、借入限度を二億圓と爲した。其の後日銀の金買入額は十年に於ても八千七百四十萬五千圓(準備繰入評價格三千七百七十二萬七千圓)に上り、これに對する政府借入金金は四千九百六十七萬八千圓となり、十年末迄の買入合計額一億七千二百十九萬五千圓、政府借入金九千三百十九萬八千圓となつた。而して右買入金の準備充當評價格は七千八百九十九萬五千圓で、日銀正貨準備は十年末迄に右の金額をば増加したのであつて、同年末の正貨準備は五億四百六萬五千圓と五億圓臺に恢復したのである。

之と共に政府は臨時利得税の創設に伴ひ、日本銀行納付金法の一部改正を十年三月法律第二十三號で公布したが、それは損金中に臨時利得税を挿入したことであつた。

朝鮮、臺灣兩行の限外發行税引下

鮮銀、臺銀兩行の限外發行税引下げは永らくの懸案で、兩行から引下げを涉々陳情したところであるが、七年の日本銀行法規の改正當時廻上に上つたが立消えとなり、其の儘五分以上の限外發行税を納めて來たのである。然るに最近の金利低下の實情に鑑み、愈々これを引下げることとなり、十年三月法律第一號並に第二號に依り右兩行の限外發行税を二分引下げの三分以上と改正し、勅令を以て同

年四月より施行を見た。

然し乍らこれは三分と云ふ最低額を示したものであつて、これ以上は何分でも徴收出来るもので、當時兩行本店所在地の金利高率のため、四分を適用され、三分の最低率を適用されたのは和田局長の十一年五月以降からであつた。

不動産融資及損失補償法の改正

不況対策の一として七年九月公布施行された不動産融資及損失補償法は期限切迫と適切なる活動を期待せんがため、融資銀行の融資期限を三年延長し、六年とすることとなり、議會の協賛を経て十年三月法律第十六號を以て公布した。

これに附屬する施行細則は十年五月大藏省令第十一號で改正公布、同年六月より施行された。

右に依れば預金部よりの中間金融機關への貸出利率五分三厘を年四分六厘に引下げ、中間金融機關の利鞘を年七厘と爲した。又本法に據り融資を受くる不動産擔保債權の發生期間は七年九月三十日迄に限られてゐたのを、九年十二月末と延長した。

この結果、預金部では更に既往貸付分も三厘方引下げて五分丁度とすることに十年五月の運用委員會で決定した。

臺灣銀行引受物件處理委員會設置

臺銀の持株處分は曩に所謂帝人事件を惹起し、政治問題化して社會を騒がしたが、第六十七議會に於て高橋藏相は該持株處分に關し、今後處理委員會を設置して、持株處分の便宜と公正を期し度き旨を言明した。

斯くて議會終了を俟つて十年四月閣議決定に基き大藏省内に臺灣銀行引受物件處理委員會が設置され、大藏事務次官を會長とし、銀行局長、理財局長、日銀正副總裁、興銀並に勸銀の兩總裁の七名を以て委員會が構成された。この委員會は豫算及び官制を伴はざる非公式の委員會で單に原則を決定する諮問機關に止まつた。委員會は再三協議の結果、高橋藏相の希望通り、豫め具體的方法の決定は困難であるとして、概略抽象的な根本準則の制定に止め、今後同行所有の帝人株（親株十一萬株新株三萬株）神鋼株（七萬株）昭和製糖株（五萬株）等の處分に當り、相當大口のものは凡て臺銀に於て具體案を決定し、其の都度處理委員會に附議すべしとの方針を答申した。

第二節 金利平準化運動の再燃

金利平準化運動の再燃

八年下期から九年以上期にかけて全国的に行はれた金利平準化運動は、九年六月東京、大阪乙種銀行預金利率引下げを最後として一巡した形となつたが、地方金融界に於ては、當時特殊な事情もあつて下げ足らなかつた向も相當あり、其の後の金融緩慢の情勢は全国的に浸潤し、銀行貸出利率は益々低下する傾向にあつた。

既往四年間に於ける全国銀行平均金利調

年	月	定期預金利率 (年利) 割	證書貸付利率 (年利) 割	手形貸付 (日歩) 錢	當座貸越 (日歩) 錢	割引歩合 (日歩) 錢
七	年六月	〇・五二	〇・九三	二・二九	二・五	二・四三
	十二月	〇・五	〇・九	二・二三	二・五〇	二・三
八	年六月	〇・四九	〇・九〇	二・一八	二・四	二・二七
	十二月	〇・四七	〇・八八	二・〇九	二・六	二・二〇
九	年六月	〇・四四	〇・八七	二・〇三	二・三	二・一〇
	十二月	〇・四三	〇・八四	一・九二	二・三	一・九
十	年六月	〇・四二	〇・八二	一・九	二・二九	一・九

(資料) 大蔵省調

これがため第一次金利平準化運動當時下げ足らなかつた地方銀行は、預金、貸出兩利率の利鞘の開きが縮少した結果、十年下期に入り第二次的預金利率平準化運動を惹起し、十年に於て協定利率の改定を行つた組合数は四十に上つた。

預金協定利率改定組合數

月別	昭和九年	昭和十年
一月	一	一
二月	五	一
三月	九	一
四月	一八	一
五月	二一	一
六月	四一	二
七月	三九	二
八月	一九	一一
九月	七	五

第二節 金利平準化運動の再燃

十月

七

十一月

八

十二月

一

計

一七五

四〇

三

二

三

(資料) 東京手形交換所調

銀行經營の合理化力説

當時に於ける金利平準化運動は、銀行自體の自衛策として、銀行収益の減退から株主に對する減配、預金者に對する預金利下げと云ふ兩者の犠牲に依つて爲されたもので、當局からの懲慝に基くものもなかつたが、低金利情勢に照し、銀行經營の合理化は夙に政府の關心事として特に強調された點であり、十年四月全國手形交換所聯合會に於ける高橋藏相並に土方日銀總裁の演説が雄辯にこれを物語つてゐる。

高橋藏相

(前略) 次に銀行の収益狀況に於きましては低金利の浸潤に伴ひ、次第に窮窟となりつゝあるものと認められるのでありまして、現下金利の趨勢に鑑み、之に順應せる營業方針を確立し、營業

費の節約を圖り、採算上充分低金利に堪へ得べき素地を築くことを怠らざることが極めて肝要であると考えます。而して現在の時期は金融界が極めて平穩でありまして、(中略)是等金融機關に於ては此の好機を逸せず、努めて合理的に經營を行ひ、其の内容の充實強化を圖りたいのであります。

土方日銀總裁

(前略) 銀行の業績は利廻の低下に拘りませず、預金は比較的利率の高い種類の預金に集積致して參りまする傾がありまして、先づ利鞘の縮少を來し、又有價證券償還益乃至は賣買益の如き臨時収入も、一時に比しましては餘程減つて居りますから、何れも収益の低下を免れないやうな情勢になつて居るのであります。此の収益の低下に伴ひまして銀行の採りました對策は必ずしも一様ではありませぬが、成るべく手許資金の運用に努むると共に、他方出来るだけ預金利率の引下を行ひ、又所に依りましては減配を行つたのも相當多いのであります。預金の利率は一昨年秋から昨年に掛けて、全國各地に互つて相當に引下げられまして、定期預金の利率は大體四分を中心し、三分七厘から四分二厘迄のものが、其の多數を占めて居ります。中には四分七八厘から五分見當のものもあるものであります。此の低金利に伴ひまする利鞘の縮少は是は金融業者と致しましては當然忍ばなければなりませんまいが、之が爲に其の經營に無理があると云ふやうな事

があつてはならぬと思ひます。どうか出来るだけ無理のないやうに夫々の場合の事情に應じて適當なる措置を講ぜられ、且同業者間は勿論他の金融機關とも能く協調を保ちまして、資金の吸収ばかりでなく其の運用に對しても充分留意せられんことを私も希望を申したいと存じます。

右の演説に呼應して、銀行局も全国の銀行に對して、銀行經營の健實化を一層勸奨するに至つたが右は後述の銀行検査方針刷新策と併行して注目すべきところである。

銀行検査方針の刷新

銀行局は十年四月、検査課長の更迭を期として局議開催の結果、本年度から銀行検査方針の根本的刷新を断行することとなり、左の方針を決定した。

一、従来の検査に於ては其の銀行の營業收益狀況の経過、財界將來の見透し如何等を顧慮せず、苟も缺損、不良債權、固定貸等ある場合は、畫一的に減資、減配、合同等に因り補填、銷却の速行を命じて來たが、今年からは各銀行の營業狀況を可成り長期に亘つて調査勘考し、相當期間中に經常的収益に因り漸次自動的に銷却し得る見込あるものは整理命令を緩和し、又擔保有價證券に就いても、假令現在に於ては値下り損を生じて居ても、今後回復の見込あるものに對しては、従来の如く一舉に處分を促すことなく、餘裕ある態度を以て整理せしむること

二、従来の検査は資産上の瑕疵、營業上の缺陷を整理せしめることにのみ重點を置いて來たが、今後は進んで資産の構成内容に着眼し、例へば多額の短期預金を擁し乍ら、貸付が長期に偏傾し居るが如き、或は支拂準備金の内容がコール、銀行引受手形、公債等の比率に於て妥當ならざるものの如きを適當なる構成に改めしめること

三、各地方實地検査に出張せる検査官をして、歸廳後検査官會議に於て夫々其の内容を報告せしめ相互の参考とするは勿論、検査方法の統一聯絡を圖ること

右の方針は最近銀行の内容が一時より概して堅實となり、又銀行數も著減した結果、個別的に弾力性ある検査監督指導等が可能となつたため、従来の検査監督に比し一步進めたもので、銀行健實化のため資するところ大なるものがあつた。

信用組合と地方銀行の利率協定懲憑

低金利の進展から銀行預金は當座、通知等の低率預金から漸次高率なる定期預金に移行し注目を惹いたが、一方高率を附する異種金融機關への移行、即ち信用組合の勢力増大が重大なる波紋を投げつた。

産業組合は七年四月の全國大會に於て産業組合擴充五ヶ年計畫案を樹立し、これが達成に邁進せる

結果、著しき進展振りを示したが、これを産組中央金庫に就て観れば左の如くである。

産業組合中央金庫貸付金並預金高 (単位千圓)

昭 和 年 度	貸付金	定期預金	其他の預金
六 年	三、二六八	三、四〇七	六〇四
七 年	二七、三三二	五、六〇四	二〇、三三八
八 年	一五、〇九六	八、四四三	二一、四一〇
九 年	一四、三三四	六、一〇九	一三、〇九二
十 年	一七、四九六	九、五八三	一四、五〇三

(資料) 金融事項参考書

地方銀行は低金利情勢に従つて預金利子の引下げを行つた結果、現在では定期預金利子は大部分四分臺若しくはそれ以下となつたが、其の間信用組合の預金利子は平均四分五厘内外にある關係上、産組預金に流れ込むもの多く、然も信組預金は資本利子税、所得税を免除されてゐる關係から、なほさら其の傾向が強く、地方銀行よりこれが是正策と金融界に於ける採算監督の一元化が要望されつゝあるに鑑み、大藏當局は十年十月信用組合と地方銀行の利率を同率に徳通方を決定し、通牒を發することとなつたが、荒井局長時代に信組と地銀の金利協調並に信組監督權の移讓問題が大藏當局の關心事

となりつゝあつたことは注目すべき事柄であらう。

なほ同時に銀行局は銀行検査に對して、資産内容の検査のみならず預金協定の嚴守をも検査し、中小商工業資金の融通其他貸出に對しても勸奨することを決定した。

株式投資の増大と東西預金利子引下論の擡頭

低金利の醸成は預金増加の反面に於て、貸出がこれに伴はなかつたことと、大藏省の減配徳通に基因したものであるが、其の過剰資金は如何と云ふに公債並に株式に投資されたものであつた。

全國普通銀行諸勘定

(単位百萬圓)

昭 和 年 度	預 金	貸 出	有 價 證 券	
			(内)國 債	(内)株 式
九 年 下 期	九、三三三	五、八七一	二、〇一七	三、七〇
十 年 上 期	九、四四五	五、八八五	二、二二二	四〇二
下 期	九、八七三	六、三二二	二、一〇五	四〇九

公債の投資増加は一應政府の低金利政策は成功したものと領ずかれるが、株式への投資は銀行が採算難に如何に苦しむとは云へ、健實なるものとは云ひ難く、大藏當局も金融界の將來へ禍根を残すも

のとして注視しつゝあつた。

前述の如く全国各地に於ける預金協定利率の引下げは低金利の滲透普及を物語ると同時に、地方協定利率の東西預金協定利率たる三分七厘への同率化乃至鞘寄せは都鄙金利の著しい平準化を示すものであつて、同時に又都市大銀行に於ける預金利息が八年以來其の儘に据置かれてゐたことにも依るのであつて、總ては東西預金協定利率にも波及すべき運命にあつた。斯くて地方銀行の利下げを廻ぐつて深刻なる東西預金再利下論争を生ずるに至つた。

當時再利下げの理由として主張せられた處によると、一つには金利低落による銀行業績の悪化を緩和する爲に預金利下げが必要であるが、地方預金利息は已に都市大銀行の預金利息を下廻らんとするが如き形勢を示し、斯くては都市大銀行と産業組合との狭撃を受けて、地方銀行の困窮は甚しきものがあり、地方銀行救済のためにも都市大銀行は進んで預金利下げを行はなければならぬと云ふにあつた。これに對して反對論者は、預金コストは未だ公債利廻に對して逆歩となつてゐないし、又地方預金協定利率は低下してゐるけれども、今猶勉強率を附加するものが尠くなく、随つて都鄙金利の平準化も表面に現れた程には進んでゐないと云ふことを擧げて、再利下げの尙早を主張した。斯くて東西預金再利下げは十一年に持越れ、四月に於て實現したが、十年に於ても既に都市大銀行に於ける預金再利下げは切迫してゐたものである。

斯くの如き金利低下の情勢は起債市場にも反映し、證券利率の低下を見たが、十年の春及び晩秋に於ける金融引締りの時に於て起債條件行過論を生じ、起債界は低利借替の衣服と共に停頓するに至つたが、當時大藏當局は朝鮮殖産銀行の行過ぎ債券發行に對して警告を發する程であつた。

第三節 赤字公債樂觀論の擡頭

公債消化力の前途

十年三月國際聯盟脱退が實現したが、日支關係の好轉回、北鐵讓渡協定の成立等ありて、財界一般は明朗化に轉じたが、國際政局は國家主義國の擡頭に依り一抹の暗影を與へ、我が國は軍備充實竝に時局匡救費の支出増加に伴ひ、國庫歳出入は年々増加傾向を辿り、赤字公債發行も恒常化するに至つた。

赤字公債發行の不健全なる財政々策に就き大藏當局は從來より慎重なる研究を進めつゝあつたが、十一年度豫算編成に當り、當局は赤字公債の發行額の不増加を其の編成方針の根幹として、財政の内容容強化を圖ると共に公債政策に關して其の所懐を明らかにした。

一、我が國財政の現状は近き將來に於て赤字公債の發行をなくすることは期待されず、相當長期に亘つて赤字公債に依つて財政の辻褄を合すべく餘儀なくされてゐる。従つて財政に對する内

外の信用を確保し且持續して行くためには努めて財政の内容を強化し、而して無制限なる財政膨脹は絶対に不可である。斯くして内外の信用を得て継続的に餘儀ない赤字公債のみを發行し、一方公債發行を漸減の方向に向けるのが必要である。

一、公債の消化力に就いては今直ちに行詰るとは考へられないが、前述の如く相當長期に亘つて公債の發行を餘儀なくされてゐるから、之を考慮して絶えず公債發行を阻害するが如き事態を惹起させないやう努めねばならない。

一、公債消化力の限度に關し大藏當局の意見を徵する希望があり、之が切實なる問題として取上げられてゐるが、具體的に確たる數字を以て發表することは不可能であるが、大藏當局は現實の國民貯蓄力の増加並に配分との關係及び國際貸借等抽象的な參考資料を基として現實に即した消化力の測定を絶えず行つてゐる。

而して七年以來公債消化が順調に行はれた理由に關し次の如く説明してゐる。

- 一、從來は赤字財政に拘らず財政に對する國民の信用があり公債市價が安定してゐた
- 一、公債發行額が民間の消化力の限度内にあつた
- 一、發行方法が日銀引受となつたため民間消化は需要に従つて徐ろに行はれ市價に動搖を與へなかつた

一、通貨政策等の關係から物價及び爲替相場が安定して貨幣價值は安定を得てゐた

一、金利低下の傾向が好結果を與へたこと

以上の如き情勢が今後も繼續して公債消化に寄與するや否やに對して大藏當局は重大なる關心を拂ひつゝあつた。

公債政策に對する高橋藏相の聲明

起債市場行過問題と併行して、公債消化力の行詰り乃至は公債の順調な賣行状態から赤字公債樂觀論等の説も出て、財政の前途に危険なる觀測を下すものも現はれたので、十年七月高橋藏相は左の聲明書を發表して、財政の現状と赤字公債との關係を説き、これに據つて國民の理解と協力を求めんとを希望した。

我が國財政の現状は今後或期間に亘つて毎年相當額の歳入補填公債發行の已むを得ざる情勢にある。(中略)若し今後に於て公債が一般金融機關等に消化されず、發行公債が日本銀行背負込となる様なことがあつては、之は明らかに公債政策の行詰りであつて、其の結果は所謂惡性インフレーションの弊害が現はれ、國民の生産力は消費力と共に減退し、生活不安の事態を生ずるに至る惧れがある。故に今後繼續して軍事産業其他重要な國家施設の實行を保障し、又同時に産業

の發展並に國民生活の安定を確保するが爲には先づ以て公債政策の圓滑なる運行を圖ることが絶對の要件となる。

然るに昭和七年度以來毎年相當巨額の公債の發行にも拘らず、今日迄の所幸に其の運用は理想的に行はれ、未だ公債發行に伴ふ實害を發生して居らず、却つて金利の低下や景氣恢復に資せる所が少く無い。世間の一部には此の效果に着目し、公債は何程發行しても差支なきものであるかの如き漠然たる樂觀説を懐いて居る者もあり、又今日政府の採つて居る公債政策の如きは未だ不充分であつてどしどし公債を増發して國家の經費を大に膨脹せしむべしと説く者もある様である。併し乍ら公債の過剩發行に因る財政經濟の破綻に就いては歐洲大戰後多數の國に其の實例の存する所であつて、公債は何程發行しても差支無しと論ずるが如きは此の最近の各國の高價なる經驗を無視する議論である。

(中略) 今迄公債に關する政府の考へ方と著しく異なる意見が世間に流布されて居る様である。其の一例を擧げて見ると、國債は國民の債務なると共に其の債權なるを以て、國債の増發も國民全體としては財の増減が無い故に、内國債である限り國債の増加も國民負擔の増加にあらず、何等恐るゝに足らずとの論である。之は國債を通じ債權と債務とが併存するといふ事實だけは其の通りであるが、然るが故に國債が増加しても財政上並に國民經濟上差支ないと云ふ結論が簡單に出て

來るものではない。國家の財政も其の機能に於て國民經濟活動の一部を構成すると共に、獨自の存在を有するものであつて、財政としての組織が保持せられなければ、軍事、外交、産業其の他國家特有の活動を繼續保障することが出来ない。又常識より考へても國家其の他の公共團體の經濟たると個人經濟たるとを問はず借金政策の永續す可からざることは當然である。

公債増發に伴つて、利拂費は漸増し、租稅其の他の收入も其の利拂に追はるゝ結果となるであらう。斯くの如き事態が生ずると、國費中公債に依る部分が益々多くなり、財政機能は行詰りに陥らざるを得ない。(中略) 故に公債の問題は單なる國內の債權債務の均衡と云ふが如き狭い見地から是非を論斷することが出来ないのである。其の他の異説に就いても事物の一面のみを見て國家社會全般に對する影響を忘れたる議論が多いやうである。前述の如く研究は大いに宜しい、斯くて國民全體の協力によつて永續性ある國家の發展策を確立したいと考へる。

第四節 日本銀行特別融通期限の切迫

積極的特融回收策

日銀の特別融通資金の整理期限は十二年五月八日で、後二ヶ年を殘すに過ぎないこととなつたので

日銀では鋭意これが回収に努め、九年秋以來毎月一回特融審査會を開き、種々なる回收策を樹立すると共に各地支店長を督勵して整理に努めしむるところあり、更に今後は從來の如き擔保物件の値上りを見込んで其の處分を躊躇するが如きことを避け、手形期限の満了と共に其の處分を行ふこととし、整理の促進を行ふに至つた。

然し擔保物件の優良なるものは既に處分し、處分し難きものが多くある關係から、其の整理は容易でなく、日銀の督促並に金融緩慢の情勢から其の回收振りは漸次増加傾向にありとは云へ、十年末に於ける特融殘高は四億九千八百萬圓の未だ多額を算し、これが期限迄の回收如何に依つては生きるものも死ぬることとなり、又夫れ丈け國庫の負擔となる關係から、大藏、日銀兩當局に於て慎重研究を進め、遂に兩當局の意見は期限延長に決定し、第六十八議會に提案する段取りとなつた。然し同議會解散の結果、後述の特別議會に提案された。

特別融通回收狀況 (單位千圓)

年	期中回收高	回收高累計	融通殘高	被融通銀行
昭和六年	九、六九二	一一、一六九	五七五、七六一	五
七年	一〇、〇九八	二一、二六八	五六五、六四八	五
八年	一五、二二七	三六、四九六	五五二、四三〇	五

九年 三三、六一〇
 十年 三三、六四三
 (資料) 大藏省調

國債局の新設

赤字公債の發行以來、日銀の公債業務は頓に増加すると共に、今後一層繁忙を豫定せられるので日銀では大藏省と協議の結果、十年八月國債局を新設し、從來營業局國債係で取扱つてゐた國債事務を右國債局に於て取扱はしむることとした。

日銀としては國債局の設置は二度目であつて、明治三十七年日露戰爭當時戰費調達のため、公債發行が増加し、業務が擴張したので國債局を設置したが、其の後大正二年營業局に合併されたことがあり、今回それが再設されたことは日銀職制の上に再び公債非常時がはつきり反映した證左であつた。なほこれと同時に日銀では審査、考査、特別融通整理、検査の四部の主事の名稱を部長と改稱した。

第五節 日本興業銀行の中小商工業金融新方策決定

商工組合中央金庫の設立具體化

中小商工業者の金融難救済策として特殊金融機關の設置計畫は歴代政府當局者に依つて屢々立案されたところであるが、其の都度立消えの運命となり、川越局長當時に於ても時局對策として特殊金融機關の設置要望から研究を重ねつゝあつたが、一應既存金融機關の積極的活動に俟つと云ふこととなり、前述せる如く解消を見た。荒井局長に於てもこの方針を堅持し、東北振興會より東北金融對策として東北殖産銀行の設置要望もあつたが、既設地方銀行の活用を適當とする旨懇懇しつゝ許容しなかつた。

一方商工省では此の問題の解決は社會政策的なると、又農村救済に對する巨額の國庫負擔に鑑みても、商工業者救済のため、特殊金融機關の設立を力説し、其の具體案として産業組合中央金庫と同一趣旨の下に商工組合中央金庫設置案を大藏省に提示した。其の内容は政府より一千萬圓、關係組合より一千萬圓を出資して前記中央金庫を設けること及び現在各府縣で行つてゐる中小商工業の債務補償を擴充して、國庫が之を再補償することに依り各種金融機關の積極的協力を求むるにあつた。

これに對し大藏當局は果然反對の意向を表明し、國庫の歳出負擔の増加並に金融機關監督行政の統一が亂されること、中小商工業者の金融は興銀及び普通銀行等の現存機關を以てして間に合はぬこと

はないと云ふのであつて、高橋藏相も商業組合とか工業組合は未だ幼稚で、自ら金融機關を設けることは尙早であるとして難色を示した。

商工、大藏兩省の對立は仲々深刻のものがあり、一時は商工大臣の面目問題から延いて内閣の存立問題に迄及ぶ形勢を示したけれども、數次の折衝の結果、大藏當局も遂に折れ、商工省案を一應原則的に承認し、但し出資總額の一千萬圓は多きに過ぎるからこれを五百萬圓に減ずること及び中央金庫の業務は興銀をして兼行せしむると云ふことに妥協成立して愈々第六十八議會に提案の運びとなつた。

六十八議會は豫定の如く解散せられ、二二六事件を契機として社會情勢は變化し、國民生活の安定が叫ばれ、此の影響を受けて、曩に半減せられた出資額は一千萬圓に逆戻りとなり、特別議會を通過して十一年五月商工組合中央金庫法の公布となつた。

日本興業銀行の金融新方策

第六十七議會を巡る中小商工業者金融問題の論戰から興銀の職責は重大となるに鑑み、從來からの中小商工業金融に今後指導的方針を採ることに十年の春の支店長會議で左の如く決定したが、右の方針は大藏省の既存金融機關の活用依存せる態度と對應して、示唆する點が多い。

一、中小工業金融の根本問題

- イ、中小工業の存続に關し、本質上從來悲觀說多く行はれたが我が國情及び中小工業の現状より見るときは、必ずしも悲觀の要なきを以て之に對する認識を新にするを必要とすること
- ロ、中小工業の現状及び前記本質に鑑み、其の活動範圍尙相當大なるのみならず、從來の經驗に徴し、別段危険なきものと認めらるゝ故、引續き此の種金融に努力すること
- ハ、特殊機關を新設することは中小工業金融問題の解決策として有效なる故、其の實現を希望するも、此の種金融の現状及び資金普及化の點より既存各種金融機關の協力を得ることに努力すること
- ニ、政府低利資金の融通又は補償制度等は、臨時の災害匡救等一時的施設としては必要なるも中小工業者に對しては根本的に自力更生を鼓吹すること
- ホ、農村工業問題及び之に對する金融問題は、中小工業金融と密接なる關係を有する故、常に研究を怠らざること

二、營業關係

- イ、産業資金の供給條件を、今回の災害復興資金供給條件と同一にせらるゝやう交渉を進むること
- ロ、從來の擔保貸付の外、無擔保金融特に組合金融に努力すること

ハ、自動車交通事業の健全なる發達を期するため、自動車交通財團擔保の貸出に努力すること

ニ、時局の影響を蒙り相當の利益を收め居る貸出先に對しては、特殊の場合以外は無謀の擴張を爲さざる様注意すると同時に、債權の償還並に内容の整備を爲さしめ、將來に備へしめること。又不良貸出先に對しては此の際特に條件を緩和し、取引を常道に復さしめ、以て整理更生に資すること

ホ、取引の安全を害せざる限り、事務取扱を一層平易簡明にする研究を爲すこと

三、中小工業者に對する指導方針

- イ、現在の特種施設を十分利用せしむることに一層努力すること
- ロ、一般中小工業者に對しても、前記取引先に對する如く、此の際特に堅實の方針を以て進む様指導すること
- ハ、金融的見地よりのみならず、將來中小工業者の合理的經營化の目的を以て、收支關係丈にても明確ならしむるため、帳簿の整理を強調すること

四、中小商業者に對する金融

中小商業者に對する金融も、現在世上一般に切實に要望せられつゝあるを以て、能ふ限り此の種金融にも努力すること

なほ大藏省では同行の積極的活動と東北地方の金融難打開策のために福島、富山の兩市に支店設置の認可を與へたが、これは東北振興會の要請に答へたものである。

第六節 臺灣、朝鮮兩行の進出

臺灣中部の震災

日支の國交關係好轉に伴ひ、臺銀の業績も後述の如く一路向上に向ひつゝある秋、十年四月中旬臺灣に於て、大安溪の中流域を震源とする大震災あり、臺中州豊原郡、新竹州苗栗郡の如きは一庄殆ど全滅に近きものも現はれ、兩州下の死者三千二百餘名、負傷者一萬一千九百餘名、家屋倒塌に依る損害約一千四百萬圓に及び、其の他鐵道、道路、橋梁、埤圳、學校等公共物の損害約六百萬圓に上り、全島より見れば其の被害額は巨額に達した。

臺銀では地震の飛報に接するや、震災地に於ける支店支配人をして、罹災地の慰問、被害情況の調査を行はしめ、一方預金の非常拂戻其の他臨機の處置を講ずると共に、吉田副頭取も急速震災地を視察の上、臺北に震災地支店長會議を開き、家屋建築資金の低利貸出を即日決定實施した。

勸銀も臺北に支店、臺中に駐在所を有し、臺灣に於ける不動産金融の衝に當つてゐるが、震災中心地たる新竹、臺中方面への融資は僅少であつた關係上、特に非常手段を講ずる必要もなく、大體これが對策は臺北支店長に一任した如くであつた。

又當時臺銀は日支關係の好轉から南支沿岸居住日本人の金融難に當面せる實狀に鑑み、汕頭、厦門、福州、廣東の各南支々店の貸付に對し積極的方針を執ることとなり、貸付條件の引下、連帶保證に依る貸付を行ふに至つたが、これ等は臺銀の使命の一に限ぎらないもので、臺銀の重大業務は全島の産業金融並にこれに附隨する貿易金融にあつた。而して近時全島産業界の活況並に貿易關係の好轉から同行の發行銀行券は後述の如く膨脹しつゝあつた。

なほ帝人事件この方空席であつた頭取は、十年四月保田次郎氏就任するに伴ひ、重役の駐在地を一定し、頭取は原則として本店に止ることとした。

朝鮮銀行の進出

當時に於ける朝鮮、臺灣兩行の銀行券發行高は年々膨脹に膨脹を續けたもので、政府の限外發行税引下げも此の點を留意したものである。

朝鮮、臺灣銀行券發行高 (單位千圓)

第六節 臺灣、朝鮮兩行の進出

昭和	朝鮮銀行券發行高
七年末	一二四、六二二
八年末	一四八、一七六
九年末	一九二、四五七
十年末	二二〇、七七七

臺灣銀行券發行高

五年	五一、六一九
八年	四八、九九三
九年	六一、六五三
十年	七〇、一九〇

(資料) 大藏省調

朝鮮銀行券の膨脹は、七年滿洲國成立を機として、朝鮮經由物資の繁忙と共に滿洲國に對する本邦投資額が巨額に上つたことに一因があるが、更に根本的な原因としては、時局産業の勃興就中産金奨励策の勵行から、兩島とも右好條件に恵まれ一般的に商取引が活況を呈して來たからであり、夫れ丈け兩行共時局の恩典に浴したものである。

對滿投資額 (單位百萬圓)

對滿投資額	七年	八年	九年	合計
(資料) 大藏省調	一一九	一一八	二四四	四八一

なほ鮮銀では商取引の活況から麗水に十年八月より、羅津に十月より夫々支店を開設した。

第七節 不動産銀行の貸付金利低下

日本勸業銀行の貸付方針刷新

低金利情勢は各種金利の上に現はれたが、不動産銀行は高利債券の低利借換に依つて資金コストの低下を行ひ、漸次貸付金利の引下げを行つた。

日本勸業銀行貸付実行利率

昭和	田畑抵當		宅地建物抵當	
	年賦	定期	年賦	定期
九年上期	六、五	六、五	七、二以下	七、〇以下
下期	六、五	六、五	三月一日以降	七、〇
十年上期	六、五以下	六、五以下	九月十五日以降	六、八
下期	六、三	六、三	六、五	六、五
十一年上期	六、〇	六、〇	六、八	六、五

大藏省でも半期毎に認可する不動産貸付利率も低金利の情勢に従つて低下して認可し來たが、十一

年上期に於ける認可利率は十年下期に比し相當の引下となつたので、勸銀では今回の大幅引下げを機會に從來の貸付取扱上の劃一主義を改め、たとへ内部に於て一應實行利率を改めるにしても、必ずしもこれに拘泥せず、資金需要者の擔保、信用及び經營の實情優劣等を多分に考慮し、出來得る限り優良借入主の利子負擔を軽減するやう彈力ある利率の適用を行ふことに方針を決定したが、右は貸出競争激化に伴ふ優良借主の確保乃至爭奪に備へたものであつた。

更に又新規貸付利率の引下げに依つて既往貸付利率の引下を考慮するに至つたが、今回更に小額債券の期限前償還を考慮し、期限前償還を受けた小額債券所有者を優遇する意味から、小額債券所有者に限る特約預金を開設することになつた。其の内容は左の如くである。

- 一、小額債券所有者に限り取引を爲す
- 二、預金額は舊小額債券の償還を限度とす
- 三、利率は定期預金利子よりも一厘方の高率とす
- 四、割増金付割引勸業債券が發行された場合、此の預金額を限度として優先的に應募し、預金を債券に乗換へ得ることとす

全國農工銀行の利率引下

全國農工銀行でも當局の最高利率の引下げに倣ひ、實行利率の引下げを行つたが、當時に於ける實行利率の引下げは顯著なるものがあつた。

全國農工銀行貸付實行利率

昭和九年	田畑抵當		宅地建物抵當	
	年賦	定期	年賦	定期
上期	七、三	七、三	七、四	七、四
下期	七、〇	七、〇	七、二	七、一
十年上期	六、九	六、九	七、一	七、〇
下期	六、七	六、七	七、〇	六、九
十一年上期	六、五	六、五	六、八	六、七

備考 全國農工銀行の平均なり

第八節 銀行界の動靜

銀行減配の徹底

大藏省の銀行減配の徳惠は機會ある毎に爲され、低金利時代には一層徹底し、増配銀行は皆無とな

ると共に無配銀行の如きも漸減し、一般に銀行の内容は堅實となつた。

普通銀行及貯蓄銀行配當狀況

	普通銀行			貯蓄銀行		
	九年度下期	十年度上期	十年度下期	九年度下期	十年度上期	十年度下期
増配	1	4	3	1	1	1
(内)記念配當	1	1	2	1	1	1
減配	1	3	7	8	3	1
配當復活	2	1	2	1	1	1
据置	300	37	35	3	6	9
其他(無配)	27	24	19	8	9	9
計	43	44	46	19	19	19

此の結果一割を超過する配當率を有する銀行は皆無となり、大藏省の低率配當政策は多大の効果を収めた。而して大藏省の今後の方針としては率よりも銀行の内容堅實化を旨とするも、従來の如く一率に増配抑制、減配懲慝を爲すことをやめ、低率配當の銀行にして内容の著しく向上せるものに對しては若干の増配を認むることとした。

特殊銀行の支店増設

前述の如く中小商工業者の特殊金融機關の設立に對しては、大藏省の見解は依然既存金融機關の活用は俟つと云ふ態度を持してゐたが、既存金融機關と云つても普通銀行は預金増、貸出滞滯から資金運用難に悩み、採算割れの地方支店を閉鎖するものも見られた關係から、特殊金融機關即ち特別銀行の進出に依つてこれを補はんとする方策が採られた。

斯くて興銀の富山、福島支店、勸銀の京都市綾部、臺灣臺中等の支店新設となつたもので其間の消息は左の數字が物語つてゐる。

四期間の各種銀行支店出張所異動調

昭和九年	支店				出張所			
	特別銀行	普通銀行	貯蓄銀行	計	特別銀行	普通銀行	貯蓄銀行	計
下期	145	3,833	450	4,428	4	1,252	6	1,262
十年度上期	146	3,855	452	4,453	4	1,243	6	1,253
十年度下期	153	3,788	447	4,388	4	1,238	6	1,244
十一年上期	155	3,671	446	4,272	4	1,198	6	1,208

(資料) 全國銀行資産負債表

第八節 銀行界の動靜

第六章 和田正彦局長時代

(在任十一年三月—十二年五月)

二・二六事件を契機として成立せる廣田内閣の組閣に參じた馬場藏相は就任と共に津島次官以下の更迭を行ひ、省内の人事刷新を圖り、準戰時體制への移行を仄めかしたが、當然の人事と云ひ乍らも和田局長の就任を見たことは、同氏の持論から云つても銀行行政に壓力が加へらることは豫想され得るところであつて、馬場藏相とタイアップして銀行行政に就いつて一つのエポックを劃したことは大なる功績であらうと思ふ。

第一節 第二次低金利の展開

非常時體制より準戰時體制へ

昭和十一年二月に勃發した所謂二・二六事件を契機として組織された廣田内閣は國政の全般に亘つて多年の積弊を安除し、狹義並に廣義國防の見地から根本的國策を樹立遂行すると云ふことを使命と

したのであつたから、時の馬場藏相も相當なる決意を以て臺閣に列したものであり、同年三月藏相官邸に於ける銀行家招待の席上に於て爲された演説は此の間の事情を推測するに十分なるものがある。

現下の非常重大時局に私の如きは藏相の任ではないと考へるが、四圍の事情から已むを得ず大命を拜するに至つた以上、私は一死報國の念を以て善處する覺悟がある。現下の非常時局に處する諸政策は從來の諸政策に對し相當の修正を加へ、時局に即した政策を實施する必要があることを痛感してゐる。従つて私の財政々策は從來の政策に基く觀念からすれば、幾多の特異性を含んで居ることは當然であつて、此の際思ひ切つた政策を斷行しなければならぬと考へる。併し經濟界に急激なる變革を與へる如き措置は極力避け、十分の注意を以て穩健に政策の具體化を圖る方針を有してゐる。私は勸銀總裁として十年間財界に居た經驗があり、角を矯めんとして牛を殺すが如きことは行はない。此の非常時局に處する私の財政々策を十分諒承して頂いて財界の協力を願ひたい。

右要請は今後の財政々策の刷新を意味し、又同時に經濟界全般に對し一層統制の強化を示唆したものである。

従つてかゝる非常時局の國策を遂行せんがため十二年度豫算は未曾有の膨脹を示した。

即ち政府の税制改革を含めた十二年度豫算總額は軍事費の著増に依り實に三十億三千九百萬圓に達

し、十一年度實行豫算二十三億一千八百萬圓に比し約七億二千萬圓を増加したものである。然し、此の内には税制改革に依る地方財政調整交付金を含んでゐるから、これを差引けば約二十八億二千萬圓となるが、十一年度實行豫算に比し其の實質的増加はなほ約五億圓に上つた。

斯くて財政の再膨脹から再三年來堅持せられて來た赤字公債漸減の方針は放棄せられ、内外情勢の緊迫化から今後一ヶ年十億圓程度の公債續發は已むを得ざるものとなし、これが圓滑なる消化と廣義國防上から要求さるゝ生産力擴充に應じて十分に資金の供給が企圖せられ、その推進力として低金利政策の再強化が必要となつて來た。

三分半利公債の出現

右の如く今回の低金利政策の再強化は公債増發を不可避とする前提から國庫歳出上國債費の負擔を輕減し、又公債消化の圓滑を圖る上から採られたもので、其の目的が主として財政上の理由から招來せるに對し、從來即ち七年以降の低金利政策は産業界の金利負擔の輕減を圖り、景氣振興を圖る意圖から出發したのと質的に相異があつた。

政府は先づ其の手初めとして十一年三月大藏省令第七號を以て預金部預金取扱規程を改正し普通預金利率を一舉半額の七厘五毛に引下げ四月一日より實施し低金利の再展開を示唆するに至つたが、果

然同年三月發行の四分利公債は八年以來据置の發行條件が變更（發行價格の引上げ期限の短縮等）せられ、その發行利廻りは四分六毛と低下した。こゝに於て公債發行利廻りの再低下を見越す公債買付は日銀へ殺到し、日銀公債賣却額は三ヶ月間に四億五千萬圓を越ゆる程の多額に上り、四月初め遂に同行は公債買付が既發公債の値上期待によつて思惑化したとの理由により公債賣却を停止したが、それは聽て實行せらるべき低金利工作の前提條件になつた。

次いで日銀は後述の如く金利低下の誘導的立場から四月利下を斷行したが、この利下げに依り日銀は國債抵當貸付利子及び國債を保證とする手形割引歩合を一錢（年三分六厘五毛）と改定したので四分利公債の利廻りを遙かに下廻ることとなつたので、三分五厘公債の發行は最早必至と見做された。果して政府は五分利公債の三分半利借替を發表した。

斯くて五月一日借換發行の三分半利國庫債券は我が國未曾有の低利公債として劃期的意義を有するものであり、發行價格九十八圓、期限十二年で發行利廻りは三分七厘三毛と高橋前藏相當時に於ける四分利國庫債券の發行利廻り四分一厘一毛強に比し三分八毛の低下を示したものであつて、五月より九月迄の間に二十一億五千二百萬圓の巨額に及ぶ高利債の借換が行はれ、次いで九月、十一年度最初の新規公債發行より之を三分半利附とし、政府は情勢の變化ある場合は兎も角、當分之を持続する方針である旨を言明した。

一方日銀に於ては四月に公債賣却を中止して以來、其の儘賣止を繼續して金融の緩和を圖り、金利低下の誘導に努めて來たのであるが、右新規發行公債を引受けると同時に、再び同公債の賣却を開始したのである。

金利水準の再低下

又前述の如く日銀では十一年四月、八年七月の引下げ以來三年振りに利下げしたが、此の時に改定せられた商業手形割引日歩九厘年利三分二厘八毛と云ふことは更に一段の記録的低金利を示すものであつた。

四月七日實行の日本銀行金利

	新利率	舊利率
商業手形割引	〇・九〇	一・〇〇
國債擔保貸付及割引	一・〇〇	一・一〇
國債以外擔保割引及貸付	一・一〇	一・二〇
當座貸越及コルレスボンデンス貸	一・三〇	一・四〇

これに引續き十年下期頃より利下問題が擡頭しつゝあつた東西預金利子協定銀行並に貯蓄銀行は政府の新金利水準の明示に依つて利下げを行ふこととなり、左の如く四月十日より實施した。

東西銀行預金協定利率

	甲種		乙種	
	新利率	舊利率	新利率	舊利率
定期預金	年利 三分三厘以下	三分七厘以下	三分五厘以下	四分以下
當座預金	日歩 一厘以下	二厘以下	二厘以下	三厘以下
特別當座預金	日歩 五厘以下	六厘以下	六厘以下	七厘以下
通知預金	日歩 六厘以下	七厘以下	七厘以下	八厘以下

東西貯蓄銀行預金協定利率

	新利率	舊利率
普通貯金	日歩 六厘以下	七厘以下
据置貯金	年利 三分三厘以下	三分七厘以下
定期預金	年利 三分三厘以下	三分七厘以下

又この利下げは各地の組合に波及し、四月中に利下げを行つた組合数は實に百四十五の多きに達し、翌五月には三十六を算へ、七月迄には殆ど全国各地の組合が利下げを行つたのであつて、年初以來七月迄の利下組合数の合計は二百五に上つた。

利率別協定數

利率	定期預金					各種計
	甲種					
(年利)	昭和八年末	九年末	十年末	十一年末	十一年五月十日	
三分三厘	1	1	1	1	3	1
三分四厘	1	1	1	1	5	1
三分五厘	1	1	1	1	2	1
三分六厘	1	1	1	1	5	1
三分七厘	1	1	1	1	3	1
三分八厘	1	1	1	1	5	1
三分九厘	1	1	1	1	3	1
四分一分	1	1	1	1	1	1
四分二分	1	1	1	1	3	1
四分三厘	1	1	1	1	3	1
四分四厘	1	1	1	1	3	1
四分五厘	1	1	1	1	3	1

利率	計	番	天	天	天	三五	三三	三四	三七
四分六厘	1	1	1	1	1	6	4	1	1
四分七厘	1	1	1	1	1	4	1	1	1
四分八厘	1	1	1	1	1	4	2	1	1
四分九厘	1	1	1	1	1	2	1	1	1
五分一分	1	1	1	1	1	4	1	1	1
五分二厘	1	1	1	1	1	1	1	1	1
五分三厘	1	1	1	1	1	3	1	1	1

其の後政府は十二年度豫算の編成を開始すると共に郵便貯金利子の引下げを企圖し、之を十一月發表し、翌十二年四月より實施することとなつたが、廣田内閣は十二年一月總辭職と共に林内閣出現に依つてこれは修正せられた。

即ち廣田内閣は現行より三厘六毛方引下げ、二分六厘四毛に改むることに決定したのであつたが、林内閣は前内閣の企圖した税制改革を一先づ之を中止し、臨時租税の増徴を實施することとなつた關係上、貯金の獎勵を進むる必要から之を二厘四毛の引下げに止めることとし、普通貯金利率三分を二分七厘六毛に、同据置貯金利率を三分二厘四毛より三分三毛六系に引下げた。

斯くて十一年四月以降の低金利政策強化の結果は、七年以降の劃期的低金利水準たる日銀商業手形割引日歩一錢、甲種銀行の定期預金利子三分七厘、公債利子四分、郵便貯金利子三分より、各々更に一段の低下を示し、日銀商業手形割引日歩九厘、甲種銀行定期預金利子三分三厘、公債利子三分五厘郵便貯金利子二分七厘六毛と、茲に第二次的空前の低金利水準を出現するに至つたのであつて、爾來支那事變勃發後今日に至る迄、右の各種基準金利は何れも其の儘維持せられてゐるのである。

なほ大藏省では屢次の郵貯利下げの結果、預金部資金原價の低下と低金利の一般化を圖るため、低利融資の範圍を擴大することとし、十一年八月預金部資金運用規則を改正し、從來公共團體にのみに限られてゐた融資範圍を準公共團體にも適用することとし、又各公共團體の新施設資金にも融資することとなり、預金部普通地方資金融通規則を改正、同月公布した。

これと共に注目すべきは十二年二月に於ける預金部運用委員會に於て、同部資金の短期放出を必要なる場合行ふことと大藏當局の説明したことであつた。

第二節 銀行政策の強化

一 經濟地域一行主義

前述せる如く馬場藏相は公債續發に伴ふ公債の圓滑なる消化と生産擴充資金の調達上から低金利の趨勢を一層押し進めるに至つたが、これと關聯して金融機關の整備改善が問題であつた。蓋し現在に於て公債の最大の引受手は金融機關就中普通銀行であり、生産力擴充を圖る上に於ても亦金融機關の活動に待たねばならぬからである。

斯る事情の下に馬場藏相は大なる決意を以て金融機關の全般的整備を企圖するに至つた。大藏事務當局に於ては「一經濟地域一行」の標語の下に地方銀行の合同促進が策せられたのであるが、昭和二年以來大藏當局が地方銀行に對して採り來つた傳統的な合同方針は昭和二年の恐慌による苦き體驗に基き弱體銀行の整理、これを他の言葉で云へば預金者の保護に重點を置いたのであつたから、夫れと比較すると今大藏當局が採らんとする方針は其の根柢に於て金融機關の整備に依つて、非常時局に當つて其の機能を十二分に發揮せしめんとする大きな相異點のあつたことは特に注目すべきである。

この點に關し、十一年五月の第六十九議會に於ける貴族院豫算總會に於て藏相自身左の如く述べてゐる。

(前略) 今後は金融機關に付て尙一層管に預金者、債權者保護と云ふことでない見地から、金融機關に對する統制といふ言葉を使つてよいか、指導といふ言葉を使つてよいか、廣い意味の監督權を行使する必要があるのではないかと考へて居ります。普通銀行に付きましては——府はまあ實際

に於ては入りませぬ、普通の縣に於ては一縣一行乃至二行を理想とするといふことを衆議院でも答へてゐるのであります。之には種々な利害得失の議論もあらうと思ひます。又之を理想とするから、斯う申して無理に銀行の合併を致さうと云ふ速進主義を執つてゐる積りではないのであります。併し乍ら是は唯に私の一家言ではなくして、前高橋大藏大臣に於かれましても、この理想を持つて居られたと私は承知して居るのであります。今日の金融恐慌の大部分といふものは餘りに銀行が澤山並んで建つてゐる。それに或場合には脱退銀行があつて、預金の取付が起るといふことが導火線となつて金融機關の破綻を來す場合が多いのであります。而して大銀行が地方に支店を設けて進出致して居りまする結果、往々にして其の地方の預金を安全第一主義の下に中央から出してゐる大銀行の支店に動もすれば集る。さうして地方の一流の貸付は其の大銀行の支店に自然預金のコストが安い、従つて貸付の利息が安い、といふので集る。之がある爲に地方の銀行はどうしても一流の質草はとれない、又金利も高く預らねばならぬ、而もそれが銀行が澤山並んでゐる結果競争的になりまして、遂には不自然な貸出をする、斯ういふこと竝に夥しく不動産の金を固定せしむるといふ様な事柄が原因となつて、かなり地方銀行の破綻をみて居るのであります。之を若し通常の縣に於て一行又は二行に適當に漸進的に銀行が合同されて、而も地方的の特色を帯びて銀行が働いて參つた方が却つて地方の金融の事情にも適ひ、銀行の破綻をも防ぎ得

大藏省の監督なり、或は中央の大銀行との連絡關係に依る應援なりがうまくゆくのではなからうか、斯ういふ風は大體自分は考へて左様な理想をもつてゐるといふことを申したのであります。が、勿論之には多少の弊害も伴はないとは申しませぬ。之に對する指導監督は充分に考へてゆかなければ或はその弊をみることもありませうから、充分なる注意を加へて行く必要があるのではあります。之を急速に行ふことは必ずしも利益でないと思ひます。普通銀行の監督方針は私は先程金融機關全般に付て申しました通り、普通銀行と雖も極めて公共的の使命を持つものである。是が或は投機に偏する貸出をするとか、其の他不都合な貸出をするといふことは勿論、債權者、預金者保護の立場から統制致さねばならぬのであります。更に之に對しても適當なる資金の貸出方法の指導といふ様なことに付ては充分考へてゆくべき筋があらうと思ひます。

以上の引用に依つて、馬場藏相の抱懷する「一經濟地域一行主義」の大體を識ることが出来る。即ち地方銀行の基礎を一層鞏固安全にし、信用を高めることに依つて預金の吸収を容易にし、都市大銀行の侵略を防禦して資金の大都市集中を阻止し、當該地方に適切なる金融を行はしめんとするのが當面の目的であつて、これが達成に就いては、多くの地方はなほ銀行が多數に過ぎ各々の規模が過少であり、これを匡正する最も合理的な方法は合同に外ならず、更に合同は一縣下の銀行を一行乃至二行に纏めて行くといふことを目安とするにあつた。

又「一縣一行」と云ふのは單に便宜上より云はるゝのであつて、縣下の經濟交通情況に隨ひ二行三行とするも可なのであり、又かゝる状態に導く過程もそれ程強行を要しないとしたものであつた。

銀行局の擴充

金融機構の整備統制は單に地方普通銀行の整備に止らず各種金融機關の整備と各金融機關相互間の機能の調整を必要とし、之を目途として種々の方策が講究せられたのであるが、同年四月銀行局に調査課を新設し、事務官數名を置き、各種金融機關相互間の業務範圍、金利等の統制並金融業務を行ふ特殊會社の監督事務を管掌せしむることとした。更に十月には所謂庶民金融機關整備の緊要なるに顧み、庶民金融課の設置をみたのである。又信用組合の農村方面に於ける金融的役割の大なるに拘らず、農林省の監督にのみ屬してつて、全般の金融機構の整備上不便尠なからざる状態であつたので金融に關する部面に付、大藏省と共管とした事は根本的解決を見たとは云へないが多年の懸案に巨歩を進めたものと云ふことが出来る。農村信用組合と同じ意味に於て保險會社の金融的役割も大なるよりこれを商工省と共管とせんと企圖したが遂に其の實現を見ずして廣田内閣の退場となつた。

又従前より所謂中小商工業金融の圓滑化の必要が廣く論議せられ、其の必要を痛感せられ來つたに拘らず徹底したる對策の容易に行はれざる状態に推移して來たのであるが、此の解決策の一法として

庶民金庫案が作られたのも此の時である。「庶民金庫」は和田局長に依つて考案せられたものであつたが其の在職中に立法化せられず、次の時代に法律として世に出たものである。恩給金庫も亦同様の經過を辿つたのを記憶すべきである。

更に庶民金融の改善として無盡業法の改正、物品無盡法の制定、證券業の取締、賴母子講の取締、高利貸其の他に對する統制、從來無免許金融として單に制壓檢舉して來た金融機關類似會社に對する法制化等次々に立案せられたが、和田局長は在職期間短く其の實現を見るに至らなかつたのは和田局長としても遺憾なことであつたらうと想像する。尙又閣議決定に依る大藏大臣の諮問機關たる金融評議會が十一月設置せられたことは金融統制の圓滿なる遂行に資せんとする現れと云ふことが出来る。

斯くして、諸種金融機構整備改善の方策の一として地方銀行の整理斷行が力強く發足するや、各縣所在の地方銀行代表者を順次銀行局に招致し、各行の實情を調査すると共に合併に對する意向をも聴取することとした。當時和田局長の整理方針は前記藏相の演説にもある如く、今直ちに文字通りの一縣一行主義を斷行する意向はないが、昭和二年の金融恐慌後の地方銀行整理が徒らに形式上の整理を急ぎ、既設銀行中比較的内容堅實なものへ弱少銀行を吸収合併せしめ、若しくは弱少銀行相互の合併を行はしめた結果、かの信濃銀行、日向中央銀行の休業問題の如き失敗を生ぜしめた經驗に鑑み、合同より成立する銀行の資産が優良にして、基礎の鞏固なるべきことが特に注意された。

これは現在迄銀行局に合併に對する確たる方策がなかつたものが、和田局長に依つて優良資金持寄りに依る合併方策の新機軸が創始されたのであつた。

特殊銀行と地方銀行の聯携強化策

馬場藏相の抱懐する金融統制策の一部分として銀行の整理合同の意向が明瞭となり、その現はれとして特に地方的中心銀行と中央特殊銀行との間に於ける聯携を強化せしめんとするに至つた。中央地方を通ずる銀行間の聯携に就いては藏相の勸銀總裁當時からの關心事であり、事務當局も地方銀行の強化の一聯として早速實行に移すこととなつた。

右の方策は日銀、興銀、勸銀等の特殊銀行をして夫々の職能に應じて地方的中心銀行と有機的關係を緊密ならしめ、以て我が國民經濟の現状に即した金融機關の整備充實を圖らんとするもので、併行的に遂行された勸農合併政策と相俟ち、中央集權的金融統制遂行の一手段とも目されたのである。今其の具體の方策として取り上げられたものは

一、全國四百六十餘の普通銀行中、日銀と取引關係を結んでゐるものは、百五十餘行に過ぎないが今後は可及的多數の普通銀行をして日銀と取引關係を結ばしめ、日銀をして非常資金の融通を圓滑ならしめる。

一、地方普通銀行の不動産金融に就いては、今後法律の改正を以て勸銀に肩替りをなすが如き方法を講じ、兩者間の關係を一段と密接化する。

一、企業資金の融通に關しても、適切なる方法を以て地方普通銀行と興銀との關係を密接にし、場合に依つては不動産金融と同じく肩替りの方法を講ずることとする。

右の内容に伴ひ興銀では全國に代理店網を擴充することとなり、又代理店契約内容を變更し、肩替りの方法を認め、なほ代理貸付は從來本店のみで取扱つてゐたものを今後は各地支店の管轄區域を定めてそこに於て取扱はしむることとし、十一年十月より實施した。斯くて興銀は全國的に中小商業金融に乗出し、中央機關として面目を發揮することになつた。

大銀行の地方支店引揚げ

大藏當局は前記の方策を採る一方、十一年下期から大銀行の地方支店整理を勸奨することとなつた。これは前記藏相の演説から推測され得るところであり、早晚實現を見る筈であつた。

即ち地方銀行の基礎を一層鞏固にし、地方資金の中央集中を避けしむるため、合同により地方的中心銀行として確立を見たるもの、或は既に其の地位にある銀行の存する地方に置かれてゐる大銀行の支店で、地方的金融を主とし地方銀行と競走的立場にあると見られるものは事情の許す限り委讓其の

他の方法に依り廢止せしむる方針がとられた。

從來大銀行の支店は預金の吸收機關として設置され、此等預金は本店に移管、集中の上、本店銀行に於て有利に、大口に運用され來つたものであるが、昭和二年の金融恐慌後に於ては、地方小銀行の没落に依つて、地方銀行の信用喪失から、地方の資金が大銀行の支店其の他を通じて大都會に集積し地方に涸渇するの結果を招來し、これが延いては地方銀行の營業不振を來す原因となつたものであつて、地方大銀行の出現に依つてこれを是正し、地方資金の地元還元を圖るにあつた。

而し乍ら大銀行の地方支店引揚げは専ら安田、三和等の多數支店を擁してゐる銀行に對して行はれてゐたため、左記統計の示す如く現實には現はれず、寧ろ合併に依つて招來せる本店銀行の減少に伴ふ重複支店の減少となつた。

● 全國普通銀行支店出張所數

昭和十年六月	本店數	支店數	出張所數
十二月	四七	三、〇五	一、二四二
十一月	四六	三、七〇八	一、二三八
十二月	四五	三、六七二	一、二九
十一月	四四	三、六五四	一、〇八一

十二年 六月

三九一

三、六三二

一、一八五

十二月

三七

三、六二二

一、一七一

(資料) 全國銀行資産負債表

然し一方弱少銀行整理に伴ひ、中小商工業者の取引機關缺乏から、有力銀行が庶民金融を目指して積極的に乗出し、支店設置の機運が熟しつゝあることは注目すべきであつて、當時三菱銀行が東京市内の金原銀行を買収したことはこの一證左てもあつた。

第三節 合同徳瀨の成果

川崎第百銀行と傍系貯蓄銀行の合併

斯くて十一年春頃から全國的に銀行合同の氣運が大いに動くやうになつた。當時大藏省の指導方針は地方的金融統制を主眼とする所謂一經濟地域一行主義に基いたものであつたから、地方銀行間の合同が主流を成したことは云ふ迄もないが、一方には銀行の整理と云ふことも含んでゐたから、最近見られなかつた普通銀行と貯蓄銀行との合同が現はれ、それが又東京市内の大銀行であつただけ異常の注目を惹いた。

即ち川崎第百銀行（現在の第百銀行）の川崎貯蓄並に東京貯藏の兩行合併がこれであつた。兩貯蓄銀行は夫々川崎並に第百系統であり、川崎並に第百兩行合同に依つて何日かは合併する運命にあつたものであるが、同系とは云ひ乍らも普通銀行に合併とは豫想だにされなかつたものであるから、當局の意圖が奈邊に存するやは十分に覗はるゝ處である。

斯くて右三行は十一年九月十四日を以て合併を實行したが、合併條件は三行對等とし、資産負債勘定は同年上半期末現在を以て基礎とされたが、その上半期末現在資本金及び預金は左の如くであつた。

	公稱資本金	拂込資本金	預金
川崎第百銀行	三三、九八八 <small>千圓</small>	二二、〇七二 <small>千圓</small>	三七二、四〇六 <small>千圓</small>
川崎貯蓄銀行	五、〇〇〇	三、七五〇	二六一、一五一
東京貯藏銀行	二、〇〇〇	一、二五〇	七六、九九〇

右合併の結果、川崎第百銀行の資本金は兩貯蓄銀行の拂込資本金五百萬圓を加へて公稱資本金三千八百九十八萬八千五百圓内拂込二千八百七十二萬圓となり、預金は七億一千萬圓に上つて、六大銀行に比肩するに至つた。

地方的の合同

地方的の合同に就いては比較的多數の銀行を擁してゐる地方或は比較的容易に合同の進捗を得る地方が自然大藏省の注意を惹くことが強く、又實際的にも合同が容易である關係上、昭和十年末に於ける諸府縣中最多數に上つてゐた兵庫縣の普通銀行四十三行が、競走激化に因る弊害も看取されるところから、整理の俎上に上り、今次の所謂一經濟地域一行主義の先驅的實現の舞臺となつた。

就中同年十二月縣下の有力銀行たる神戸岡崎、三十八、西宮、灘商業、五十六、高砂、姫路の七行（預金合計二億七百九十七萬三千圓）の神戸銀行（資本金二千二百五十三萬一千六百圓内拂込千三百九十三萬一千九百七十五圓）の新立は最も大であつた。其の規模は左の如くであつた。

銀行名	資本金	拂込資本金
神戸岡崎	二〇、〇〇〇 <small>千圓</small>	一一、五〇〇 <small>千圓</small>
三十八	一七、〇〇〇	一〇、六〇〇
西宮	五、五〇〇	二、一四七
灘商業	三、〇〇〇	二、一〇〇
姫路	一、五〇〇	一、三七五

高砂	一、二八九	二九八
合計	五〇、二八九	三二、七一〇

右神戸銀行の成立は此の時期に於ける地方的合同の代表的なものであるが、この外各地方に現はれた地方的中心銀行を挙げれば左の如くである。(單位千圓)

實施日	所在地	消滅銀行	資本金	内拂込	新立乃至は存続	資本金	内拂込
昭和十一年十月	京都府	福知山	一、〇〇〇	四七五			
"	"	高木	一、〇〇〇	四〇〇	兩丹	二、三三四	一、〇四〇
"	"	何鹿	一、〇四〇	六五〇			
"	"	治久	一、〇〇〇	二五〇			
"	"	益子	五〇〇	三〇〇			
"	栃木縣	栃木農商	一、〇〇〇	六二五			
"	"	久下田	五〇〇	二六〇	足利		
"	"	黒羽	一、〇〇〇	四六〇			
"	"	黒羽商業	五〇〇	二七五			
十二、二	富山縣	滑川	一、〇〇〇	一、〇〇〇			

以上は僅かに二、三の顯著な合同の事例を挙げたに過ぎないが、之を以ても政府の企圖した合同政策が既に相當の實績を挙げたことは之を窺ふに足りるであらう。更に和田局長時代に合同の計畫が成立し實行を將來に残したのも尠くはなかつた。

斯くの如き銀行合同の盛行は當然普通銀行數の急速な減少となつて現はれた。即ち全國普通銀行數は九年六月に於て五百行臺を割つたが、馬場藏相の就任した十一年二月末は四百六十一行を數へてゐたが、それが滿一年を経た十二年二月末には約五十行を減じて四百十二行となり、更に四月に及んで四百行臺を割り、三百九十八行と云ふ減少振りを示した。

劃一的銀行合同の反對熾烈

庶政一新を標榜せる廣田内閣の政策として、又當時の政治的經濟的情勢の上からして、馬場藏相の採り上げた銀行合同政策は多くの人々より其の必然的所産なることを認められたが、一部からは其の結果に對して少からず危惧の念が抱かれ、熱心に反對せんとする氣運も見られたのである。その一端

を示すものは日本商工會議所が各地の商工會議所に對して發した質問に對する回答であつた。

即ち十一年七月日本商工會議所は銀行合同問題の重要性に鑑みて各地商工會議所に對し通牒を發し

一、銀行合同の實情

二、銀行合同の結果として

(イ) 銀行經營に及ぼした效果

(ロ) 金融界殊に中小商工業金融に及ぼす影響

三、大藏省の銀行合同方針

等の事項に就き意見を徴したが、これに對し、各地より集つた答申は何れも政府の劃一的銀行合同の強行には反對の意嚮で、その内容を綜合すると「地方銀行の合同は中小商工業金融の圓滑を阻害し且つ銀行經營方針の劃一化による地方特殊事情の輕視は不可避的なり」との理由が主なる點であつた。由つて日本商工會議所では此等回答の集つたのを機會に同年八月常議員會を開催し、他の諸案件と共に「政府の劃一的銀行合同の強行には反對する」旨の決議を爲し、直ちに之を關係當局に陳情したのである。又これと同様な現象は各地方から他の形をとつて現はれた。例へば同年七月末姫路市會は當時問題となつてゐた兵庫縣下七銀行の合併、即ち神戸銀行の出現に關し大要左の如き意見を決議し、之を議長の名により商工省及び大藏省に提出陳情した。

七銀行の合併は至極適當と思はれるが、姫路には三十八、姫路兩銀行の本支店及び五十六銀行の支店があつて、此等銀行と取引せる中小商工業者多數あり、今回の合同により當座取引、貸越契約資格の査定が嚴となるので、此の際特に商業手形割引の條件を緩和され度い。中小商工業者にとつては經營上の死活に關する重大問題であるから、此等の點を考慮し金融の梗塞せざるやうせられ度し。

併し此等の運動によるも政府の既定方針は動かず、前述の如く普通銀行並に後述の勸農兩行間の合併計畫は政府勸奨指導の下に着々と進んだのである。馬場藏相が十月の關西銀行大會に於て行つた演説は當時の所信を示すものであつた。

(前略) 銀行合同問題に就きましては、各方面に色々と御意見もあらうかと存するのですが、曩に申述べました金融統制に關する政府の意圖を御諒解相成りましたならば、格別の御異議ある筈はないと確信致すのであります。最近の如き低金利時代に處し、金融經濟事情の變遷に應じ、よく金融機關としての職分を遂行することは堅實鞏固なる基礎を有する銀行に於てのみよく爲し得る所であることは申すまでもないのであります。地方銀行の破綻が如何に預金者に迷惑を及ぼし、又經濟界に打撃を與へ如何に慘憺たる結果を招來したかといふことは、更めて私が茲に喋々するまでもないことと存するのであります。地方銀行は宜しく小我を捨てて大義に生くるの心掛

を以て、國策に順應せられんことを切望致す次第であります。(後略)

斯くの如く馬場藏相は合同反對論者に酬いたものであつて、この政策は搖ぐことなく、一層積極化を來したのであつた。

一 經濟地域一行主義の由來

さて一應こゝして何故に、一經濟地域一行主義が唱導さるゝに至つたかの原因を知らう。

昭和二年の金融恐慌の勃發、同年の新銀行法の發布に伴ふ弱少銀行の整理と銀行監督の勵行及び政府が其の後最も力を入れて實行した廣汎なる銀行合同強化策等の諸原因が重なつて弱體銀行の整理と之に伴ふ銀行の集中の傾向が一段と進展を見、銀行機構が一般的に整備せられて來たところである。

然しそれは只昭和の初年と現在とを比較して銀行の内容が一般的に堅實化し、又合同促進の結果弱少銀行が整理せられて一般的に銀行がやゝ大規模化したと云ふに止り、銀行の堅實化及び銀行合同による其の大規模化が政府の企圖する程度に迄完成し、我が國の銀行機構が根本的に改善強化されたことを意味するものでない。

二年の金融恐慌以來普通銀行數は約六割七分を減じたとは云へ、十年末に於ける普通銀行數四百六十六行はなほ全國一府縣當り平均約十行となり、極く大雜把に考へても一經濟地域一中心銀行の理想

には猶相距ること甚だ遠いことが覗れるのである。

區分	府縣數	府	縣	名(行數)
四行以下	一六	岩手(四)	宮城(三)	茨城(四)
		島根(三)	岡山(二)	廣島(四)
		宮崎(三)	沖繩(一)	臺灣(三)
				樺太(一)
五行以上	二二	北海道(五)	秋田(五)	千葉(五)
		和歌山(七)	山口(六)	愛媛(九)
		青森(一四)	福島(一三)	栃木(一〇)
		新潟(一一)	岐阜(一〇)	京都(一二)
		山形(一六)	東京(一八)	富山(一九)
		長野(一七)	愛知(一五)	佐賀(一五)
			静岡(二〇)	大阪(二〇)
二十行以上	二			福岡(一九)
二十五行以上	一			兵庫(四三)
三十行以上	一			

斯くの如く限られた地域内に多數の銀行が併存すると云ふことは當然之等の銀行の規模が小さく且つ其の基礎が一般的に弱いことを意味するものである。即ち今年末の實際の數字に就いて見ても左

の如く普通銀行の一行當り拂込資本金額に於て五十萬圓以下のものが約四割、百萬圓以下に就いて見れば約六割九分に上り、又資金額即ち自己資本と預金との合計額により區分しても三百萬圓以下のものが約半數を占めてゐる状態である。

拂込資本金額 別行數	資金(預金と自己資本との計)別行數	
	別行數	別行數
五十萬圓以下	一九〇	一
百 萬 圓 "	二三〇	七九
三百萬圓 "	八二	一五三
五百萬圓 "	一九	七四
千 萬 圓 "	二八	四七
三千萬圓 "	一一	五九
五千萬圓 "	一	二二
一 億 圓 "	五	一七
三 億 圓 "	一	八
五 億 圓 "	一	一
五億圓を超えるもの	一	六
合 計	四六六	四六六

斯くの如き小規模の銀行が尙普通銀行中の大部分を占めてゐると云ふ事實は、我が國銀行機構の理想的見地から相當の批判を下さるべきであり、銀行自體も經濟情勢の進展から大銀行に移行することが要請せられつゝあつたのである。

即ち、一方に於て他種金融機關に對する預金の移行、他方金融恐慌より招來せる中小銀行の信用喪失に依る大銀行への資金流出に依つて經營は困難となり、經濟界の不況は之等銀行に對して一層經濟的壓力を加へたのである。

斯くてこの苦境から脱出する途としては不良資産の整理を行ふと共に自己の信用を回復するより外に途なく、經濟界が極度の不況の下に沈吟せる状況の下に於て自力を以て更生すると云ふが如きは特に中小の銀行にとつては難事の中の難事であつて、残された途は自らが大銀行となること、即ち合同のみであつた。(單位百萬圓及%)

區 分	昭二	昭三	昭四	昭五	昭六	昭七	昭八	昭九	昭一〇
十五大銀行預金	三,七七三	三,三二六	三,四四三	三,四四〇	三,三三六	三,六三三	三,〇〇〇	三,五八六	三,八〇〇
其他普通銀行預金	三,三三三	三,一〇〇	三,七七三	三,三六八	三,一〇一	三,二二二	三,一八三	三,〇九七	三,一〇〇
計	七,一〇六	六,四二六	七,二一六	六,八〇八	六,四三七	六,八五五	六,一八三	六,六八三	六,九〇〇
計ニ對スル十五大銀行預金ノ割合	二二	二七	二九	二六	二六	二六	二六	二六	二六

斯くの如き觀點と左の點から新銀行政策が生れて來たのである。

昭和二一年	二	縣、静岡、新潟縣、京都府、秋田
昭和二二年	二	青森縣、和歌山縣
昭和二四年	一	千葉縣、肥後
昭和二五年	五	長崎縣
昭和二九年	二	奈良縣、埼玉、岩手縣、群馬縣、長野
計	二二九	栃木縣、宮崎

明治政府の不動産銀行制度を設くるに當つて中央集權主義と地方分散主義の兩主張併立論議の結果勸銀、農工銀行が設立されたものであつたが、勸農合併法に依つて中央集權主義に移行することとなつた。

この勸農合併に就いては從來から相當の論議があり、現在でも批判の餘地を残してゐるが、勸農任意合併法の公布は不動産銀行に對して一大革新を與へたのである。

右法律上程に際して當時の高橋藏相が帝國議會に於て表明した法の精神は次のやうであつた。
近時農工銀行中には農工債券の發行が容易でないため、資金を得るに苦しみ貸付の普及を圖るに不便がある。故に自然勸業銀行に合併を希望する者も少からず現はれて來た。思ふに勸農兩銀行

が二つに分れて中央地方の分野を明かにして活動するは兩行設立當初の精神であつた。此の分野を設けたのは中央集權の機關だけでは地方の事情に精通を缺く故に地方農民の需要に應じて資本を融通することが善く行亘らなないと云ふのが一の主なる理由であつた。然るに今日では設立以來二十有餘年の星霜を経て勸業銀行も地方の事情に充分通ずるやうになり、地方では勸農兩銀行競り合ふやうな状況にもなつて、互に競争を避くる必要を感じて或る條件の下に活動して居るやうになつた。斯様な次第で最初中央集權の機關では地方の事情に精通しないと云ふ懸念は最早なくなつた。故に農工銀行に貸付資金を得ることが甚だ困難であるから、勸業銀行に任意合併をし度いと希望するものがあれば之を合併し、勸業銀行の強大なる資金を以て低利長期の貸付に努めさせたならば、地方農工金融を圓滑にする上に於て裨益する處大なりと考へる。然らば兩者の合併を爲し得る途を開くことは我が國經濟界の趨勢に照して最も必要なることである。

其の合併の方法は任意とする。農工銀行自ら充分なる活動を爲し得るものは從來通り矢張り之を存続せしめる。或は合併の結果資金が中央に集中し却て地方に於ける資金の普及を妨げると云ふ説もあるが、この懸念に對しては農工銀行の合併した地方には必ず支店を設くる義務を負はせ、支店には地方參與を置き其の貸付業務に參與せしめる。又政府は地方監理官を置き支店貸付金分布の公平を期せしむる等諸般の施設に周到なる注意を拂ふ外、更に割増金附勸業債券の發行に依

一、安全性——堅實性現存の中小銀行は安全性に於て缺くる處なきや、又一般的に云つて中小銀行と大銀行とは安全性に於て如何なる差異があり、中小銀行は如何なる點に於て缺く處ありや

二、収益性 中小銀行は大銀行に比し収益性に於て劣り従つて其の經營に無理があるが如き事實なきや

三、機能の發揮——使命の達成 中小銀行を以て銀行の金融機關としての本來の使命達成に遺憾なきや

以上三つの點に就き現在の銀行機構を考察批判し、其處に何等かの缺陷が認めらるゝ時政府は其處に積極的指導干渉を行ふべき當然の義務を負ふに至るのである。即ち、若し現存の銀行にして安全性に於て缺くる所あらば政府は公衆の利益の擁護者として其の強化に努めねばならず、又或銀行にして充分に其の機能を發揮せず一般産業の援助と云ふ點に於て缺くる所あらば之を積極的に指導し之をして最も國民經濟の發展に對し貢獻的なる如く仕向けねばならない。只二の収益性のみは一應銀行自體の云はば本能的の動きであるから、政府の立場は此の場合消極的なものとなる。然し収益性と安全性又は銀行機能の發揮とは必ずしも平行するものでないから、政府に於ては銀行の収益性の點に於ける衝動を適當に統御し、他の二點と適當なる調和を保つが如き點を發見して此の目標に向ひ銀行の經營を指導するの任務を有する。

さて、右の如き目的の爲には政府に於ても現存の銀行の經營に就き進んで指導統制を加へねばならぬことは勿論であるが、其の目的を達成する爲には何としても銀行機構の完成に向つて更に現行機構の根本的改善を企るより外に途はない。而してこの意味に於て政府の合同促進策は考慮せられ、其處に所謂一經濟地域一行主義の主張は生れて來るのである。

第四節 積極化する勸農合併

勸農合併法の趣旨

明治三十年から三十三年にかけて各府縣に設立せられた四十六行の農工銀行は、大正十年四月發布せられた勸農合併法に依つて、勸銀に對し任意合併の途が開かれて以來漸次減少し、和田局長就任當時は十七行を殘存するのみとなつた。

年次	合併消滅數	消滅農工銀行名
大正一〇年	四	山梨、佐賀縣、防長、福岡縣
一一年	一三	島根縣、鳥取縣、讃岐、兩羽、福井縣、富山縣、石川縣、土佐、沖繩

一二年	二	縣、静岡、新潟縣、京都府、秋田
昭和二年	二	青森縣、和歌山縣
四年	一	千葉縣、肥後
五年	五	長崎縣
九年	二	奈良縣、埼玉、岩手縣、群馬縣、長野
計	二九	栃木縣、宮崎

明治政府の不動産銀行制度を設くるに當つて中央集權主義と地方分散主義の兩主張併立論議の結果、勸業銀行が設立されたものであつたが、勸業合併法に依つて中央集權主義に移行することとなつた。

この勸業合併に就いては從來から相當の論議があり、現在でも批判の餘地を残してゐるが、勸業任意合併法の公布は不動産銀行に對して一大革新を與へたのである。

右法律上程に際して當時の高橋藏相が帝國議會に於て表明した法の精神は次のやうであつた。

近時農工銀行中には農工債券の發行が容易でないため、資金を得るに苦しみ貸付の普及を圖るに不便がある。故に自然勸業銀行に合併を希望する者も少からず現はれて來た。思ふに勸業兩銀行

が二つに分れて中央地方の分野を明かにして活動するは兩行設立當初の精神であつた。此の分野を設けたのは中央集權の機關だけでは地方の事情に精通を缺く故に地方農民の需要に應じて資本を融通することが善く行亘らないと云ふのが一の主なる理由であつた。然るに今日では設立以來二十有餘年の星霜を経て勸業銀行も地方の事情に充分通ずるやうになり、地方では勸業兩銀行競り合ふやうな狀況にもなつて、互に競争を避くる必要を感じて或る條件の下に活動して居るやうになつた。斯様な次第で最初中央集權の機關では地方の事情に精通しないと云ふ懸念は最早なくなつた。故に農工銀行に貸付資金を得ることが甚だ困難であるから、勸業銀行に任意合併をし度いと希望するものがあれば之を合併し、勸業銀行の強大なる資金を以て低利長期の貸付に努めさせたらば、地方農工金融を圓滑にする上に於て裨益する處大なりと考へる。然らば兩者の合併を爲し得る途を開くことは我が國經濟界の趨勢に照して最も必要なることである。

其の合併の方法は任意とする。農工銀行自ら充分なる活動を爲し得るものは從來通り矢張り之を存続せしめる。或は合併の結果資金が中央に集中し却て地方に於ける資金の普及を妨げると云ふ説もあるが、この懸念に對しては農工銀行の合併した地方には必ず支店を設くる義務を負はせ、支店には地方參與を置き其の貸付業務に參與せしめる。又政府は地方監理官を置き支店貸付金分布の公平を期せしむる等諸般の施設に周到なる注意を拂ふ外、更に割増金附勸業債券の發行に依

つて得た資金は特に低利を主として農業、公共團體、各種組合及び十人連帯貸付に向け、以て地方貸付資金の潤澤と普及とを圖らしめる。合併を好まない農工銀行に對しては勸農兩銀行間に現存する一口三千圓以下の貸付には勸業銀行は手を出さないと云ふ協定、割増附債券に依る募集金の半額を割いて農工債券に應ずると云ふ協定の如きは、依然として従來のやうに存続して行く。或は勸銀の強大なる力を以て農銀を壓迫すると云ふ説もあるが、左様なことは必ず起さしめない。唯農工銀行が割増附債券資金を得た場合に限り、其の資金の用途に勸業銀行同様の制限を附するのみである。

右に依れば兩者の合併は任意であつて、合併せざる所は依然として兩者の分野を判然として置くこと云ふにある。

東京府農工銀行の合併

馬場藏相は勸銀時代から勸農兩行の合併の積極論者であつた。故に藏相就任と共に右合併が急速に進捗するであらうことは、一般の豫測するところであり、況んや金融統制の目論まれつゝあるに於いておやである。

而して藏相は積極的に合同の舉に出してしめる爲、前述せる高橋藏相當時の公約を撤廢し、貸付限度

を兩者同等とし、地域的協定を無視して十一年三月愛知縣農工銀行の地盤たる名古屋市に勸銀支店の設置を認可し、又勸銀の貸付利率の引下げを發表して農工銀行を脅かした。農銀側は之に對應して利下の舉に出たけれども、勸銀は四月、六月に於て更に引續き利率引下げを斷行した。而して七月には遂に從來最も強硬に勸農合併に反對し來つた東京府農工銀行を落城させ、その合併が發表されるに至つた。

斯くて多年の傳統を誇つた東京府農工銀行は頭取鈴木茂平氏の退職と云ふ悲話を抱いて遂に消滅することとなつた。大藏當局は右合併の理由として和田局長から談話の形式を以て當日左の發表を爲した。

勸農兩行はその創設當時に於ては、業務上各々特殊の領域を有し、同時に兩者緊密なる聯繫の下に一大金融機關を形式してゐたのであるが、その後經濟界の變遷に伴ひ漸次兩者の特色は解消したために今日に於ては勸農兩行は殆ど同一の業務内容を以て相對立する形となつて、最早特殊銀行としてこれを分立せしむる意義を失ふに至つてゐるのである。農工銀行が創立以來四十年に近き歴史を有し、終始堅實なる營業方針の下に經營し來り、現状のまゝ營業を續けて行くことは別に困難を感じないのであるが、單に獨立して經營して行けるといふ理由を以てこれを勸業銀行と併立存続せしめることは無意義である。殊に農工銀行の如き特殊の目的を有する金融機關が地方的

に割據分立することは決して策を得たる所以でなく、是非共これを統一して有無相通せしむるところがなくてはならないのである。東京府農工銀行と勸業銀行との合併は右の趣旨の下に急速實現を見るに至つたものである。

右の聲明は特殊事情によつて一つの東京府農工銀行を合併せしむると云ふのではなくして、總ての農工銀行の存在意義を否定したもので、従つて近い將來に於ける殘餘農工銀行の運命を定めたものと云へる。馬場藏相も亦異つた云ひ方で同様のことを語つてゐる。即ち

東京府農工の合併は最近急速に進行したものであるが、大藏省では全國農工銀行に對し、一律に合併を慫慂した譯ではない。たゞ東京が大藏省なり勸業銀行なりと連絡をとり易いので早く實現した譯だ。然し今回の合併により私の持論たる勸業合併は一段と促進されるであらう。なほ年内には宮城農銀を始め數行の合併が實現するものと考へてゐる。愛知農銀は四圍の事情で遅れるであらう。大正十年の勸業任意合併も農工銀行が將來勸業に合併すべき方針を定めたものであつて、現に宮城農銀の如きは田畑新規貸付が年六分であるに反し、勸業が年五分六厘となつてゐる際であるから、總體から云つても勸業合併は當然の成行であらう。

と。農工銀行は大正十年合併法が公布されてから漸次勸業に合併され來つたのであるが、殘存農工銀行は常に此の種合併に對して反對の立場をとつてゐた。而して其の運動の牛耳をとつてゐたのは東京

及び大阪の農工銀行であつた。然るに最も先に東京府農工の合併が決行されたといふことは、政府當局の態度の強硬さを示したものであり、又全國農工銀行としては其の中心を失つた形となつた譯で、之を契機として勸業合併工作が急激な展開を示すであらうことは必至の形勢となつた。

以上の如き情勢に對し農工銀行の中には政府の意向に従つて合併を希望するものもあつたが、従來と同様反對的意向を有するものも尠くなかつた。

當時馬場藏相は全國農工銀行の首腦者を官邸に招き、勸業合併を慫慂したるに對し、某農銀頭取は「勸業に合併する位であるならば吾々は解散を望む」と強硬なる反對意見を述べたに對して馬場藏相は「馬鹿を云ふな、特殊銀行の設立、解散は大藏大臣の認可を要するのだ、だれが解散の認可を與へるものか」と反駁した。これを思へば當時の藏相の意氣察するに餘りあるものがあらう。

急速化せる勸業合併

斯くの如き藏相の強硬意見に對して各地農工銀行は九月三、四日の兩日勸業合併に關し各地の情報を持寄り、全面的檢討を行ふ目的を以て、全國農工銀行實行委員會を開いたが、同會に出席した八行（神奈川、福島、宮城、大阪、岡山、阿波、愛媛、大分）の頭取は結局左の如き合併反對の結論に達した。

一、東京府農工の勸業合併は各地に何等の影響を與へず、従つて勸業合併の氣運が醸成されたと

二、地方不動産金融並に産業發達助長の見地からして、農銀の存在意義は深いものがあり、又刻下の金融情勢からしては、現行の勸農併立を妥當とし合併には絶対反對である。

又十一月に開催された全國農工銀行同盟會大會に於ても「全國農工銀行は過去の經驗に徴し、現在の如く勸農兩行の併存することを以て却つて地方不動産金融を圓滑にし、産業の進歩を助長する所になりと信ずるが故に今後益々其の使命の達成に向つて邁進せんとするものなり」と云ふ申合せを爲して、兩行合併に反對の姿勢を示したのであつた。

然し乍ら、右の如き運動にも拘らず、合併過程は着々進行した。即ち九月半頃鹿兒島縣農工銀行の合併が決定し、十一月に合併條件を發表、續いて十二月中に阿波、濃飛、愛媛、宮城、大分、三重、翌十二年一月に入つて廣島、大阪、兵庫の各農工銀行が續々合併談を發表したのである。右諸行の合併期日左の通り

合併期日	合併農工銀行名	資本金	内拂込金
昭和一年一月一日	東京府	七、〇〇〇千圓	七、〇〇〇千圓
二、二、一	鹿兒島	四、五〇〇	四、五〇〇
三、一	阿波	二、〇〇〇	一、五〇〇

"	大分縣	二、〇〇〇	一、五〇〇
"	宮城縣	五、〇〇〇	四、五〇〇
"	濃飛	五、〇〇〇	五、〇〇〇
"	三重縣	一〇、〇〇〇	九、二五〇
"	大阪	七、〇〇〇	七、〇〇〇
"	兵庫縣	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
"	廣島縣	四、〇〇〇	三、〇〇〇
"	愛媛縣	六、〇〇〇	四、五〇〇

この外、十三年三月には滋賀縣農工銀行（資本金二百萬圓全額拂込済）が吸収合併され、これに依つて勸銀の資本金は一億四千九十二萬圓内拂込高一億一千七百七十九萬六千六十二圓となつた。以上の如き急速な合併の進捗によつて當初四十六行を算した農工銀行は今や僅かに左記五行を残すに過ぎない状態となつた。

名	稱	資本金	拂込高	代表者
福島縣農工銀行		四、〇〇〇千圓	四、〇〇〇千圓	白石禎美
茨城農工銀行		三、〇〇〇	三、〇〇〇	風戸元愛
神奈川縣農工銀行		四、〇〇〇	四、〇〇〇	早川茂一

愛知縣農工銀行
岡山縣農工銀行

六、〇〇〇
三、〇〇〇

四、五〇〇
三、〇〇〇

三一六
磯貝浩
星島義兵衛

第五節 全國地方銀行協會の設立

協會設置理由

我が國地方銀行は從來不動産の擔保貸と比較的固定性を有する中小商工金融が主たる營業種目であつたが爲、昭和二年の金融恐慌以來頓にその缺陷を暴露し、之が補整計畫に就いては朝野永年に渉る懸案であつた。而してこれが打開策としては不動産擔保の固定貸を資金化することが緊急事であり、之が達成には全國地方銀行の一致團結に依つて貫徹を期すべきでありとして、昭和三年足利銀行副頭取鈴木良作氏により唱導され、先づ一經濟的ブロックより漸次全國的に統一することが容易なるところから、關東一圓の預金一千萬圓以上の會員を以て地方銀行會を組織することになり、昭和五年に入り關東地方銀行俱樂部が成立した。其の後漸次範圍を擴大強化し、東部地方銀行俱樂部と改稱し、不動産肩替り問題に就いて馬場勸銀總裁に陳情するところあつた。

當時濱口内閣に於けるデフレーション政策は一層この感を深くする一方、政府の銀行合同強化方針

から自己の堅實化はもとより、地方銀行の聯携強化する保全策は益々切實となるに及び、九年武州銀行頭取永田甚之助氏もこれに共鳴し、こゝに兩氏の全國的勸説となり、同年五月大阪に於ける全國手形交換所聯合會開催を機會に全國地方銀行に對して東部地方銀行俱樂部と同様な團體結成を慫慂するに至り、團體結成の萌芽はこゝに正に熟したのである。

然も不動産資金化問題に對して多年蘊蓄を傾けてゐた馬場藏相の登場に依つて急速に具體化されたことは當然であつた。

全國地方銀行協會の設立

前述の如く、全國地方銀行聯合團體結成の機運が醸成されつゝあつた折柄、大藏省銀行當局は金融機構の調整に乗出し、普通銀行の整備強化の促進を圖らんとせるに當り、數百に及ぶ地方銀行統制の爲には、一方に於て其の合同を圖ると共に一方に於て其の相互間の連繫を緊密ならしめ、又統一團體を組織せしめて大藏當局との聯關を密ならしむるの急務なるを認め、偶々鈴木、永田兩氏首唱の運動あるを捉へ、單に一千萬圓以上の預金を有する銀行の連合に止らず全部の地方銀行を打つて一九とする協會の設立を慫慂し、和田局長は自ら四國、中國、九州等各地地方銀行俱樂部の會合に出席し、其の必要なる所以を縷説したのである。

斯くして、鈴木、永田兩氏の熱心と相俟つて茲に多年の懸案たりし全國地方銀行の團結機關として社團法人全國地方銀行協會は設立せらるゝに至つたのである。東西シ團加入銀行を除く全國の普通銀行は特殊のものを除くの外、全部これに加入したのである。

十一年八月協會結成準備協議會に於て和田局長は設置理由を左の如く述べてゐる。

(前略) 申上ぐる迄もなく普通銀行は地方金融の機關として極めて重大なる職責を有してゐるのであります。殊に現下の非常時局に當り其の社會的地位は益々重大で、其の經營の方針は従前の儘で徒らに推移することを許さないのてあります。かゝる情勢の下に於て今後一層内容の充實を圖り、其の機能を發揮するがためには各行夫々經營に付慎重なる考察を必要とすると同時に、一方に於てどうしても相互の聯絡協調を密にし又共同して研究調査を進めて行くことが急務であると思ふのであります。此の意味に於て大藏省に於ても、普通銀行の全國的聯絡機關の成立を希望して居るのであります。然るに他の金融機關に於ては貯蓄銀行、信託會社、無盡會社等皆夫々協會結成の下に着々成績を挙げつゝあるに、獨り普通銀行の間に於てのみ今以て此種の設備の無かつたことは甚だ遺憾と考へて居つたのであります。又大藏省としても聯絡の機關を缺くがため相互に不利不便とする點が少く無かつたのであります。従つて今回諸君の間に協會結成の御協議が進めらるゝと云ふことは、非常に時宜を得た計畫であ

つて前に述べた意味に於ける聯絡機關としての協會が結成せらるゝならば、其れは普通銀行の使命達成上頗る結構なことであると同時に、大藏省との關係に於ても至極好都合であると思ふのであります。大藏省としては其の團結の形式如何は問ふ處てありません。諸君は充分御協議の上立派な有意義な聯絡機關を設立せられんことを希望する次第であります。

即ち同協會の目的は地方銀行の聯絡協調機關であると共に大藏省との聯絡機關でもあつた。斯くて翌月東京銀行集會所に創立總會を開催するに至つたが、當時全國普通銀行四百四十四行中二百八十五行の會員で創立されたものであつたが、漸次其の後全部の地方銀行が加盟した。

而してその第一回總會は十二年五月東京銀行集會所で盛大に舉行されたものであつた。

第六節 第六十九帝國議會

日本銀行特別融通期限延長

昭和二年五月施行されたる日本銀行特別融通及び損失補償法は明十二年五月を以て愈々法律所定の十ヶ年の期限満了となるが、昭和十年末に於ける未回収高は四億九千八百餘萬圓を残してゐる現狀に鑑み、これが期限内の回収は被融通銀行にとつては死活上の問題であるが故に、政府はこれに向ふ十

ケ年間延期することとなり、右改正法律案を同議會に提出、協賛を経て十一年五月法律第八號を以て公布した。

而して大藏省竝に日銀では之を機會に回收促進策を圖ることとなり、各被融通銀行に對し期限内に完済の償還計畫の樹立を命じつゝあつたが、九月には全部出揃ひ、當局はこれに對し個々の銀行の事情を考慮して、個別的に整理方法を指示するところあつた。

斯くて十ヶ年を経過せる十二年五月八日現在に於ける被融通銀行數は四十八行、金額四億二千九百餘萬圓となつた。従つて前記十ヶ年間に於ける被融通銀行の融通完済又は合併、解散等に依る減少數は四十行、金額二億五千八百萬圓を算したものであつて、右殘高四億二千九百萬圓は今後十ヶ年間に償還せらるゝこととなつた。斯く整理案樹立に依つて日銀の特別融通部の任務は解消されるに至つたので十二年九月に於て審査部に吸収された。

なほ臺銀ではこれに先立ち當初三千八百萬圓を有してゐた日銀特別融通金を十一年五月完済するに至り、こゝに於て同行は昭和年頭に受けたる創疾を回復し、力強く甦生の第一步を踏み出したものである。

即ち、日銀借入金一億二千餘萬圓は九年一月に、震災手形善後處理法借入金五千三百餘萬圓は十年六月に夫々完済し、臺灣銀行調査會の主要目的を果したのであつた。

貯蓄銀行の投資範圍擴張

滿洲國の順調なる發展と其の育成に資するため、大藏省では同議會に貯蓄銀行法中改正法律案を提出し、貯蓄銀行の投資物件に滿洲國有價證券を加へ對滿投資優遇策を講ずることとなり、通過と共に十一年六月法律第四十四號、大藏省令第二十一號を以て貯蓄銀行法竝に同施行細則の改正法律案を公布施行した。

これに伴つて大藏省では直ちに貯蓄銀行投資物件調査會を開き、滿洲國有價證券中滿洲國債、滿洲電信電話株式及び社債竝に滿洲瓦斯社債を貯蓄銀行の投資物件として認可するに至つたが、其の後の銘柄は漸次追加されたのを見る。

然しこれは滿洲國債の投資は從來默認の形となつてゐたものを正式に法文化したものであつた。

第七節 朝鮮の金融機構問題

朝鮮銀行の滿洲引揚と中支進出

従來鮮銀は朝鮮を足場として滿洲竝に對露貿易に活躍して相當の功績を擧げつゝあつたが、滿洲國

は曩に滿洲中央銀行を設立して其の中央銀行制度を確立したが、これと相俟つて産業金融の中樞銀行新設を計劃し、日滿兩國政府の協議の結果、大藏省銀行局主としてこれが實行を進め、鮮銀の關東州内を除く滿洲國內所在の支店派出所十一ヶ所並に滿洲銀行安田系の正隆銀行は其の營業を讓渡して滿洲法人滿洲興業銀行の設立を見たのである。茲に多年懸案なりし滿洲銀行及び正隆銀行處置の解決を見、又滿洲に於ける金融機構の整備が進めらるゝに至つたのである。

右に依つて鮮銀は營業分野の縮小に伴ひ、今後は對支金融に積極的に乗り出すことに根本方針を決定し、先に北平に支店を開設したが、更に上海に於ける邦人經營銀行たる上海銀行の株式を買収して子銀行と爲し、之によつて長江筋に於ける邦人の商工業並に不動産金融に従事し、以て在支邦人の企業權益の援助並に擴大に資することとなつたが、これは從來滿洲にあつた活動力をその儘支那に注がんとするものであつて、當時加藤鮮銀總裁は左の如く語りこれを證左した。

支那各地には幾多の邦商銀行があるが、資本その他の事情によつてその全機能を發揮することが出來ず、貸出しにも必要以上に消極的であつた。これでは折角築き上げた在支邦人の權益も薄れて行くので、この重大時期に鑑み、鮮銀は乗出した譯で、今後は從來の缺點を除き、出来るだけ積極的に働きかけ、在支邦商銀行の希望によつては、上海銀行同様鮮銀がバックとなつて資金其の他出来るだけの援助をなし、在支邦人商權擴張の根本をなす地方金融機構の整備充實を期したいと思つてゐる。

朝鮮金融機構整備問題

鮮銀支店の滿洲徹收並に鮮銀、殖産銀行間の業務分野に関する確執等を契機として半島に於ける金融制度を粗上に問題化するに至つたが、十二年の第七十議會終了後大藏省を中心として關係方面との折衝を行ひ、可及的速に實現を圖ることとなつた。而して整備に関する根本方針は、特に新たな金融機關を設けず、現存の各種金融機關を總てそのまゝとし、各機關の業務分野を確定すると同時に、これに對する監督關係に改正を加へて、合理的統制を行ふにあつた。

- 一、朝鮮銀行 發券銀行としての機能は現在の儘とし、且つ普通銀行業務をも行はしめて依然全鮮の金融機關の中樞たらしめる
- 二、朝鮮殖産銀行 從來商業金融業務に著しく進出してゐたのを抑制し、専ら不動産金融業務に限定する

三、東洋拓殖會社 主として不動産以外の産業金融業務に限定する

- 四、普通銀行 普通銀行業務の促進を圖るため總督府に於て現存銀行の活動を助長すべき方策を講ずる

五、金融組合 内地の信用組合の如く専ら組合員に對する金融業務に限定せしめ、現在普通銀行の業務を壓迫してゐる諸點を是正する

而して朝鮮殖産の内地に於ける業務に關しては大藏省に監督權を與へて大藏、總督府の共管とし、東拓の朝鮮に於ける業務に對しては總督府に監督權を與へて拓務省との共管とする方針であつた。然し、廣田内閣の總辭職と共に大藏首脳部にも異動を來したため、自然本問題の處理は解消した形となつた。

第八節 爲替政策の強化

株式のブーム現出

第二次低金利の展開を初めとし、軍事費の増嵩従つて赤字公債のより一層の増發が不可避とせらるるに従つて我が國の景氣は新段階に轉入し、各種の新規事業計畫は勃然として擡頭し、金屬類其他の生産資材に對する買思惑並に見越輸入を勃發せしめたが、十二年度豫算が二十九億圓と發表せらるるに至つてこの種の買思惑は株式に就いては所謂時局産業から一般産業に、商品も亦生産財から一般消費財に及び、遂に十二年四月に至つて物價及び株式價は奔騰を告げ、就中株價の如きは第一次歐洲

大戰當時に次ぐ高値に狂騰すると云ふブーム的情勢を示した。

この情勢は直ちに金融界に反映し銀行の貸出金は十一年下半年以降から特に急増し始め、十一年末の全國普通銀行の總貸出額は前年に比し五億四千萬圓増、然も増加の大部分が九月以降に屬すると云ふ形勢を示した。銀行貸出の急増が各種事業計畫の擡頭、爲替管理並に關稅引上を見越す輸入の激増物價並に株價の昂騰等による資金需要の喚起に因ることは云ふ迄もないが、他方預金は十一年末に於て總額百億圓を突破し、前年末より十億五千餘萬圓の増加を示したが、其の内定期預金の増加は三億七千餘萬圓に過ぎなかつた。このことは九、十年の預金増加が主として定期預金の増加に負ふものであつたことに比較すると、預金構成上に尠からざる變化を生じたことを示すもので、この貸出金の激増と預金構成の變化とは當然資金の需給を著しく窮窟ならしめ、その影響は忽ち銀行の所有有價證券に現はれたのである。即ち資金需要の急擡頭は銀行の手許資金を頓に梗塞せしめ短資も亦異常の引締りを演じたので、公債の消化は不振を極め却つて公債を賣却する傾向を生じ、この爲公債相場は僅少であるが發行價格を割ると云ふ重大結果を招き一般の公債買付は全く影を没してしまつた。これが延いては十二年三月池田日銀總裁をして日銀では今後情勢如何により公債買オペレーション敢行の旨を云はしむる因となつた。

斯の如き公債消化の不振と金融市場の梗塞化から政府は積極的に對策を講ずることとなり、折柄年

末に際せることとして預金部資金一億二千五百萬圓を興銀を通じてコール市場に放出し、又日銀に於ては取引先に對する金融を寛大にし、希望に應じては公債の賣戻條件付買上を行ふ等の方針を聲明した。

斯くの如き情勢の下に於ける普通銀行の業績は貸出の急増によつて經常利益は増加し、更に同年の五分利公債の借換から臨時収益も亦増加し、九下期以來の利益遞減傾向は再び緩和せらるゝに至つた。

此の間大藏當局は依然高率配當抑制方針を堅持し、大體普通銀行の配當は六分を中心として五分乃至七分に平均せしむることを目標とし、金融機關監督方針は財政の準戰時體制へ移行と共に從來の方針たる預金者保護の見地の外、漸次社會的利益を主眼とする方針に轉じつゝあつたことは注目すべきである。

外國爲替管理令の強化

財政の再膨脹が金融界に影響を及ぼしたことは前述の通りであるが、この外この政策遂行に因つて爲替の維持に困難を來したること、従つて爲替政策を強化せざるを得ざるに至つたことである。金輸出再禁止に依つて我が對外爲替は著しく低落したのであるが、其の後對英一志二片に安定し、殆ど懸

念する處なく容易に維持せられ、自然これが我が標準爲替相場となつたのである。

然るに二・二六事件の勃發は爲替市場に動搖を來し、一時一志二片を下廻り、不安が去らなかつたため、政府は財政の再膨脹下に於て外國貿易の伸長發展を期すべく一時貿易管理迄考慮したが、時期草々として、從來の對英一志二片の爲替相場を維持安定する方針を明らかにする一方、外國爲替管理法に基く命令規定を強化することとなり、十一年十一月より實施した。

其の改正の要旨は無爲替輸出及び外貨證券輸出入に關する取締を強化し、外國旅行者の旅費又は外國居住者の送金を取締り、その他外國爲替銀行の外國爲替營業を許可制度となし、又外國爲替銀行の爲替取扱高、所有高等の報告義務を定めた外、兩替商の外貨取引を取締ることとした。

然し同年秋頃から政府の十二年度豫算が漸次的に明示され、又關稅の改正を含めた稅制の改革が發表せられるや、軍事費の増加を中心とした飛躍的膨脹財政の實施に伴ふ巨額の物資需要を見越した軍需資材の輸入並に關稅引上げを見越した一般的物資の輸入が著しく盛となり輸入爲替の取極めが幅轉して圓貨は軟弱を示すに至つた。

茲に於て、前述の改正に於ては物資の輸入に對しては之を阻止するものでなかつたのであるから、年末接近と共に愈々輸入の旺盛となるに及んで、我が爲替の前途は全く憂慮せられるに至つたので、政府に於ても遂に十二年早々臨時的手段の積りてはあつたが、輸入爲替の統制を行ふに至り、事實上

の貿易管理を實施した。即ち之等輸入の激増は主として實需以上に見越輸入が著増したためであるから、之等見越輸入に制限を加へんとする趣旨より輸入貨物代金決済のために爲替取引及び取得は一ヶ月を通じ三萬圓相當額以下の場合を除き許可を要することとし、十二年一月之を外國爲替管理法に基く命令として公布、即日實施したのである。

日本銀行金買入法の改正

九年四月以降産金の買入は専ら日銀に於て行ひ、買入れた金は之を正貨準備に加へ、正貨準備の充實を圖つたことは既述せる處である。爾來同行の買入れた金は十二年五月半迄に百二億、價格にして三億二千六百萬圓に及び、悉く之を正貨準備に加へ、日銀への金の集中の實績を挙げ得た。

然るに前述の如く十一年末より輸入の増勢は増々加はり、爲替相場の強化を以てしてもなほ標準爲替相場の維持は困難となつて來たので、遂に買入金金の範圍内に於て金の現送を行ふこととなり、結城藏相はこれに就いて左の聲明を發表した。

政府は我が國現在の爲替水準を維持するを必要なりと認め、これがため適當なる措置を取り來つたのであるが、昨年末以來見越輸入による輸入爲替の取組が一時に激増した等の關係もあるもので、今回在外資金を充實するを適當と認め、差當り時價約五千萬圓の金を本月以降適宜分割して米國

に向け現送することとしたのである。なほ政府は今後に於ても必要と認むる場合には、更に或る程度の現送を行ふ考へてある。これ等の措置は勿論我が國の正貨準備に何等の懸念を與ふるものではないが、我が國國際貸借の改善は最も緊要とするところであるから、この際一層官民協力し、生産力の擴充、資源の開發及び輸出の増進に努めなければならぬのである。

斯くて第一次第一回の現送は十二年三月に實行されたが、之れは日銀買入法制定當時政府の保有してゐたものであつた。

續いて四月に入り前回と同様約五千萬圓の金を現送したが、第一次現送が政府勘定に於て行はれたのに對し、今回は後述改正日銀金買入法により日銀勘定で現送することとし、現送によつて生ずる日銀の利益は政府に納付せしむることになつた。

斯くの如く金の爲替政策上の重要性は愈々切實の問題となつたのであるから、其の集中を一層強化するに至つたことは云ふ迄もないのであつて、産金の獎勵、其の買入續行の成果を擧げるため、産金買入値段は十一年五月の瓦三圓五十錢、勿約十三圓十三錢より十二年五月には瓦三圓七十七錢、勿約十四圓十四錢に引上げたが、これは其の倫敦金塊相場とのマージンを十一年五月の一割より僅かに二分七厘程度に縮少したものであつた。

斯くて九年四月法律第四十四號に依る日銀金買入法に依る日銀の金買入額は政府の産金獎勵、買入

値段の引上等に基く産金額の増加に依つて逐年増加する現状に鑑み、十年三月その借入限度を制定當時の一億圓より二億圓に改正するところあつたが、十一年に入つても最早借入金も一億七千萬圓餘に達したので、右借入限度を更に四億圓と改正することとなり、第七十議會の協賛を経て十二年三月法律第三十八號を以て公布するに至つた。

右法律は借入金限度擴張の外、買上金の輸出に備へ、第五條第一項中「國庫金の勘定に移すべき」との下に「又はこれを大藏大臣の定むる所により處分すべきこと」を同條第二項中「納付すべし」の下に「日本銀行が金の處分に依りて得たる利益に相當する金額に付亦同じ」を付加し、買上金の處分を命じ得る旨を規定した。

第九節 結城藏相の財政金融政策

廣田内閣の退場

馬場藏相の企圖した税制の改革は國民の租税負擔の均衡を圖り、併せて多額の租税收入を得んとし、中央、地方を通じて税制を根本的に改革せんとしたもので、國税に於ては所得税を中樞とせる直接税體系を採用し、財産税其の他七種目の新税を設置すると共に各税種の増徴を爲すにあり、地方税に

於ては整理を行ひ、家屋税の國税移管、戸數割の廢止、其の他の輕減を爲すにあつた。

而して其の豫算編成の特質と、る處は、國際情勢の緊迫化から軍事費増大を中心とした膨脹財政は今後なほ相當年間繼續するものと見做し、之がためには從來の如き公債一本槍の方法を不可なりとして租税其の他の經常歳入の増收を圖り、以て財政に健全性を與へんとするにあり、又斯る財政の再膨脹が經濟界に及ぼす摩擦、悪影響は經濟統制の強化に依り之を緩和せんとしたのである。

然し乍ら庶政一新の旗印の下に爲された之等の改革が餘りに急激に過ぎ、財界に與へた衝動は極めて甚大であつて、物資需要の激増を見越した物價の騰貴、見越輸入の激増等が起り、又金融界に於ても前述の如く銀行の貸出著増、金融逼迫、公債市價の發行價格割れを生ずる等好しからざる動搖を來した。而して之等の事情が間接的原因ともなり、遂に右豫算の成立を見ずして十二年二月内閣は更迭し、林内閣の成立となつた。

これは結局革新派と現状維持派の抗争であり、現状維持派の勢力の大きかつたため、革新派が破れたとも云へるだらう。

結城藏相の銀行政策

馬場氏に代つて藏相に就任した結城氏は馬場藏相時代の革新的財政經濟政策に對し之を全面的に緩

和する方針に出た。即ち政府の権力によつて統制を強行するが如き態度の代りに、成るべく無理のない自然の成行の裡に統制するといふ方針を以て望んだのであつて、夫れ丈け銀行政策に關しても一縣一行主義の如き方針が維持されなくなつたことは當然であつた。結城藏相が二月の豫算委員會で爲した左の答辯がよくこれを證左してゐる。

金融の都市集中といふことに付いては私は元來、地方銀行と云ふものがどうなるものかと云ふことに付いては、非常に重大な問題であると同時に、簡單には考へて居りませぬ。御話のやうにやはりガツチリした小さいもので、金貨の毛の生えたやうなものにして、さうして頭取自ら金を借りに来る人に接觸をして、其の状況を明らかにして金を貸すとか金融するとか云ふ位の方が本當ぢやないかと云ふやうな氣持もあります、今の銀行法といふものは、私も其の時の委員になつて主張が負けたのでありますが、形が整つてゐる、それですから資本金が百萬圓以上とか何とか云つて形が整つて、そこで頭取であるとか云ふ月給を取つてゐる役員が多くて、経費が非常に掛る、さうしてそれ等の人は一向地方の實情に則して居らぬと云ふやうなことがありますので、此の銀行の合併なども無暗にやつて形を大きくしても、私は寧ろ國立銀行程度の銀行が却つて都會から押され、細かな銀行から押されると云ふやうなことで困つてゐるやうな状況にあるのではなからうか、徒らに合併をして形を整へると云ふことだけでなしに何か實質的にもつと考へて行か

ねばならぬことがあるだらうと思つて居ります。

右の所説だけに依つて見ても、結城藏相の地方銀行隨つて又合同問題に對する見解が如何に前藏相と相違してゐたかは明瞭である。

結局結城藏相によつては、其等の問題に對する方針が具體的に發表されなかつたが、右の見解から推察せば大藏省の強行的な合同政策が或る程度緩和される筈であつた。然し所謂一縣一行主義が昭和二年以來大藏省の傳統的方针となつてゐることは看過し難いところであつて、大臣の更迭其の他の情勢の變化に隨つて一時的、表面的には緩急の様相を呈することがあるとしても、漸進的、根底的には猶相當の持続性があり、今後と雖も銀行過剰と見らるゝ地方に對しては合同の勸奨は進められて行つた。

政府への支援を要請

結城藏相の銀行合同政策は前述の如く相當緩和されたのを見るが、然し、その財政經濟政策は從來に見ざる具體性を有し、金融界に對して現政府への支援を要請せるものとして多大の注意を惹いたのである。

それは十二年四月全國手形交換所聯合會に於て結城藏相の行つた演説に因つてであつた。即ち論旨

の中心は經濟界をば凡て國家本位に指導せんとする點で、基本的事業に對しては優先的に物資の輸入及び使用を認むること、金融業者は投資すべき事業を國家的見地より選擇することが必要であること、豫算編成に當つては物資需給の關係をも考慮すること、不必要品及び不急品の輸入を抑制すること等が最も注意を惹いた。この點に關する演説内容は左の如くである。

(前略) 物價の騰貴は重大な關心を持つべき事柄である。これは勿論世界的物價騰貴の影響もあるが、尨大なる豫算案または増稅案等に原因する所も少くないと考へたので、現内閣成立後豫算を修正して政府の物資需要の増加を抑制すると共に、稅制案、關稅改正案に再検討を加へた。その結果本年二月には幾分の低落を見たが、恰も英米等の諸國に軍備擴張案が發表されたため、其の方面に要する材料等が世界的に騰貴し我が國に於てもその影響を蒙ることは免れ得なかつた。然し國內的現象として投機思惑等に因る物價騰貴は抑制しなければならぬ。その方策としては徒に人爲的手段を採るも其の効果が薄いから、眞の物價對策は生産力を擴充して物資の供給を潤澤にするに在る。而して生産力を擴充する爲には多額の資金と共に、更に多くの物資を必要とする。

此の點に就いては或種の事業、例へば重工業に屬する基本的事業の如きに對しては、優先的に物資の輸入及び使用を認むることが望ましい。従つて他の種の事業例へば享樂を目的とする事業

等に就いては自然之を差控へしむる結果を來すこととなるが、之も國家全體の上より見て、或期間に眞にやむを得ざる所であることと考へる。右の事柄を如何なる方法を以て實行するかに就いては二つの方面より觀察することが出来る。即ち一つは供給者側よりするもので、鐵材その他材料の製造者が之を使用する事業を選擇して、その供給をなすものである。又一つは事業家の方面で、今日最も急務とする事業を起すことに最も力を用ひ、單に利益本位に事業を計畫せぬことである。金融業者は金融を行ふに當つては、投資すべき事業を國家本位の見地より選擇することが必要である。政府は物價對策には物資に對する需給の適合が根本的問題であると考へ、豫算と雖も金額の多寡のみならず、政府の需要する物資の多少並に國民の物資需給關係に及ぼす影響をも見る必要があると考へるので、昭和十三年度の豫算編成に當つては、之に依る物資需給の關係をも考慮することに第一歩を進めたい考へてある。

尙外國爲替の管理に付ては、臨時的制度の建前を以て外國爲替管理部をして之に當らしめて居るが、現下の情勢より大藏省内に別に一局を設け、専ら之に當らしめたい考へてある。本年一月より實施した輸入爲替の管理は當初見越輸入の阻止を目的として施行せられたものであるが、之に依り不必要品、不急品の輸入をも或程度に抑制する必要があると考へる。輸入爲替許可の取扱手續は本制度實施の經驗に顧みて、將來成るべく簡易ならしむる要あることを感じて居る。

私は個人の經濟的活動の自由は之を尊重しなければならぬと思ふが自由なる活動の尊重は各人が國家の政策に頓着する所なく思ひ思ひに、勝手氣儘に進んでいゝといふ意味ではない。個人の旺盛なる創意と活動の自由に依り、經濟力の發展を圓滑ならしむるといふ意味で、世に官僚的と稱せらるゝ、相手方の立場を理解せざる生硬にして煩瑣なる獨善的干渉を採らざる意味である、併し國家がこの重大なる時局に際し、飛躍的の發展を遂げんとするならば、我が國の生産設備、資源、技術、勞力等凡ゆる經濟力は國家的目的の遂行に全部が綜合的に順應する方向に向はなければならぬといふことは云ふを俟たない。個人の自由にして旺盛なる活動も、右の本旨に合致して始めてその眞の意味を見出すべきものと考へる。換言せば小乘的なる統制と自由とは之を排撃し之を採らざる所であつて、大乘的なる統制と自由とを欲するものである。(後略)

第十節 日本銀行條例の改正

日銀の職制改革

日本銀行の條例改正に就いては馬場藏相當時金融統制の立場上から考慮され、結城藏相に依つて具體化の第一歩を印したが、單に大久保局長當時設置された日銀參與會の再編成に過ぎなかつた。

即ち十二年三月法律第三十三號を以て日本銀行參與會法は廢止され、新に同月法律第三十四號を以て日本銀行條例第十七條を改正し、業務に參與する參與理事七人以内を置くこととし、株主總會で選任し、其の任期を二年としたものであつて、勅令を以て同年七月より施行した。

從來の參與會は日銀總裁の諮問機關であつたのに對して今回の參與理事は日銀業務に參與する日銀の重役であることが主なる改正點であつた。而して參與理事制の運用は大體左の如き方法で行ふこととなつた。

- 一、參與理事には理事同様の議決權を賦與し、正、副總裁及び理事の集會たる重役會の外に、正副總裁、理事、參與理事を以て重役總會を構成する。
- 一、重役總會は夏期及び年末等を例外とし、普通一ヶ月二回定期的に開く。
- 一、銀行の日常の業務以外の重要事項は總て重役總會に附議する。
- 一、從來の日銀參與會の如き正副總裁及び參與理事の集會或は參與理事のみの集會の制度は理事及び參與理事間の意思の完全な疏通を期する上に缺陷があるので設けない。

日銀ではこれと共に營業内規の改正を企圖し、準備を進めてゐたが、同年五月津島日銀副總裁より手形割引期間の最短三日間の内規となつてゐるのを改正して、二日間にて返済したる場合は二日間の割引料と片落制を採用し、又當座勘定附替の電信送金は遅延する憾みがあるから、東京、大阪間の如

き直通電話を有する所は電話送金を認むる旨言明したが、右は取引銀行の聯携強化を目的としたものであつた。

なほ日銀ではこれに先立ち職制の改革を行ひ、兌換券發行事務の繁忙から嘗て廢止した發行局を文書局より分離し、一方從來祕書役に於て管掌した人事を人事部を設けてこれに移管せしむることに決定、十二年三月より實施した。

この外池田日銀總裁は日銀をして單に銀行の中央機關たるのみならず、財界の中樞機關としての地位を名實共に確立する一助として廣く財界各方面の現狀を知悉する必要を痛感し、金融懇談會とは別に經濟界各部門の第一線に活躍する有力者と私的懇談會を開催することとし、其の第一回懇談會を十二年三月開催したが、其の後其の顔觸れを變更して隨時開催を見た。

これと共に現在國債シ團銀行並に信託會社によつて構成されてゐる金融懇談會を、その範圍を擴張して貯蓄銀行、地方銀行、會社等にも及ぼすこととした。

第七章 入間野武雄局長時代

(在任十二年五月—十五年五月)

入間野局長在任中、内閣は四回に涉り更迭し、藏相も賀屋、池田、石渡、青木、櫻内と其の椅子を代へ、事變處理の困難さを一面に物語るものがあつた。斯くて、又内閣更迭毎に各種の經濟統制は益益強化され、大藏當局の立場は重大性を加へつゝある秋、藏相のブレーションとして好く其の任を負ひ、資金統制に萬遺憾なからしめたることは注目すべき事績であらう。

第一節 支那事變の勃發

近衛内閣成立と其の財政經濟政策

林内閣は十四年一月準戰時體制の確立を目指して成立を遂げたが、其の施政方針が未だ緒に着かざる五月に於て、突如總辭職を執行するに至り、六月四日第一次近衛内閣が成立を見た。

新内閣は準戰時體制下の財政經濟政策は相當苦難が豫想されてゐる事情に鑑み、豫め財政經濟に關

する最高目標を定め、これを根幹として施政方針を決定することとなり、組閣本部に於て近衛、賀屋、吉野三氏會見の上、左の財政經濟三大原則を決定し、閣議の承認を得て發表した。其の内容は財政經濟政策の基調は計畫經濟に置くも、急激なる統制を避けて、任意的統制に依り導かんとするものであつた。

- 一、國際收支の見透しをつけ、其の均衡の具體案を樹立すること
 - 二、生産力擴充に關する具體的方策を確立すること
 - 三、物資需給の調節に關する具體案を樹立すること
- 右三項目の具體化に就いては、次の如く發表した。

現下内外の情勢に顧みるときは、國防並に國民生活を基調とする諸方策を實施するの要極めて緊切なるものがあり、之が爲には日滿兩國を通じて經濟力の充實發展を圖ること肝要にして、生産力の擴充、國際收支の適合及び物資需給の調整の三點を主眼とする綜合的計畫の具體案を樹立するを急務とす。而して右具體案は日滿兩國を一體とする見地に立ち、之を立案するの要あり、仍つて關係各應に於て之が統合調整を計り、以て速に成案を得ること、なほ右具體案の作成に當りては、滿洲國と協力の上、計畫の完璧を期する方針なり

右の三大方策は枝葉の點に於て多少異なつたことが見られたが、其の大綱方針には聊も搖ぎなく歴

代内閣に引繼がれたのであつた。

然し乍ら、右の三原則は自治的統制に依つて行はんとしたものであつたが、後述の如く事變擴大に伴ひ、漸次法制的統制にと移行されて行つた。

なほ當時生産力擴充の急速なる開發が、右の三原則の一たるに顧み、産業五ヶ年計畫の實施が、同時に内閣書記官長談として發表された。

財政の飛躍的膨脹

十二年七月に惹起された北支事變は我が政府の不擴大現地解決にありたるに拘らず、八月に入り事變禍は更に上海に波及し、遂に北支事變は支那事變と改稱せざるを得ざる情勢に迄擴大せられ、財政經濟三大原則を中心する準戰時體制より戰時體制への推移強化は金融界に重大なる影響を與へた。就中、戰果の擴大に伴ひ、我が財政は飛躍的な大膨脹を來した。

一般會計歳入歳出豫算額

年度	歳入	歳出	(内)公債支辨額
昭和十二年度	二,九二四 百萬圓	二,九六二 百萬圓	八七〇 百萬圓
十三年度	五,五三三 百萬圓	五,五五〇 百萬圓	一,〇〇〇 百萬圓

第一節 支那事變の勃發

十四年度
十五年度

四、八六
六、二六

四、八六一
六、一三

一、五七
一、九六

(資料) 豫算提要

備考 歳出超過額は豫算実行上の歳入超過額を以て之に充當する計畫なり

臨時軍事費豫算額(昭和十五年度迄)

區分	第七十二議會 迄の決定額	第七十三議會 追加額	第七十四議會 追加額	第七十五議會 追加額	計
公債	二、四四〇	四、四三三	三、九四〇	三、六三三	一四、四八五
借入金	二	一	一	一	五
他會計より繰入	二	四三	六三	六〇	一、八〇九
北支事變特別税	六	九	一	三	一九
軍事費獻納金	一	一	二	一	四
其他雜收入	一	一	六	二〇	五
合計	二、五元	四、八六六	四、六〇五	四、四六〇	一六、四九一

(資料) 豫算提要

即ち、十二年度の本豫算額は二十八億七千萬圓であつたのが、七月の第七十一特別議會並に第七十二議會を経て、五十四億五千萬圓となり、其の後事變擴大に連れて遂に十五年度には名實共に百億圓

豫算を現出したのである。

この尤大なる歳出豫算に對して政府は第七十一議會から増税策を講じて一部を賄ふこととしたが、これ等は尤大豫算の施行から見れば僅少なるものに過ぎず、後述の如く機會ある毎に行はれた増税策は漸次購買力の吸収と云ふことに主眼が置かるゝこととなつた。

この外、他會計からの繰入増加、專賣品の値上げ等を行つて國庫增收策を講じたものであつたが、前表の如く、支那事件に要する臨時軍事費は第七十三議會に於て事變終了迄一本の特別會計にて處理することとなり、其の大部分は公債發行にて賄はるゝこととなつた關係上、一層所謂財經三大原則の旗幟鮮明となるに至つた。

三大原則の確立理由

斯くの如き公債發行による公信用の造出は、政府購買力の増大となり、巨額の政府購買力が政府資金の撤布となつて示現し、國民所得の源泉となるが、國民所得は又國民購買力の増加となる。然るが故に、若し軍需以外の一般需要に何等の統制も加へられることがなければ、軍需の増大に連れて之も亦増大して行き、國內の物資需要額は急激は上昇することとなる。然るに、我が國の如く資源に恵まれることの少い國にとつては斯様な莫大なる物資を急速に供給することは到底不可能なことで、其の結

果は自然國內に於ける物資の不足、物價騰貴を招來すると共に、對外的には輸入の増大から延いては國際收支の逆調、外國爲替相場の崩落を來たし、之は又一層國內の物資不足、物價騰貴に拍車を加へることとなる。加之、斯様に物價が騰貴し、輸入が増大する等のことがあれば、大部分が日銀引受に依つて發行される巨額の公債消化も必然的に困難となり、これより通貨の異狀な膨脹を來すこととなつて物價騰貴を激成せしめ、其の結果は通貨信用の破綻となり、戰爭遂行は不可能となるのである。従つて戰爭遂行のためには好むと好まざるとに拘らず、財政も經濟も總て戰爭遂行目標に統制されなければならぬ。換言すれば戰時體制下に置かれなければならぬのである。

然し乍ら、戰時體制下に於ても戰爭の規模の大小、期間の長短等に依つて戰時財政、結局は政府の軍事的物資消費が國民經濟に及ぼす影響も異なり、従つて戰時的統制の度合も又異なるべきは勿論であるが、今次事變は時日の経過と共に愈々擴大され、長期化して行き、我が財政經濟に就いても漸次戰時體制の強化が要請さるゝに至つた。

戰時財政遂行目的のために政府の採り上げた政策は、不急不要方面の政府豫算の壓縮、對外支拂額の減少を圖る一方、公債發行額を減少せしむることに意を注いだのであるが、公債發行に依る政府購買力の増進、即ち日銀引受に依る公債發行に依つて戰費調達を圖らんとする以上、通貨の惡性膨脹を惹起せしめず、且つ尨大豫算を如何に實行して行くかに主眼があつた。

固より事變當初から政府の金融經濟政策の樹立、遂行は凡て此の問題の打開を指導的目標として行はれて來たが、事變が擴大し、財政が膨脹の度を加へて此の目標への途が峻険となるに連れ、金融經濟上の諸問題に關する政府の對策も益々強化されるに至つたのであつて、今日の財界は最早殆ど全く政府の政策に左右され、從來の如き財界本來の動きは全く其の影を滅失した。

第二節 日本銀行の金融政策轉換

日本銀行の質的變化

日銀は中央機關として金融機關に對する指導權を握つてゐるが、それは單に短期金融にのみであつて、長期金融に對しては何等の指導權を有しなかつた。

然し、事變の進行と共に日銀の機能は紙幣發行權を通じて生産力擴充資金の圓滑なる供給と公債引受に依つて生ずる公債の圓滑なる消化と云ふ重大使命から長期金融迄走らせると共に、國家統制の強化に伴ひて日銀は國家代理機關化して外國爲替の管理、臨時資金調整法の運行に至る迄タッチし、其の機能は金融のみならず、我が國產業界全部門に迄監督するに至つたことは實に大なる日銀機能の質的轉換であつた。

だが、長期金融に直接日銀が乗り出すことは中央機關として資金調節と云ふ立場から乃至は通貨信用を維持する立場から専ら長期金融は事業金融機關たる興銀を前驅とする資金的バックにあつた。

金融緩和と工作

金融機構は事變前から漸次戰時的なものに移行しつゝあつたが、金融市場は二・二六事件を契機として梗塞状態を續け、事變勃發と共にこれは一層拍車が加へられた。

斯くの如き状態は時局産業の生産力擴充、公債消化と云ふ重大目的から一刻も早く打開すべきであつて、日銀に依つて急速に金融緩和と工作が施された。即ち

- 一、十二年七月十五日以降、國債擔保の最低利率を一厘引下げ、日歩九厘とした。
- 一、同時に當座貸越及びコールレスボンデンス貸越利率も一厘引下げ一錢二厘となし、更に同年九月二十一日再度一厘方の引下げを斷行した。

外地銀行もこれに追隨したが、これは二年三月以來實施された商業手形割引歩合と國債擔保手形割引歩合同率としたものであつて、國債利廻と國債擔保貸出との逆鞘を修正し、國債の消化を容易にする一方、低金利維持の意思表示を示したものであり、當座其の他の引下げは取引先を優遇したことにあつて、後述の諸點も右に準じたものである。

- 一、貸出金額による制限撤廢
- 一、貸出最低日歩の適用
- 一、貸出期限の内規撤廢
- 一、米券の原日歩買戻操作
- 一、公債の買操作 從來日銀では月末又は期末に於ては特に取引銀行の要求に依つて公債の賣戻條件付買入に應じてゐたものであるが、今後は更に一步を進めて取引銀行から無條件にて買入申込に應ずることになつた。
- 一、租稅移納の寬大 金融情勢に應じて納稅資金引上の時期に手心を加へ、直ちに國庫に移納せしめず、或る期間は取扱銀行に預けて置くこととし、以て一時的金融梗塞の緩和に資する。

事業資金の融資範圍擴大

日銀は事變勃發と共に國債優遇策を講ずると共に更にこれと併行して社債優遇策を樹立した。

- 一、社債優遇策 國債シンジケート團の一部又は全部を含んで組織されてゐるシンジケートが引受、且つ時局の上から緊要と認められる事業の社債に付て市場の情勢により、シンジケート團員がその社債を擔保として、日銀に融通を求めた場合には特別の便宜を圖り、融通金額及び期

間を考慮し國債以外のものを擔保とする手形割引最低歩合を適用する。なほこれが決定した七月十五日には既發債を認めてゐなかつたが事變の進展と共に、一層積極的に金融疏通を圖り、短期事業資金放出に乗出す必要から、今後發行する社債のみならず、既發一流債にも適用することに八月十一日決定した。

一、社債前貸手形擔保貸出 事變勃發と共に起債界停頓に依り社債前貸金の盛行に伴ひ、時局關係事業に對する所謂社債前貸手形に對しても、再割引の形式を以て、社債擔保の同一の取扱ひを爲すものである。

斯く日銀の營業方針は從來の羈絆を脱して積極方針に轉ずるに至つたことは、事變の擴大化と共に、非常時の様相が金融界を全面的に包圍したのに外ならなかつた。

既述の如く、興銀は日銀を背影として時局金融の第一線に立ち、日銀は又興銀を通じて生擔資金の供給を圖つた。

一、興銀の社債買入に融資 日銀は興銀をして興銀取扱にかゝる社債に就いて、市場其の他生保會社等から要求があれば、その保有社債の買入れ（時價による）に應ぜしめ、その買入資金は日銀がその買入社債を見返りとして資金を供給する

一、事業金融融資期間の延長 日銀は事業金融を積極的に援助することとなつたが、これに伴つ

て貸出期間も從來の如き短期のものでなく、相當長期にも應ずることとした。即ち、社債前貸手形の割引及び興銀が金融緩和の方策として買入れた社債を日銀融資に仰ぐが如き場合には形式は短期手形となすも、實質的には期限が来るも社債前貸金が社債化される迄、又興銀買入社債が處分される迄切替を認むることであつた。

一、スタンプ手形制度 十三年十月に於て二流社債の消化促進のため設けられた制度であり、其の方法は日銀の取引先銀行が引受、時局に緊要なる事業會社債で、一時手持となつた場合、その銀行と日銀の取極めに基いてその銀行が社債を擔保として日銀に提供の上、自己を支拂人とする手形を振出すときは、日銀はその手形面に市場へ賣出承認のスタンプを與へる、而してこのスタンプ手形を買取つた銀行から依頼のある場合には、日銀は國債以外のものを擔保とする手形割引最低歩合を以て再割引する。

一、政府保證債の優遇 事變下政府保證債の發行累増に鑑み、これが賣行増進の一助として、日銀ではこれ等社債に對して融通利率及び擔保掛目に付優遇を與へ、十三年三月並に十二月の兩度に亘つて日銀公定割引歩合に改正を加へ、普通社債の公定歩合は一錢一厘の處、臨時資金調整法による政府保證興業債券は日歩九厘五毛以上とし、この外の政府保證債並に本邦内募集滿洲國債は日歩一錢以上とし、更に滿洲國政府保證債は本邦政府保證に準じて、取扱ひ得ること

一、日銀の見返擔保擴大 政府保證債はもとより、時局關係二流會社債は殆ど見返り擔保として取扱ふやう、日銀の營業規定の運用範圍を擴大した。

日銀取引先の範圍擴大

日銀取引先銀行に就いては、相當嚴重なる規程が設けられてゐる爲、普通銀行中の有力なるものは大部分取引先となつてゐるが、貯銀及び信託會社方面は比較的少數であつた。

事變下に於ける生擔資金の需要旺盛で、資金の不足勝ちな時に於て、更に多額の公債を保有して行かねばならぬ金融機關としては、日銀と聯絡を保つ必要を痛切に感じてをり、日銀としても、事變下の金融疏通に遺憾無きを期する爲、各金融機關の聯携を一層緊密にする必要があるの爲、十二年八月より、貯銀、信託會社の希望に應じて、取引先の範圍を擴大することとなつたが、十三年一月の金融懇談會席上に於ける説明に依れば左の如く全國主要金融機關の九分通りは日銀の取引先となつた。

即ち、十二年末の日銀取引先銀行信託は二百十一行社で、十一年末より二十七行社を増加し、其の結果、日銀取引先銀行信託の預金が全國銀行信託預金中に占むる割合は、普通銀行に於て九五%二、信託會社に於て九二%三、貯蓄銀行に於て八六%九に達したのである。

而して日銀では取引先範圍擴大決定と共に、當面の重要問題たる公債消化に萬全を期する爲、あらゆる金融機關を總動員して懇談會を開催し、公債消化に協力を求めるに至つたが、地方銀行代表者との懇談會に於て、日銀各支店を中心に、當該地方銀行をメンバーとする地方懇談會の設立が決定した。右の如く銀行間との協調を圖る一方、日銀機能の圓滑化を圖る爲、曩に參與理事を創設し、又十四年九月には官制並に定款に寄らざる總裁の相談相手として顧問制を設け、戰時金融對策に就き萬遺憾なからしむるところあつた。

政府の金融緩和和工作

前述の如く日銀では事變勃發と共に直接並に間接に金融緩和和工作に乗り出したが、政府に於ても右と併行して緩和和工作を行つた。

十二年中の政府支拂超過額

自一月至十一月	十二年	十一年	比較
	百萬圓	百萬圓	百萬圓
一、〇四〇	減	一、〇八〇	四〇
七三〇	增	三三〇	四〇〇
計 一、七七〇		一、四一〇	三六〇

右の如く、十二年十一月迄に於ける政府支拂超過額は、前年に比し四千萬圓減となつた外、生擔資金の需要旺盛も加はつて金融市場は窮窳氣味であつた。然し十二月に入り政府支拂關係の促進に依り、昨年之二倍に達した。だが、政府は政府支拂額の如何が金融に與へる影響重大なる點に鑑み、會計規則に特例を設け、隨意契約の範圍を擴める一方、現行會計法に於て前拂若くは概算拂ひを認められてゐる兵器、彈藥の解釋範圍を擴張し、政府支拂を促進するに至つたが、第七十三議會に於ては、前拂乃至概算拂の範圍を擴大する法律案を提出し、通過と共に十三年三月勅令第六十二號で公布、即日實施した。

右の外近時米穀證券が金融操作の一方法となつてをり、日銀手持となつてゐる分は差して影響はないが、民間手持に對しては、これが償還は一材料となるところから、期末に際しては繰上償還を爲すと共に、十三年四月以降からは償還額の均等化が圖られた。又今後公債は事變擴大化に伴つて續發が豫定され、その公債利子の國庫支拂額も金融に至大なる影響あるが爲、國庫支拂額を平均的ならしむべく、今後發行の公債利子支拂期を發行の都度適宜に定め得ることとし、右に關する大藏省令の改正を十二年十二月第五十一號で公布した。

これより異、大藏省にては第七十議會で通過した絲價安定施設法に依る蠶絲證券の發行受付に關する大藏省令を公布、十二年六月より施行したが、同證券は米券と同様、一年以内の短期證券と五年以

内を期限とする所謂中期證券の二種に分ちたるものであつて、中期證券の發行は政府證券としての初めてを試みて、金融界の要望に答へたものであつた。

斯くて政府支拂の促進に對する措置と共に、興銀を通じて預金部資金の放出が行はれたが、何れも金融緩和工作に資したものであつた。

第三節 日本興業銀行の活動

積極的融資策

工業金融を擔當する銀行として設立された興銀の使命は、債券發行の特權を通じて生産力擴充資金供給の源泉と爲し、事變擴大に伴ひ時局産業融資への任務は益々加重さるゝに至り、其の機能は戰時金融會社へと變貌しつゝある。

興銀の融資々金は興業債券發行に依る資金の吸收乃至は政府又は日銀からの借入金に依つて賄ふにあるが、事變當初は金融梗塞から専ら日銀の資金的バックに依つて行はれたものである。

即ち日銀の社債優遇策並に社債前貸資金の積極的融資方針の確立に依つて、興銀への積極的融資の便法が講ぜられ、これに依つて興銀では時局産業方面への融資が可能となつたもので、共に國家的主

要目的に動員されたのであつた。

右は既述の如く生産力擴充資金の急速なる供給を行ふ一方、金融緩和と工作に資したものであるが、更にそれを積極的ならしむべく左の方針が採られた。

- 一、從來事業會社に對する資金貸出は先づ融資總額を決定し、之を必要に應じて分割貸出を行つたが、今後は事情如何に依りては一時に全額を融資し、當該事業會社をして其の一部を以て他銀行よりの借入金と返済せしむることにより間接的に市場の緩和を圖る。
- 二、證券業者の手持證券中興銀の引受關係に依らざる社債に就いても之を見返りとして證券業者に資金の融通を行ふ、其の場合證券業者の採算を考慮して利率は最高日歩八厘五毛程度に止む

時局特別貸出

事變擴大に伴ひ、對支貿易は杜絶の運命に陥り、之等貿易業者が輸出滞荷を抱き、金融難を啣ちつゝある現狀に鑑み、大藏省では興銀並に商工中金に對して、金融上の措置を懇懇しつゝあつたが、興銀ではこれが對策として十二年九月の支店長會議で左の如く決定すると共に國庫資金の前拂ひとも見るべき政府注文書見返りによる融資を行ふこととなつた。

- 一、注文代金を見返とする軍需品生産業者への融通

軍需品の注文には兵器類の如く發注と同時に三分の一或は三分の二程度の前拂金を支給されるものもあるも、全然前拂制度の認められざるものあり、従つて現在の如く軍需品の需要が旺盛なる時期に於ては、孰れの工場も製作期間中の工賃及び材料代の支辨に甚だ困惑して居るが、斯くては生産能率にも影響する所多きを以て、この度陸海軍當局とも緊密なる聯繫を保ち、工賃材料其の他の支拂に要する範圍内に於て資金の融通を爲し、この方面に於ける金融梗塞を打開する

二、對支輸出滞貨に對する金融

日支事變の影響に依り對支輸出業者及び輸出品製造業者の受くる打撃甚大にして、滞貨を擁して深刻なる資金難に苦しむ者多きを以て此の方面に對する融資は刻下の急務なるが、斯かる唐突の際に一々各種業者の業績其の他を調査するが如きことは事實不可能なる故、之等の業者が取引銀行より融通を受けたる場合には倉荷證券擔保付手形再割引の方法に依り必要な資金を敏速に融通せんとするものにて商工組合中央金庫とも連絡を取り十分其の目的の達成に努めんとす。

この對支貿易業者に對する融資方法は左の如くてあつた。

- 一、右資金は事變による對支輸出杜絶のため直接滞荷となつたものの金融を主とする
- 一、當業者が取引銀行より融資を受ける場合、興銀は倉庫證券擔保付手形再割引の方法で同取引

銀行に資金を供給する

一、資金の性質に鑑み擔保となる倉庫貨物の品目並に倉庫は必ずしも從來興銀の内規で規定したものに限らず取引銀行の選擇に委せる

一、取引銀行が融資する際の掛は取引銀行の自由とし再割引は手形金額とする

一、割引日歩は擔保品の如何により適當に差等を設ける

事變勃發と共に中小工商業者方面にも事變色を反映し、興銀に對するこれ等申込も金融難と云ふ事情も手助ひ著増の傾向を示し、十二年中に於ける借入申込額は二千萬圓を突破し、前年より二割五分の増加となり、今後一層活況が期待されるので、興銀では中小工業課の機構を改善して、貸出手續並に鑑定方法の簡易化を圖り、貸出の膨脹に備へることに十二年十二月決定した。

其の内容は從來は、融資申込のある場合一々鑑定課に廻して後、擔保價格其の他の決定を行つてゐたため、貸出決定に至る迄一ヶ月乃至二ヶ月位かゝるものも尠くなかつたので、今後は五千圓以下の小口貸出に限り中小工業課のみで處理することとしたものである。

又金生産の重要性から金鑛業者に對する貸付を十二年下期より積極化することとなつた。

造船金融の繁忙

海運界の活況並に世界的な船腹飢饉に刺戟されて、我が國の造船熱は沸騰し、政府が海運國策の達成を期して十二年度から開始した造船金融に對する申込は五月に於て一億圓に達し、限度の七千萬圓を遙に突破した。右造船金融は、

一、造船資金の融通は七千萬圓を限度とし、初年度三千萬圓、第二年度二千萬圓、第三年度及び第四年度各一千萬圓に分けて融通する

一、貸付利率は從來の五分を三分七厘に引下げる

一、政府の補給金は貸付金額に對し年一分とし、貸付資金の原價が年三分七厘を越ゆる場合は超過額に相當する金額を補給金額に併せ補給し、資金原價が三分七厘未滿の場合は年三分七厘との差率に相當する金額を補給金額より差引く

等の要項により實施され、取扱銀行は興銀のみに限らないが、事實上興銀單獨の取扱で、興銀では四月より申込の受付を開始したものである。前述の如く融資の申込は限度を遙に突破せると、増額の要望も頗る多いので、遞信、大藏兩省協議の結果、八千萬圓増額することに決定し、これに要する經費を十三年度追加豫算に計上した。

なほこの造船金融は原則として四千噸以上十三節半以上の新造船に限られてゐるが、小船舶の建造のための普通船建造資金の申込も同時に激増し、興銀の船舶金融業務は著しく繁忙となつた。

この船舶金融を目的として興銀では北海道札幌市に札幌支店を設置することとなり、十二年七月内認可の指令に接したが、これは北海道に地元特殊銀行として北拓が存在するも、右は地元開發資金の供給を主要任務とし、船舶金融は餘り行はなかつた爲であつて、此處に船舶金融に對する興銀の役割が如何に大きかつたことが看取されよう。

大藏省は又同時に生産力擴充に對する北海道資源は相當注目すべきものがあり、これが資金調達のため、地元銀行たる北拓に岩見澤、浦河に支店を、中頓別、森に出張所を新設せしむる一方、伊達、士別、斜里の三出張所を支店に昇格せしむるところあつた。

又、事變の進展に依つて、この船舶建造資金の貸付は旺盛となり、規定豫算額たる一億五千萬圓は十四年二月皆無となると共に、海軍金融施設の重大性に鑑み、政府は十四年四月船舶建造融資補給及び損失補償法を公布、十五年より實施するに至つたが、右は優秀船舶擴充に資する爲、低利且潤澤なる資金を供給せんとするものであつて、十四年度及び十五年度に於て各九千萬圓を限度として融通し、十四年度以降十年間に議會の協賛を経て補給金の支給を行ふこととせるもので、從來の造船金融施設に比して注目すべき點は

一、從來の施設に於ては、資金融通限度を建造船舶の擔保價格以内と爲したが、本法に於ては之を擴張して、主務大臣の承認を受けた場合に於ては、船舶建造價格の全額迄融通を爲し得ること

としたこと

二、從來の施設に於ては、融通に充つべき資金の原價が客觀的に定めらるべき場合に於てのみ補給金を支給することとなつてゐるので、實際上貸付を爲し得る者は興銀に限られてゐたが、今回は資金原價を主務大臣の認定に委ねることとし、廣く一般の金融機關に於ても資金の融通を爲し得ることとなつたこと

の二點で、貸付を受ける船舶は原則として四千噸以上の貨物船又は貨客船とし、特に主務大臣の認可を受けたる場合には右の基準に該當せざる船舶も、貸付を受け得ることとし、損失補償は從來通り損失額の百分の七十を補償することとした。

第四節 外國爲替政策の進展

爲替管理の強化

戦時下に於ける各種經濟立法に先立つて外國爲替管理法が、八年に於て施行せられたが、當時は爲替の安定を圖るを主要目的としたが、事變下に於ては不急不要品から民需品の輸入抑制となつた。

事變下に入ると共に尨大豫算施行に伴ひ、物資に對する急激且つ莫大な軍需が喚起されて來ると、

必然的に國內生産力の範圍では到底これを十分に充足して行くことは困難となり勢ひ輸入への依存性が強くなる。然し輸入力の確保には現在の國際情勢から考察して、輸入力に等しき輸出力乃至は國際決済手段たる金の現送で賄はなければならない。

輸入、輸出の確保も圓貨の信用が維持せられてこそ初めて實行され、爲替水準の維持と云ふことが戦時財政經濟の運行の不可缺要件となつて來たのである。

茲に於て事變勃發に依つて政府の對策は金現送の積極化と輸入爲替許可制の強化となつて現はれて來た。

我が爲替政策は對英一志二片堅持を目標としてあらゆる手段が採られ、十二年一月に於て大藏省令第一號を以て外國爲替管理法に基く臨時措置に関する命令の件を公布し、一部の輸入許可制を臨時的手段として採用するに至つたことは既述せるところであるが、政府は後述の如く十二年三月より從來の金の國內保有量を變更して金の現送を開始し、爲替の維持に努めるに至つた。而し圓爲替の前途は樂觀を許さない事情があるがため、十二年七月七日時恰も北支事變の勃發した日に於て、大藏省令第二十二號、第二十二號、第二十三號で外國爲替管理法の附屬法規を改正し、臨時的措置の積りて一月より實施した貿易管理を更に強化して實施すると同時に、輸入爲替の自由取引限度を從來の一ヶ月三萬圓より一躍其の三十分の一の千圓に引下げ、無爲替輸出の取締を強化せる外、各種の海外送金に取

締を加へ又は取締を強化した。なほ一方、輸入爲替の許可を與へるに際しては時局に鑑み、其の必要の程度並に緩急の程度に依つて、不要不急と認められる輸入を成るべくこれを抑制する方針を採るに至つた。斯くて爲替管理法は其の制定以來殆ど完全に近い迄監視し得ることとなつたが、事變勃發以後は其の一層の完璧が期せられ、監視の眼は擴大せられた。特に日銀では爲替事務の重要性から營業局に包含されてゐた外國爲替管理部を獨立せしめ、外國爲替局を十二年十一月新設したことは右の趣旨を容れたものである。

然し戦時に於ける從來の如き資金の側即ち爲替管理のみでは不十分であり、物との睨み合せに依つて爲替對策を講ずる必要が生じて來る。

十二年八月の貿易及び關係産業の調整に関する法律を設け、更に九月にはこれを強化して「輸出入品等に関する臨時措置に関する法律」の公布も、これに依つて貿易管理を行ふこととした所以である。斯くて爾來爲替水準の維持には此の所謂輸出入品臨時措置法を中心とした物の側からの統制が爲替の側からの統制と共に併用されるやうになつた。即ち、同法に基いて十二年十月に實施された臨時輸出入許可規則に依つて、不急、不要品の輸入禁止又は制限、或は國內必需品の輸出禁止が行はれ、又他方には同法に基いて重要物資の使用制限、禁止等が行はれた。

無論、これと同時に資金側からの爲替統制も著しく強化された。

即ち、十二年の特別議會で協賛を経て、八月法律第八十一號で外國爲替管理法中改正法律を、省令第三十七號で同法臨時措置に關する改正を公布、從來自由とされてゐた無爲替輸入を許可制とし即日實施した。次いで十二月に入り臨時議會で通過した、九月法律第八十七號外國爲替管理法改正法律に基く省令で附屬關係法規改正實施せられ、在外資金に關しては未だ取締外に置かれてゐた動産、不動産等の物的資産の取得又は處分が新に取締られることとなつたのみならず、政府が在外資産を國際貸借尻決済のために動員することも出来る様にされた。又、十三年三月に於ては爲替政策は個人對象より外國爲替銀行に迄取締の對象とし、輸入爲替の自由取引限度を一ヶ月千圓より百圓に引下げたが、更に十月に於ては省令を以て附屬法規を改正し、貿易外送金限度も從來の一ヶ年千圓より百圓に引下げると共に、兩替商の取締中通貨の海外への持出に就いての取締を嚴重にした。

當時津島日銀副總裁の斡旋に依つて有力保險會社が國策に順應して、外貨證券を提供したことも爲替強化の一面があつた。

越えて十四年六月に於ては、外國旅行者の旅費携帯の自由限度を一千圓より五百圓に引下げ海外拂の節約を圖ると共に支那に於ける圓貨の維持策とし、又物價對策の一助として本邦銀行券（日銀券、臺銀券、鮮銀券を含む）の内地持込額を二百圓以下に制限取締ることに爲替管理法關係法規を省令第二十七號、第二十八號で改正實施した。

斯くの如く數次の改正に依つて、爲替取締は強化され、長期戰體制の確立が強く要求される様になつてから、又一段と強化されて最大限度迄軍需品輸入目標に向つて集中された。

即ち、後述の國內資金調査規則と併行して政府は十三年四月大藏省令第二十二號を以て國際收支規則を發表した。

これは民間から一ヶ年間に於ける國際收支の報告を徴取することに依つて一ヶ年中の輸出貿易額を中心とする國際收支勘定の受取總額と一ヶ年中の新産金額との大體の豫想をつけて一年中の輸入力を推定し、これを基礎として輸入軍需物資を中心に各商品別に一年中の大體の輸入爲替を割當てることとしたものであつて、一種の爲替に關する豫算を樹て、以て爲替安定に資せんとしたものである。換言すれば、輸入力を最大限度迄軍需品、其の原材料及び生産力擴充資材の輸入に當て、輸出原料を始め民需品の輸入を極度に抑へる方針が採られたのである。然るに、其の結果は輸入力の減退から輸出貿易は豫想外に不振となり、之は結局軍需品輸入力の減退を意味するに至つた。

本邦輸出額

昭和十二年七月	輸出總額	前年同月に比較
八月	二九四 <small>百萬圓</small>	六三 <small>百萬圓</small>
	二六五	二七

昭和十三年	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月
	三〇四	三二一	二六四	二八四	一七二	一九二	二四一	二三三	二三二	二二八
	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④
	三六四	四一	五四	一七	二四	三六	四五	四七	六三	八〇

備考 内外地を含む

右の如く、十三年に入り輸出貿易は減退の一途を辿り、貿易尻は軍需資材の輸入と相俟つて悪化し、十三年中に於ける朝野の問題は實に輸出の維持振興策に終始する有様で、後述の諸施策は全く右に基因した結果であつた。

金資金特別會計の設置

爲替水準維持策として、金現送を行ふ一方、金集中策は強化されたことは云ふ迄もなく、十二年七月勅令第三百六十一號で政府所有の金地金を日銀に賣渡の件と共に大藏省令第二十五號を以て、日銀金買入規則を改正し、指定産金業者以外の地金商及び一般市中手持の金を買入れせしむることとし、即日實施せるが、九年四月の日銀買入法實施以來十二年七月末迄、即ち日銀金買入法の廢止期間迄の實績は左の如くであつた。

昭和九年四月(當初)より十年一月十日迄	政府より移換分	十一年五月五日迄	十二年五月十四日迄	十二年七月三十一日迄	計
二七、二〇三	三三、九〇五	二四、九四一	三六、二四六	二二、三七四	二七、七二一
買入價格一瓦に付	買入價格	買入價格	買入價格	買入價格	買入價格
二・五	二・四	三・〇九	三・五〇	三・七	三・六、八〇七
千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
五〇、七九	三〇、六五二	一四、二五二	二六、八六二	五〇、四三三	三六、八〇七

これに對して政府は十二年三月より實行し來つた金現送を一層積極化するに至つたが、十二年七月末迄に於ける金現送高と日銀正貨準備との關係は左の如くである。

昭和十二年一月	金現送高		日銀正貨準備	
	純量	邦貨換算額	月末残高	前月末比較
二月	—	—	五五、五五	四、三三
三月	一三、五九	—	五五、〇〇	三、四九
四月	一〇、〇五	—	五〇、二六	減 一五、七二
五月	一四、一一	—	五三、六五	三、三二
六月	二六、四九	—	五三、五二	減 七、〇二
七月	一九、六三	—	五四、五九	減 二、〇四
計	八四、二九	—	四八、四七	減 五、〇二

斯くの如き日銀の金買入保有金の範囲に限つて金現送は、上期以來の輸入増大と戦時豫算施行上、爲替水準の維持、其の他の爲に不適當となつたため、日銀、鮮銀、臺銀の保有せる金の評價替を行ひこれに依つて一種の爲替調節基金が設定された。

右は第五十一特別議會の協賛を得て、公布されたが、右の關係法規は左の如く多數の法規の下に爲された。(何れも十二年八月公布)

金準備評價法 法律第六十號

金資金特別會計法

法律第六十一號

日本銀行金買入法廢止に關する法律

法律第六十二號

朝鮮銀行法中改正

法律第六十三號

臺灣銀行法中改正

法律第六十四號

金資金特別會計規則

勅令第四百五十七號

産金買上法

大藏省令第三十二號

金準備評價換に關する件

大藏省令第三十四號

斯くて鮮銀、臺銀の改正は九月一日より、其の他の法律は八月二十五日より勅令に依り實施された。右實施に先立ち大藏當局は左の説明を行つた。

今回の正貨準備評價替は金現送によつて日銀の正貨準備が減少し、今後この傾向が續けば限外發行が恒常化することになるので、これを避けると共に正貨準備を可及的に一定額に安定せしめようとするのが目的である。而して右の評価替は暫定的のものであり、且つ貨幣法の改正や金兌換を行ふものでないから、平價切下げを意味するものでなく、それと同時にこれによつて將來に於ける平價切下げの最少限度を定めるものでもない。新に設定される特別資金は、専ら圓爲替安定のため金の買入及び現送を目的とし、爲替平衡の目的を有するものでない。従つて右の特別資金

運用のため新に委員会などを設置せず、金の買入、現送に関する日常の事務は總て日銀に委せ、爲替政策は引續き正金を中心として行ふもので、それ等の點は從來と何等變らない筈である。

然して其の評價替の内容は、現在銀行券發行準備として所有してゐる、日銀、鮮銀、臺銀の正貨準備を、現行の一圓に付純金分量七百五十ミリグラム（一匁に付五圓）を、一圓に付二百九十ミリグラムとして、評價替を行ひ、評價替に依つて生じた利益を政府に納付せしめ、政府はこれに依つて金資金特別會計を設置するものであつて、一應日銀の手許に集中してから國庫に移管せしめた。大藏省はこの特別會計の資金内容を特別議會で左の如く發表した。（單位圓）

一、(イ) 日本銀行より納付すべき金額	
金準備評價法に依り納付すべき金額	六七四、二五四、六一〇
日本銀行金買入法に依り納付すべき金額	二九一、三八六、九二二
計	九六五、六四一、五三二
(ロ) 日本銀行に償還すべき債務	
日本銀行金買入法に依る債務	二二六、一二六、五九七
兌換券條例に依る債務	一一、〇〇〇、〇〇〇
計	二四八、一二六、五九七

(ハ) 差 引

一、朝鮮銀行より納付すべき利益	七一七、五一四、九三五
二、臺灣銀行より納付すべき利益	四、五三七、一四九
三、臺灣銀行より納付すべき利益	二五、一九七、三〇一
合 計(資金總額)	七四七、二四九、三八五

斯くて金資金特別會計の資金總額は七億四千七百餘萬圓を有することとなり、爾後金の現送は同會計に依つて行はれることとなつたが、此の内金で同會計に渡された額は四億一千三百萬圓で、これが爲替調節に當てられ、既に其の全部は現送された。それから後の三億三千餘萬圓は産金の買入、産金奨勵及び國債投資のための資金に當てられることとなつたが、今後右特別會計の内容は秘密事項とされた。此の金準備評價替と同時に日本銀行金買入法は廢止され、新に産金法が制定されたが、右は金の増産及び其の集中を一層積極化する上に於て之等を政府の強力なる統制下に置く必要の爲、金資金特別會計への金の全面的集中、産金業者の管理、未開發金礦の強制開發、産金奨勵、民間金消費の統制等が規定され、依然日銀が政府代行機關とされたものであつた。其の後金問題の重要性から、産金法第十四條第一項の規定に基き十二年十一月金委員會が設置され、金の増産施設を圖る一方、民間に於ける金の使用及び賣買が全面的に許可制となり、實質的には殆ど金の使用禁止が行はれた。

なほ金資金特別會計法規は産金の増加及び金の集中策の進展から十三年三月法律第三十六號、十四

年三月法律第二十二號、十五年四月法律第七十八號に依り漸次改正され、其の運用範圍は金竝に國債から金に關係ある政府保證債に及び、金額も最初の五千萬圓から二億圓にと擴張された。

又當時金の増産を奨励する爲、十三年五月に於て、昨年よりの金買上値段一瓦三圓七十七錢を八錢引上げ三圓八十五錢と改正し、六月に死蔵金貨の回收を圖る爲、外國爲替管理法を改正して、賣却條件での金貨鑄造を許可し、金増産に對する割増金交付等の施策も行はれたのである。

日銀でもこれに即應して、金の集中を一層積極的ならしむるため、十三年七月よりは一應金所在の目標を樹立することとし、賣戻契約附て金製品の買上げを行ふに至り、市中銀行も右に呼應して各顧客筋よりの金賣却を斡旋することとなり、十四年五月から實施した。

なほ又、金資金特別會計は銀が國際決済手段として有力視されてゐる現状から、十四年六月から銀の集中にも及ぶこととなつた。

斯くの如く産金の奨励、金の集中策の強化に依つて貿易決済として海外に現送された額は十四年十一月の關西銀行大會に於ける青木藏相に依つて初めて左の如く明らかにされたが、當時政府の金に對する努力の一端を窺ふに足るものがあらう。

國際決済の手段たる金の重要性は相當多額の物資輸入を必要とする我が國にとりましては歐洲戰亂の勃發致しました今日に於きましても依然として失はるゝ所はないのであります。我が國より

海外に現送致しました金は、一昨年に於きましては八億六千餘萬圓、昨年は一昨年に比較して減少致しましたが尙六億六千餘萬圓に達したのであります。更に本年に於きましても昨年に比べ減少致して居りますが尙相當多額の金を引續き現送致して居る状況であります。此等の事情に顧み政府に於きましては増産金買上價格割増制度を設くる等金の増産促進に一層の努力を拂ひますと共に民間所在金の集中に付ても更にこれが徹底を期する所存でありますから、諸君に於きましてもこれに對し今後とも充分協力せられ度いのであります。

而して金資金特別會計の創設以降の收支概表が第七十五議會で左の如く發表された。

收 入	
(一) 金資金收入	一、〇八七、四二三 <small>千圓</small>
一、納付金收入	一、〇〇二、九一五
金準備評價法納付金	七〇二、〇五六
日本銀行金買入法納付金	三〇〇、八五八
二、運用利殖金收入	八四、一〇七
運用利殖金收入	八四、一〇七
三、雜收入	四〇〇
	三七一

恩給法納金

三七二

金買入手数料

六六

雑 收

三三三

(二) 前年度繰越資金繰入

三、二三八

一、前年度繰越資金繰入

三、二三八

合 計

一、〇九〇、六六一

支 出

(一) 金資金支出

一、二五九、四二八

一、事務費

三三三

二、運用手数料

二九二

三、一般會計へ繰入

六、二七六

四、國債整理基金特別會計へ繰入

二五二、八二四

金買入借入金返済

二三〇、八二四

紙幣銷却借入金返済

二二、〇〇〇

即ち十三年度末に至る収入は十億八千七百萬圓、支出は二億五千九百萬圓であつた。

外國爲替基金の設定

前述の如くして政府は事變勃發以來、爲替水準維持の爲に爲替管理の強化、金現送の積極化等の根本的對策を講じたが、非軍需品の輸入を最大限度迄抑制する方針が採られた結果、貿易は不振となる一方、長期戰體制の確立に伴れて貿易政策及び爲替政策は輸出振興に依る輸入力の確保増大と云ふことに主眼が置かれるに至つた。

即ち爲替許可事務の簡易化を圖る爲に、十三年九月池田藏商相に依つて行はれた大藏省爲替局竝に商工省物資調整局の分課規定改正に依つて物資輸入に關して事務上に於ても又行政上に於ても全く一元化されたのも右の理由からであつた。又當時貿易對策として輸出資金前貸補償制度、特別保稅倉庫、輸出入リンク制が實施されたのも右の一斑を示すものである。

右の外十三年七月に於て輸出振興目的の爲の輸入資金として外國爲替基金が日銀の正貨準備から割いて設けられたことは注目すべきである。

日銀正貨準備は通貨の信用を保持せんが爲であるが、金輸出再禁止後の兌換停止に依つて國內的には其の必要がなくなり、専ら對外的にのみ存在してゐたもので、中央物價委員會等で此の活用方を政府に建議し、政府も右決議を容れて日銀の正貨準備八億百餘萬圓中から三億圓を割きて外國爲替基金

を設定するに至つた。此の基金は前述の如く輸出振興の爲の輸入資金として設けられたのであるから、同轉的に活用せられる様に爲す爲、基金の利用に就いては國內需要に轉用の虞れなき輸出品原料の輸入の場合のみに限定せられ、八月一日より實施された。

斯くて三億圓は海外に賣却せられ、日銀は外國爲替基金勘定と稱する特別勘定を設けることとなり、賣却して得た外貨資金は正金紐育支店に預金の形式で保有され、日銀の指圖に依つて正金は運用事務の取扱を行ふこととなつたが、其の運用に就いては左の如き方針が採られたのである。

一、基金の利用資格者は内地爲替銀行及び在日本外國銀行支店

一、基金を利用し得る取引はリンク制に基く原料輸入資金

一、リンク制の確立がなくとも輸入原料が國內需要に轉用されないものとする

其の基金使用の手續に就き日銀では左の如く發表した。

一、爲替銀行が本基金を利用せんとする時は本行に對し必要な事項を記載して申込をなすこと

一、本行は右申込に對し承諾の場合は爲替銀行に對し外貨貸付の手續をなす

一、爲替銀行は外貨借入の擔保として國債を差入れること

一、爲替銀行で外貨返済に充當すべき輸出手形を區分整理すること

一、本基金を利用すべき商品は、輸出原料にして、國內需要に轉用の恐れなきもの、例へばリン

ク商品又は保税工場に輸入せられ、加工製造の上再輸出せられるものたること

一、輸入商品が加工製造の上、輸出せられるものなりや否やについては、政府が許可に當り確認するも、尙爲替銀行に於て充分注意すること

一、本基金の貸付利率は年二分五厘とす、但し特殊の場合を除く

一、爲替銀行の外貨返済は最長四ヶ月とす、但し事情により期限を延長することを認む

而して設置當初は條件が辛かつたため、利用銀行は正金丈けであり、適用商品も限られた範圍であつたが、其の後條件緩和と適用商品追加に依り漸次利用者も増加し、個人リンク制、特殊リンク制施行に伴ふ商品原料輸入乃至は保税工場の特殊扱ひ商品に迄及び、其の効果は特に著しく、櫻内藏相が第七十五議會で爲した左の答辯が有力に之を物語つてゐる。

一、爲替基金總額

三八六、〇〇〇千圓

一、利用總額

五七六、〇〇〇

内 譯

回收済のもの

三四九、〇〇〇

現在利用中のもの

一二七、〇〇〇

一、未使用額

一五九、〇〇〇

外國爲替資金の集中

爲替政策の強化は爲替市場の統制強化となつたことは勿論であるが、政府が此の種の統制に乗り出したのは十二年二月からであつて、當時は爲替審査基準を作成し、爲替銀行の協力を求めたと云ふ程度であつた。

然し、事變勃發は爲替管理法の強化及び日銀に依る爲替市場の統制となつて示現した。

即ち、十二年八月の對英相場、十三年三月に於ける對米相場の協定に依り正金建値と市中相場とを同一ならしめることに依つて、我が爲替基準たる對英相場は確固たる基準を維持することとなつた。この協定に關しては政府も側面より援助し、十三年三月、十二年の大藏省令第一號を省令第十二號で改正し、銀行爲替取引を許可制とし、對英及び對米爲替相場細目協定の嚴守並に其の他各地向爲替相場に關する合理的相場の算定を條件として爲替取引許可を與へると云ふ方針を採つた。之は結局對英及び對米爲替相場細目協定を爲替銀行に對して法的に強制したものであり、従つて實質的には銀行間爲替取引の許可制を通じて爲替相場を公定せるものに外ならなかつた。又弗並に磅以外の外國爲替に就いても十四年二月より協定が實施された。

斯くの如く、政府は爲替市場の統制を強化するに至つたが、猶これを一層積極化せしむるため、十三年八月より爲替銀行の餘裕爲替資金を日銀に集中せしむることとした。これは日銀と爲替銀行との間の契約によるものであつた。

此の契約に據れば、爲替銀行は各旬末に於て外貨の買持超過となる場合には、其の内の一定限度を超過する金額を日銀に賣却し、又海外にある外貨資金に餘裕が生じた場合には、これを日銀の倫敦代理店又は紐育代理店に賣却する。其の代りに爲替銀行が國內に於て外貨の不足を來し、或は海外に於ける外貨資金が逼迫した場合には、日銀にそれ等の賣却を申込むことが出來、日銀は大藏省の許可を得た輸入爲替其の他必要に基くこと又は必要已むを得ぬ資金なることを認定したる上、申込銀行が其のファシリティー、即ち資金の新融通能力を妥當と認めらるゝ限度に使用してゐることを條件として其の必要に應ずるのである。

これは要するに、我が國全體に於て所有される爲替資金をフルに運用せんとするものであつた。

此の爲替資金の集中は爲替基金の設定を直接の動機として行はれたものである。即ち、日銀の爲替基金を利用する前に、先づ爲替銀行が保有せる外貨及び外貨調達能力の使命を促進せしめんがために行はれたのである。然し爲替銀行保有爲替資金を有効に使用せんとする問題は、相當以前からの懸案であり、日銀への集中こそ行はれなかつたが、ある程度迄實行されてゐたのである。然しそれは正金

と市中銀行との關係に於て政府の意圖通りとならなかつたものであつたが、偶々爲替資金の設定に依つて促進せられ、今回の日銀への餘裕資金集中となつたものである。

これに伴ひ爲替統制權は正金より日銀に移管されたことは注目すべきである。

又、これに關聯して附言すべきは正金と日銀の連絡機構上に改正が加へられた點である。

即ち、これより先、十二年八月法律第六十五號を以て横濱正金銀行條例を改正し、副頭取二名を置き得ることとし、其の一名に日銀理事を任命し得ることとしたことである。

然し、從來も日銀では代理店業務の監督と云ふ意味で、同行の理事を正金の重役會に出席せしめてゐたが、事變勃發後の爲替政策の重要性からこれを法制化したものであつて、外國爲替の設定並に外國爲替の日銀集中に依つて、政府の企圖が判然した譯である。

なほ右法律は十二年九月十日より施行されたが、其の附則に於て日銀條例に依る日銀理事の定員四名とあるを五名と爲し、日銀並に正金の條例改正は公布後三ヶ月の餘裕を置いて實施することとなつてゐたのを、今回の改正に限り、右の猶豫期間を廢止し、直に實行に移した。

第五節 臨時資金調整法の實施

制定の意義

近代戦は巨大なる物資の消費者であるがため、戦争は必然的に國家財政の膨脹、國家消費の急激なる増加となつて現はれる。故に戦時經濟の第一目標は如何にして國家財政の此の膨脹を可能ならしむるかにある。

故に、戦時に於ても平時に於けると同様に生産し、平時に於けると同様に消費するのであつては戦争の遂行に必要な巨額の物資を補給し得ないことは固より明らかである。即ち、戦時經濟に於ては所要物資獲得の爲に輸入力の増強活用を圖り、必要な生産力を急速に動員擴充すると共に、不生産的消費を節約し、不急の事業活動を抑壓して物資及び勞力を當面の國家目的に集中活用することが基本目標とならざるを得ない。而もそれは急激に行はなければならないのであるから、茲に資金及び物資の需給に對して非常な強度の統制を加へ、物資は先づ軍需品の製造と其の生産力擴充に集中し、資金も公債消化と時局産業とに對して十分に供給し得る様にする必要となつて来る。茲に於て戦時に於ける資金調整が必要となつて来るのであつて、事變勃發直後、政府が直ちに臨時資金調整法の立案に着手し、第七十二臨時議會の協賛を経て、十二年九月より公布實施するに至つたのも此の故に外ならないのである。而して其の法令は左の如くである。